

候。頓首。

三月三日

(六五) 安積澹泊より新井白石へ

(國史の三大疑)

安積澹泊一名は
覺、通稱覺右衛
門、水戸の世臣、
元文二年十一月
十日歿す、年八
十二

右本朝の國史に付、三大疑有之候。一には仲哀崩後の事、二には仁徳即位の事、三には天智崩後の事に而御座候。何れも國史の體は、號ありて筆を曲られ候事共にて、直筆とは不相見候。如何御尋被成度思召され候。御尤もに奉存候。御尋の三條、皆々故中納言殿、常々心を御用ひ、日本史輯の主意、全く是より起り候て、毎度議論被申候事に御座候。依之拙者其旨を承覺罷在、致論述候もの有之候は、仲哀より壬申功臣迄八篇、別紙爲書寫入御覽候。是にて御尋之義とくとは相濟不申候へ共、國史の曲筆仰の通にて、國史に倣候ものと、又婉曲に無之では、公共の事に難相成段、御察察可被下候。此八篇鄙作文字拙陋に御座候得共、全く爲私選述候ものにて無御座候。入御覽候義如何に奉存候得共、不懸御目候ては、御尋の事相濟不申候に付、ひそかに呈高覽候。必他見無之様に、御祕被成置、尤僻論見當に無之處は、何分にも御内々に而、思召被仰聞候様、被成可被下候。天武暴奪の事も、明白には難申出候故、天武にては婉曲に申置、壬申功臣大伴吹負事に至て、切直に論じ申候。依之壬申功臣の一篇をも相添、懸御目申候。言外の意味、何分にも御亮察被成可被下候。右の大疑者、皆々國家の大關係、此度蒙御尋の事、甚中肯綮、常々國史に御心を用被爲候御見識の様、乍憚感呼恭服仕候事に御座候。

(六六) 小池桃洞より某へ

(音律を論ず)

遊藝も又一益有之候事、想當り申候事御座候。先年史館に樂の調子を合せ申候。イツチ

小池桃洞一名は
有賢、通稱七左
衛門、水戸修史
局の總裁、寶曆
四年二月歿す、
年七十二

クと申物三次郎持來り、皆々へ見せ申候。私申候者、律竹と可申物にて候。イツチクとはいかど書申候やと申候へば、文字は不知候。兎角律竹とは不申、イツチクにて候と云候。竹暉えも咄仕候へば、いやく律竹にて可有之候。樂人文盲訛傳と申され候。其後中根元圭え與風出會、尋候へば、一竹とかき申候。先是にて大抵知候得共、三管にて調子合申候器御座候、それをば三竹と申候。三に對し候一竹にて御座候と申聞候。又尋申候は、吹竹と申事如何吹申候や、ならす事かと申候へば、鳴すことは無之吹き申候。律竹を吹見候やと申候故、いまだと申候。いつぞ吹見被申候へと申候故、才覺可致旨申候へば、手前に所持候由にて見せ申候。一竹に合せ十二律を吹見せ申候。奇妙成物にて、我を折申候。調子の事を何ぞ知り候哉。鼓鞞は打ものゆへ調子無之候。笛はと申候故、笛も不知と申候へば、それにては御合點うすく可有之旨申候ゆへ、水戸にて三絃をならし見候事有之、何の調子は俗樂なれば、用に立間敷と申候へば、さてく不思議に御存珍重。琴三絃絲の音にて御座候ものを、自然に十二調を揃候て居申候。拙者

ならし候一竹を、一ノ絲に被成候て、二ノ調子を候へと申候ゆへ、律を段々吹、これ二也、是は三也、是は二上りの二也、是三下り也と申候へば、成程調子それなりとて、少口傳申候。能の神樂は□□など申候を、書付候て差置申候。私申候は、一上り一下りと申事も、可有之事なれども未聞候。いかどと申候へば、喜候而申候は、一下りの調子の音曲を引て見候へとて、銀座の余程三絃引の者へ先年申付候て、引聞せ申候。兎角に妙音出不申候。然る所、近年何某と申す座頭一下り之手を引出し、殊の外おもしろき由、頃日も承ると、上左衛門申聞候。元圭自製の律も見せ申候。吹見候に、有來の律をば、少しさかり申候歎と覺申候。鷺尾殿え先年出入仕候而、是非とも日本の律學をとりの立可申存候て、辻伯耆とやらんもともく、精出し申候所、鷺尾殿早世、乍惶知音を失ひ候ゆへ、其後は打捨申候。江戸へ參り候ても、誰にても何事も不申候。吹律の文字御尋候故、段々御咄申候。三絃を御存知無之候得ば、中々夫程にも合てんゆくものにて無之候、めいよなど申聞申候き。彦次郎殿に被申候て、鷺尾殿や伯耆と大きにとり合、

鷲尾殿にも、律には我を折被申候。伯耆もへきゑきして、此律取立申す筈に成、既に縉紳の中のさたに及候と、或人の咄にて候との事故、其後又逢申候時、其段問候て、其取合を聞度候と望候へば、左候はごと申て、一々申聞候。とくととは合點不參候得共、尤成事共にて御座候。これは萬葉の僻按とは違、僻律にては有之間敷と、今以て信仰にて罷在候。一三年の中にて候はど、又何ぞ少々習可申候。竹暉在世に候はど、嘸の喜にて可有御座と、其節も感愴仕候。

(六七) 細井平洲より立原甚五郎へ

(文を論ず)

二月廿五日之貴示、忝拜見仕候。愈御安寧被成御迎陽、目出度奉存候。拙儀無恙致加年候、乍慮外御安意可被下候。思召寄鹽鮭一御投惠、遠境之所不淺々々忝拜味仕候。常々御噂仕候而已にて、自是は御無音のみ、缺情御容赦可被下候。

細井平洲一名は徳民、通稱甚三郎、尾張の人上杉鷹山の師、享和元年六月二十九日歿す、年七十四

先日は赤水老人來訪、致一面接候。御噂承り、大慶仕候。其節御贈序も拜見致候。扱御上達驚服仕候。右老人頼にて、草々に賤詩も遣し申候。

送赤水翁歷遊西南諸勝

見君仙骨微風揚

莫道雲山萬里長

南探三熊弔徐福

記來千歲避秦鄉

甚だ拙作に御座候へ共、懸御目候。此老人諸遊記を被示、面白く御座候。拙著松島記、兒曹共うつし、甚不埒に候へ共、そのまゝ懸御目候。定而誤字脱又も可有之候へ共、謄寫にいとまなく、書生共いそがしがり申候に付、御推見可被下候。不宜所も候はば、御直し御覽可被下候。童子達にも被仰付、一二本御かよせ被下度、御頼申候。諸方からせがまれ、本すくなくこまり申候。近來俗書も御覽と推察仕候。乍慮外、俗語はさらくと御一覽切に被成度候。俗語をおもしろく覺申候へば、自然と雅文にもくせがつき申候て、冗長平漫の氣を生じ申候かと覺え申候。和人も近來は文章を善する人

多々に候へ共、日本人は生れつきて剩語漫長の氣象多く御座候。まして俗語をよく覚え候へば、不覺雅文累長に相成申候而、雅正の氣をうしなひ申候かと覺え申候。俗語はよく源氏物語などに似申候。和文のよきを漢字になほし申候へば、そのまゝ俗語に御座候。一日の長、乍慮外に犯高明申候。老婆心と御用捨可被下候。唐の文には、和人の了見にてはどうやらこれではたらぬ、きこえぬ、さても不文言と相見え候所多く御座候。それが流石唐人にて御座候かと覺え申候。剩長平漫を出で申候て、初て文を言べく、愚意には存申候。高明如何。

井田波門殿へ去年返書進じ申候。其後は御無音に打過申候。御參會之節、無御忘よろしく御一聲可被下候。近年日月に増長の多忙、さてく四方へ疎濶にのみ相成申候。追て可申上候。早々。

三月十四日

立原甚五郎様

左右

紀徳民拜

尙々、羽中の遊言、外にも二三通有之候へ共、扱も多忙、近々寫させ可懸御目候。文集も取立て申度候へ共、よほど有之膽寫之所にこまり、はかゆき不申候。御出府も被成候はど、ちと可勞ものと、常々存申候事に御座候。

(六八) 細井平州よりおさめへ

(貞女の噂)

莉安賀村に三輪と申候百姓の妻、五十七歳になり申。夫は十八の時より病身に御座りて、床につき居申。今年六十四歳になりぬよし。十八歳より夫へ貞節を立間、近邊にていてい女の名かくれなくぬ。呼出し逢申へば、有がたがりなき申。やがて上よりも御ほうびの有之ぬはんと存。十八歳より後家同前に夫を大切にいたし、五十七歳になり申。誠に珍らしき貞節に御座。しばらく俳諧をよくいたし。拙者へ發句をくれ申。

かへり花さくや日の恩土地の恩

といたしくれ申。手もよくかき、所の娘どもへ指南いたし申。三わが弟子になりぬ娘どもは、水際立て行儀正しくぬよし、所のものども吹聴致しぬ。拙者もかんしんの餘りに、歌をよみつかはし申。

雪をはらふ嵐の風のさむけさに松のみどりの色も一しほ

とよみつかはし申。是は三十年餘夫へつかへ、貧苦かんなんをいたし候ゆへ、貞女のみさほも、いよくあらはれ申との心にてぬ。おみほへ御聞かせ可被成ぬ。扱々御徳の難有さ、今様の土民の女房まで道を守り、やさしき女も追々あらはれ、誠によその國にはなき事どもにぬ。子供けがさせぬやうに、かまへ、よく御申付可被成候。めでたくかしく。

十月廿一日

おさめどのへ

平 洲

々々

ことしは、大分としもより、氣もくせくといたしぬ得ども、在郷へ参り、人々のよくなりたる様を見申ぬ得ば、ひたひのしわも、大分のび、氣もわくとなり申ぬ。

(六九) 細井平洲より樺島公禮へ

(上杉鷹山公に相見せし時の模様)

(前略)愚老去る八月廿五日、東都發足致し候。此行は偏に米澤今候の、老候への御孝心より事起り候。久々御談申さず、老候常々遙念止れざるに付、今候其處を甚御勞念有之候て、屹度市谷へ御願達有之候に付、市谷にても、甚孝心を感心致され候故、大儀ながら下向候様にと申渡され、日限の義も、彼地の用事相濟み候までは、心次第に逗留いたし候様にと、細々申含められ候。元來生涯に今一度、老候へ面謁致したき本心、下悞にも相叶ひ候に付、七十の老を忘れて、百里の旅行も存じ立候事に候。(中略)刀根川以東驛々にて、逆旅の主人往々志有之者も御座候て、米澤聖君の御師匠様と申唱へ、逢に

罷出し者も宵に参り、又朝に参り、夜を込て途中まで、禮服にて送り候者も有之候。依之米澤侯の徳、隣國に布き申候様子共感心致し候。十一日振りの旅行、九月五日に南境板谷關に至り候處、國校の督學神保行簡、前日より命を以て勞し申候。其餘吏人も多く差出しおかれ候。翌六日に嶺を下り、府城より三里、大澤と申驛に至り候處、老侯親しく郊迎の沙汰相聞へ候に付、急ぎ候て八ッ過に羽黒堂と申處に著候。最早侯の儀衛遙に相見へ候に付、五六町轡を下り歩み申候處、普門院と申す寺の門前に、兩傍に雲從附伏し、候は路の中心に立ち相待れ候。進んで拜し申候處、愚情は地に手して拜したき存念に候へ共、候の態度は、左候はど是も地に手して御答拜可有之様子故に、是非なく足跣に手して拜し申候。先づ何の言もなく、老淚滿眼に御座候。老侯も淚滿面にて、先生御安泰と計りにて、御案内可申とて、寺門に入られ候。外門より中門まじ、足指仰ぎ申候、三町ばかりの坂に御座候。聯歩にして進被申候。中々一步も前行は無之候。杖を進られ候へ共、辭して杖せず候處、もしや躓きも致すべきやとの心遣ひと相見へ、手

を引かぬばかりに比肩して進れ候。堂に参り候節、御案内と申され候て、階を上り、堂板に俯伏して待たれ候。夫より座に上り候時、是は例の御存知の通り、辭讓久しく候て、漸やく御對坐に相成、そろく言端も出で候て、互に言語に及び申候。杯進じ候て、例の通り進らせ申候て、獻酬も相濟み候。國老落戸六郎兵衛は、今侯の命を以て、同く此まで郊迎勿論、儀を整へ候て、禮容深切に候。さて駿河守殿其外諸公子よりも、名代の使者皆禮服にて、是まで罷出候。大老侯(重定侯)は、其節丹泉に御入湯に付、附の家老一人、使者に差出され候。今日近傍の村民老少となく、田畔に伏して、儀を觀申候者、嗚呼の聲ばかりにて、皆々落淚飲泣の聲啾々と聞へ候。候の徳、民心に感戴の處は、是にて相知れ申候。於是愚老なる者、豈泣かざるべけんや、泣かざるべけんや。(下略)

(七〇) 上杉鷹山公より老臣へ

(募債につきて)

上杉鷹山一名は
治憲、米澤城主、
文政五年三月卒
す、年七十二從
三位を贈らる

今朝は接細翰候處、今日柄佛事に取掛、且林泉寺へ令參詣、其後見舞の者共へ應對、返報及延引候。先以て連日快晴、一段の秋收に有之候。愈以順快の由、一段の事に候。猶々心を用ひ、篤と保養十分快氣の上被致出勤一度存候。

一酒田の本間、尾關が、我等の墨跡を請候由、就ては應對の趣曲に被申聞、家國の爲に用立候者の事故、認めて遣可申旨令承知候。成程金主といへば、唯々財利に走り、小人の様に、金銀の用を足すが喜敷、墨跡を贈るとは、恥かしき事の様に候へ共、此用立候金銀は、何の爲なるぞと申に、皆國家社稷四民の爲に頼まれ候忠誠に感服して、其頼みの趣を宜く聞届候は、義を知りたる人、四民を思ふ人に候へば、何拒事もあるまじく候へば、被申聞候通、絹地二幅認め、中老手許まで近々可遣候。

如來示酒田の本間、江戸の三谷、越後の三輪、渡邊、背けたる面々も皆立歸り、斯迄の志に相成候上は、御家國は泰山の安に無相違と存候間、此上猶々大事に力を盡し可被申、是非大業を成し被申候間、決而此節の病氣等案申間敷旨、勇々敷令大悦候。

斯離れ候諸金主の、又信服の情起り口事も、寔中老の忠實至誠令感通候故に候。是に付ても中老の身柄大事にて候。私の爲にあらず、國の爲に候。自重可被致候。如來意今日は年回到相當七周の星霜白駒過隙間も無之、何彼存出令追慕候。然るに今日前書の通家國泰山の安に至り候其機顯れ候。悦敷事を承候も、則今日の靈我に告知らせ玉ふ事よと、令感泣雖有存候。今日柄には候へ共、今日中此挨拶申遣度令染筆候。不悉

(七一) 黒田家の奥女中より某へ

(貞婦の事蹟)

拜見申上。そろひかねる時節には御座へども、まづ御そろひ御機嫌よく御くらしなされ候御事、御めでたく存じまらせ。毎度御こまやかに、折から御たづね下されありがたく、此よりは御無沙汰のみまうし上。さて又此方に御すよめ申上女中の

奥女中一名はきせ、明和中の人

女中一名はるん
内木四郎右衛門
の女

内にて、公義より御褒美頂だい致しし事、所々には話御座りよし承知致しし。右の女中、生れは房州のものにて、御當地へ罷出でて、尾州へ久々の内輕き御奉公に出で相勤め、暫く御奉公致しし間、金子も少々蓄へ出来し間、御暇いたゞきしひて、番町邊の美濃部伊織と申す旗本へ縁付し處、男子一人出来、かねく繁昌致し居りし處、この伊織と申す人、何か用向にて御座りてや、上京致し居りし内、近邊の心易き人に少々金子借用致し居りしよしの處、右の伊織、大小こしらへて、所々の心易き人々にも見せ、御酒など食べ居りし處へ、この金貸したる人参り合せさぶらふ間、右の大小見せし處、このもの殊の外怒り、借用の金子濟し申さぬに、然様なる物拵へんかと申して、右の伊織を足にて蹴りよし。伊織も御酒の上と申、勘忍出来かね、抜きて、その人に斬りかけし。それより殊の外六かしくなり、まづ所々へ御預けに相成し處、斬られしものは程なく死去致しし。右にて殊の外面倒になり、伊織は直に芝の有馬様に御あづけに相成、直にこの場所より有馬様御許國へ参りし處、番町へ残りし妻子、致方なく、家も仕舞ひ、

彼是致し、何分に其子を大切に育てしはんと、伊織に母一人御座りて、その母は家の親類方へ引渡し、妻は子を連れて、自分の田舎へ引き込み居りし處、その五歳の時死去致し、朝夕歎き悲しみ居りし内に、伊織母江戸より尋ね來り、世話致し呉れしやうに申しにつき、又々母引取り見届け、事も終りて、自分もその節は然程老年と申しにもなく、に付、又々御奉公致ししはんと、江戸へ出でし處、此方御里様の仲居召抱へ御座りに付、御目見致しし處、御首尾致し、それより此方へ御供致し参り、久々勤め上げしにつき、御上にて厚く思召しやうにて、老年に及びし間、御表格下され、金子も餘程出来しにつき、何卒田舎へ引き入り、隠居致したく願ひし間、願の通り御暇下され、此方にて三十年來つとめ申上げしに付、隠居の節は生涯御扶持下されし段仰せつけられ、下りて、田舎へ引き込み居りし處、去年秋頃、その伊織御免御座りて、有馬様御國元より歸りし間、限りなく喜び、早速江戸へ参り、持合せし金子にて、早速彼是とよのへ、兩人新宅に居りし處、その段公邊へ御聞に達し、貞節の事とて、御褒美金十枚、右伊織

妻へ頂戴仰せつけられぬ事に御座ぬ。右妻の名、此方に御つとめ申上ぬ内は、御表使格に相成りて、瀧野と申参らせぬ事に御座ぬ。まづあらまは斯様なる譯合に御座ぬ。委しき事は、なか／＼認め取りかね参らせぬ。一重に此方様御かけ様と、常人も毎度ありがたがりて、御上様の御事のみ申上居りぬ。何も其内御目も申上ぬほど、委しく御話申上ぐべくぬ。よろしく御覽分け下さるべくぬ。かしこ。

(七二) 岡本みちより父母へ

(鏡山の芝居の尾上局の遺書)

御二人様いよく御機嫌よく御座遊ばされ、御嬉しく存じ上り。まづ／＼申上ぬは、私こと、何とも一分相立がたき事御座ぬまよ、自害いたし相果申ぬ。其次第細々御申上たくぬ得共、ゆふべさつへ、夫となく物語致し置ぬまよ、御聞遊ばしぬはんと存り。細細申上ぬては、却て御歎の上に、御立腹も重なりぬはんと存じぬまよ、文には申上ずぬ。

岡本みち一 大和郡山の城主本多内藏介の家臣正木代右衛門の女、松平周防守の奥女中、享保九年四月三日自殺す、年二十一

死ぬる程の事故、能く／＼の事と、恐ながら思召下さるべくぬ。御奉公致し居ぬ内も、少しも御恩の程忘れぬ様は御座なくぬ得共、手ばなれ居ぬまよ、心にまかせられず、是のみ草葉の蔭にても氣に懸り。必ず／＼御勤き遊ばし下されまじくぬ。唯々何事も皆先の世の約束と思し召あきらめさせられ、罪の一つも軽くなり、佛果の種と成ぬ様に、さかさまなる御事に御座ぬへども、おもじながら御供養のみ遊ばし下されぬへかしと願上ぬ。最早押付爰許よりも此譯申参りぬ間、左様に思召、御口口ながら宜敷様御計ひ、見苦しからぬ様に仰懸られ可被下ぬ。分て申上りは、此文庫の中に、十四五色ち小道具御座ぬはん儘、皆夫々に御見分させられ、形見に遣され被下かし。此の内妙觀院様御繁昌の節私へ下されぬ地藏様と組一包り。御ともじ様へ、なもじながら上させられ可被下ぬ。九重の御守、懐中の鏡は、朝夕御前様へ出ぬ度ごとに、私顔を寫しぬまよ、御逢遊ばしぬと思し召、御覽下されぬ様にと差上り。必ず／＼御歎の種と、思し召下されまじくぬ。三五郎方へは、殿様より戴きぬ御香合、鼻紙囊、遣はし申ぬ。お

宮へは、是も殿様より戴きし御繪と、奥様より戴きしかんざし、子安貝遣はされしまよ、成人の後姉と思ひ出ししへと、御遣く下さる可也。下谷のをば様はじめ、仁右衛門様半平様、お百代どのなど、其外皆々様へ暇乞仰せ下さるべく也。小田原の伯父様へも、御忌掛り半と、定めて仰せ遣はされしと存じり。其折から妙くわん様へ、此観音様遣はされ下さる可也。御伯父様へも、宜敷品何成とも、少し宛御上げ下さる可也。本庄のうばへも、此金袋封の儘にて遣はされ下さる可也。私より、前よりいとほしがかり呉はまよ、あかつきしものにて遣はし度ぞんじへども、俄のことゆゑ、さつへ計り遣り。是さへも跡のほど如何と案也。何方へも心の程に成がたく、うばは、分て悲み半とこそ、見様に思はれり。さつも斯様の事とは夢にも知ず、此文を御覽遊しは、初て驚き半と存上り。年月の内、念頃にははり吳は儘能々仰せられ下さる可也。いつ迄認めても盡ぬ御名残に、御暇乞計と申残しり。不孝の者として、定めし御ともじ様、御叱り遊はし半と存じ上りへども、何事も定まる業因と思し召し下さる可也。思ひ設けし御事だにも、今日になり泪に目もくれ、後先文もしどろに見えわかずま、早々申上り。

みち

御かもじ様

辭世

藤の花ながき久しき世の中にちり行けふぞ思ひしらるよ

(七三) 加茂真淵より本居宣長へ

(講學上の返事)

先月の芳示且續紀の宣命一冊到來。彌御多福被成御勤欽喜仕候。小子無事消日月候。

一右宣命の御考、巨細の事共多くて大悦の御事也、傍訓誤字の御考も宜候間、所念の

加茂真淵一岡部氏、通稱衛士號、縣居、遠州の人、國學の大家、荷田春滿の門人、明和六年十月晦日歿す、年七十

事は、本文に傍書いたし申候。不日に皆調候て後返上可致候。あなよひうむかしなどの類は、己も定説無之候。強たる考をなすのみ。又別の御疑問如例傍書いたし候。但比來別て繁多、初夜の中燈下に書し所も多く、老眼文字不明も有之候。御推察被成候。且辟意多可有之候。御考も候はゞ、重て再論可被成候。改候て是非を可申入候。

一古事記下卷神樂歌、御落手御喜候由珍重也。神樂歌の類は最前も申入候ごとく、伶人の家には有之べけれど、必他へ不出得もの也、御秘にて御他見被成まじく候。

右御返の上次をも可遣申候。去々度神樂の注をいたし候所、思ひの外むづかしく退屈いたし候へば、箱に納他日見改候はんと存候を、いづこに置候ひしや見えかね候。紛失候はゞ残念也。

一古言梯に漏候かな多候。此人多年の撰にて先出來候。餘りに繁多故思ひ落せしもの也。仍て追稿を出し可申心得に申候へ共、容易には出來候まじく候。猶又御見當候非事等有之候はゞ、御糺し頼入候。小子述作には無之候得ども、門下の非説は、同く小子が愧に候へば也。用等のかな拙子もいまだ心得ざるに、いかに思ひしにかわる云々の音として今まで書候を、此度の御考により候はん也。後世といへど一條三條の御代までは、間古意も殘候事も有之故、己むことを得ぬ時は、暫從て後を待べき事也。をりはへをぐいとほしは、先年より論定おきしをいかでもらせしにや、さる事多かるべし。

一アイウエヲを或一傳のまよにゑのかなを書しを、萬葉に得をウのかなにせし所三所ばかり見出しつ、得の音をばトのかなにせれば、ウはエの言の轉と見ゆれば、アイウエヲかワイウエオの二つの内、一はエなるべし。悉曇家に用るにアイウエヲなれば、今是に仍て改むべし。己若時、あしき人に習候事心に残り、三四年漸々に改候へども、猶かよる事有之候也。古言梯にも、その事改よといひしを、魚彦、先月上旬京都へ上それより、攝津へ下、大和一覽、伊勢參宮の主意也。依之よくも改あふせざるべし。伊勢へ參候はゞ、貴所を御尋可申と申候。左候はゞ、御心安御物語可被成候。才は乏候へども、多年故少は心得し事も有之、假字をば勞候へば、よく覺候も多也。御當地拙

の門人弟子ども、近年死去いたし、漸古言梯の序を書たる字萬伎加藤大助と云、尾張黒生黒生は野呂甚四郎といふ町人なりといふのみ、今御當地にては有之候。惣門弟に不仕合にて、去年才學宜人二人まで死別いたし、老後力落し申候。随分と人御情、此學落成候様に可被成候。儒學いたすもの多かれど、皆先人の蹤を追候て、成功の人無之候。いまは皇朝の學のみ漸ひらけかより候へば、此上天下に鳴べきは是也。

一小子皇朝の本意を、長歌か文に書て可進事致承知、しかしながら甚さし當候事ども多かれば、急事にはかなひがたし。されど心がけ候はん。

一名産の糸めふ賞味いたし候。

一我朝の言古歌に残り、古事記その書ながら、歌は句調の限り有て助辭の略あり、記も漢字に書しかば全からず、たゞ祝詞宣命に助辭は見ゆてふ事、己いまだいはざる事にて、甚感服いたし候。此宣命考出來候はゞ序に書れ候へ。且宣命等先訖候て後、古事記の考を可被問との事。是則既いひし萬葉より入、歌文を得て後に記の考をたすべ

き、拙が本意也。天下の人太を好て大を得たる人なし、故に己は小を盡て大に入べく人代を盡て神代をうかどふべく思ひて、今まで勤たり。其小を盡し人代を盡さんとするに、先師はやく物故、同門に無人、羽倉在滿は才子ながら、律令官位等、から半分の事のみ好候へば、相談に不合、只孤獨にしてかくまでも成しかば、今老極慥事皆失達方に成候て遺恨也。併かの字萬伎黒生などは、御同齡ほどに候へば、向來被仰合て、此事落成可被成候。但令義解、職原抄、古袋束、古器物等の事も、一往心得ざれば不足に候。此事も末には何とぞ書人候本にても傳へ可申也。是はむづかしかれど、物の方なれば得やすし、只皇朝の有様の意こそ得がたけれ。猶可申述候へども餘繁文多事故遺候也。

五月九日

宣長兄

是も臥學燈下の狀、御推察可被成候。萬葉卷壹、清書判料を書かより候て、さてさ

て勞候也。

(七四) 本居宣長より長瀬眞幸へ

(學問に關する雜用)

春以來度々之御狀共、追々相届拜見候。先以愈御安全御座被成奉賀候。愚老無事罷在候。乍慮外御安全可被下候。

一古事記傳草稿は第三十七迄出來、仁徳天皇段終申候。板本は第三帙未出來不申候。

一大祓詞後釋、脱稿いたし、此節板下相認申候。無程上木可仕候。

一玉かつま三册、板本出來申候。次三册板下出來申候。古今遠鏡はいまだ上木にかより不申候。新古今みのの家つとは、半彫刻出來いたし候。

一古今古調拜見仕候。面白御趣向に御座候。乍去作者の知れたる歌にも調べ古く宜きは多く見え候に、よみ人しらすに限りたるはいかゞに候はん歟。又歌奉れとの時の歌の

みを撰ばむも偏に候はん歟。必しも歌奉れとの時の歌ならでも、よき歌は多く可有也。序跋共仰にまかせ、致加筆申候。多罪々々。

一近藤春彦事、御地へ參候由。此男ははるかに先年此方へも一兩度參り、入門致度由望申候に付、許諾致遣申候。其後久々逢不申、書狀は折々越申候。此方よりは得返事も遣し不申。右之通故、人物之儀委細は不存候也。

一ひさかたあし引等、冠辭考之説いかゞに存候。いまだ考へ付申間敷は、冠辭考之説可宜存候。シキを敷の意としては、敷のと云ふつゞきいかゞ也。

一朝野群載にいでたる、大祓詞末の處少々遣申候は、私に用むためなるべし。

一さいばら名義未詳候。前張といふ説もいかゞに存候。

一鶺鴒の渡せる橋は、何の事もなき歌なるを、かれこれやかましく申候は、近世のくせ也。

一舊冬紀州へ罷越、彼表首尾宜歸國仕候に付、御悅被仰下、忝奉存候。

本居宣長一伊勢の人、姓小津氏、後本居に改む、通稱春庵、又中衛と稱す、國學の大家、享和元年九月二十九日没す、年七十二

一每度大平へ御加筆之趣申聞候。

一追々被遣候御疑問、竝古今古調一册、此度返進申候。御落手可被成候。御詠草今一册、并御問目一册、是は跡より返上可申候。不相替、殊外紛冗、諸方之用事共山々さしつどひ、夫故久々御無音申候。

一帆足詠草致加筆遣し申候。殊外取込罷在候に付、書狀返事は、たゞざつと申遣候。此一包乍御世話、御傳達可被下候。

一賀茂社格別之御尊崇にて、皇女を齋に奉らせ給ふ事は、今の京はもと、賀茂大神の敷座る地にて、京城の主たる故也。此例上古倭の京の時、大倭の大神へ、皇女を齋に奉らせ給ふ例にて、崇神記に見えたるが如し。

一愚老俗稱相改申候。中衛は古への官名にて、後に改り申候。古へは近衛中衛と相竝候を、左近衛と改め、中衛を右近衛と改められ候也。萬葉にも中衛閣下と御座候。
一阿蘇大宮司姓は阿蘇君たるべきに、宇治宿禰と申候由、是は何れの代に改り候に哉。

宇治と申すは地名歟、いかゞ。御序に御聞糺し可被下候。

一當春此地へ御越被成度御心掛被成候處、無據御用等有之、其儀に不能候よし、何とぞ其内御見合御登り可被成候。石州小篠大記も大方當年中も逗留可有之候。校合物寫し物等、日夜出精に御座候。毎々貴君之御噂も申候事に御座候。何とぞ御出奉待候。當年中は先づ若山へ參候事も御座有間敷候。

一御芳詠忝致感吟候。

一筑後久留米小關權平は、御文通など無御座候哉、厚志の人にて御座候。

一江戸千蔭萬葉解、追々出來珍重に存候。

一松平周防守殿參宮にて、明後十三日當地泊りに御座候。兼々愚老へ御逢有之度由にて、旅館へ參候筈に御座候。此候案外に出精に御座候。歌も大分宜御詠候也。

先は度々之貴答、旁如此御座候。尙期後信、取込早々。恐惶謹言。

八月十一日

平田篤胤一山羽
の人、大角と稱
す、伊吹宮と號
す、國學の大家、
天保十四年閏九
月十一日歿す、
年六十八

(七五) 平田篤胤より伴信友へ

(學問上の相談、身上のぶちまけ咄)

新年御平安御加年、御同様目出度奉存候。尙期後喜之時候。恐惶謹言。

正月五日 (實は二月二十日也)

平田元瑞篤胤(花押)

伴州五郎様

○國史校本まづ寫し候だけ差上申候。

御返し節、もし可相成候はゞ、其かたに御取出しの御本の異を、人に仰せ付られ候て、御書入可被下候。なるべくはのこと也。

○凡て命を蒙り候事共、遅くか早くか、段々相果し可申候。例のおこたり出んとする時は、いつも御狀を出し見候も、わする事なし。御手澤一つもはからし不申候。

○佃屋も毎々御傳聲ありがたがり候。何か上度とて、氣をもみ候故、少弟達て留め申候。

○塙帝系圖、螢蠅抄いまだかりに不參候。其故ことに盡しがたし。されど是もおしつけ相果し可申候。

○康頼本草も承合可申候。少弟は一向しらぬもの也。

○和名を主にしたる本草の様なるもの云々、是は世にあるまじく候。但し關山が啓蒙てふものは、和名を主とはせねど、和名のしれたるは、皆擧てありしかば、よきものなり。これに付て歎息あり。先年その啓蒙の草稿、名は何とか題し候を、ふと見出で、三十卷ばかりの物也、竝木君にまづかはせ置候ひき。啓蒙はリツバにしようとして、俗の事はみな除きたり。御樂に其俗なるが入用也。彼の書には俗なる事がたんとありし也。惜べし。○諸國方言物類稱呼と云ふもの、御覽被成候か。随分取べきことどもあり。うすき五册也。○さて悴事につきての御心配ありがたく、例の雞肝方は、一昨年たんと拵

候て、しばらく用試候處、さしも驗もみえざりし故、轉方いたし、夫よりくさぐさ治療に相渡り申候。然處、今度松原主御遺案、及びかの祕書の御抄出の趣などにて、しばらく持重し用ひんと、又々存立候て、此節常陸の國の人、疝一道の名口にかけ置候。海人十劑也。煎藥の間に使用ひのこし候雞肝丸十匁ばかりも御座候を、松原君御示しのごとく、三分ほどつつ三度つつ藥用仕候。其名醫の御方は、先祖某といふ人の、くすし神よりのゆめに傳り候方書を以て、施し候由にて、灸治を旨と致すことにて、所謂阿是灸にて、疝虫通行の道々の筋を尋てす候ことにて、一トまわりつつにて、點所相かはり申候。十ヶ所ほどつつ毎日す候事に御座候。然に一向びくともうごかず。是は去十一月より今以てなり。實に其の苦勞難澁、きけんとりうらかし候さま、御遠察可被下候。(マタ末ニモ申候。)

○イセ風土記抄云々、是は風土記を略抄したるものか、註をかけるものか、承り度候事。○さて此節御加筆のもの共功をなし候事、實に謝し奉るべきやう無御座候。夫故に思

ひ出し候とは忘るゝとの事、待平稜感(コレハナゾガキナリ)中氣の様な風評有之候に付、私心ひそかに雀躍いたし候所、ほどなく快氣、大きに力を落し候ひき。この心内深く御勘考可被下候。

○御 聞 きには御こまりのこと御案じ申上候。野弟はいそがしくも何ともなけれど、漢人も申候窮狀、それに悴が病氣、其中に大業を成就せんとの苦み、戎人伯夷が傳、司馬遷云、天は是か非かと云り。篤胤も云、神は是か非か。

○珍書出かより云々、あらく其書面は胸臆にうかみ、御丹情ありがたく、めで度拜見の時もあらむと樂み居申候。尤決してせず。

○しをりのこと、扱々粕屋主病氣にはこまり入候。小弟取しきつて、かゝる事出來ず、門人どもの中に、兩三人に是は人のことと思ふべからずと云(コノ説甚長シ)とさとしても、少し見解ある輩は、自分のことのみしたが、云所をば尤に聞つよものりあしく、漸々かの堀尾大膳と大野廣則にうけさせて、かゝらせ候つもり、中にも右大膳はま

り也。さるにても粕屋が病氣にはこまり候。實に持病とは申せども、あの様にては、此大業は出来まじく見受申候。随分心は八丈ヶにはやり候様子なれども、身の弱きにはかなはずと、しみん、歎かれ候。それに種々負せ付おき給へる事多く御座候とて、夫を殊の外苦にいたし居られ候。逆もしをりは今年中のしごとと可被思候。決して油断は致さず候得共、頼におもふ人が右の如くにては困りものなり。和訓題林も借出し、しをりとそろへてあれども、未だ取かよらず。扱々恐入候こと也。日々御書入ものにて恩頼を蒙り候に付ても、怠りをるかと思召候半かと、心想に絶候ことに無御座候。

○史徴のことをなどて餘りいそぎ給ふかと、粕屋も被申、篤胤もこれはしをりよりは後れてよからむと存候。(末ニモ申セルコトアリ、合見タマヘ)

○またしをりの事につきて、云ふ言より事實をしり候事も多くあれど、予が得手勝手の了簡なるか、どうしても事實を明らかに置て、扱言にかよる方が順のやうに被存候。かくしてまた事實に立かへり、細吟候て始て大成に相成べく存候。夫故しをりに予がひし

とかよりきりならず、人をおだて候事に御座候。何れにも、どうぞくして、君と二人しては大成致すべくと存込候所存候、底津右根に突立候間、左様思召、怠るなどと御疑心被下間敷候。神名帳、和名抄、其外の御書共へ、いさよかも書入を致さず候とも、書入たるよりはたと考置候間、御案被下まじく候。其證據を今度の便に見せ奉らんと致候處、その稿五十丁ばかり奉らねばならぬこと故、寫し出来次第早々可申上候。夫にて御うなづき可被下候。

○異記に入手仕候。御尊申候本は、かの戸塚が出て來ねば叶はず。大方今月中に出来可申候。夫故御尊申候由。系日本紀のこととも氣をもみ居候。乍去是は我の手にても随分出来そうに御座候。(八十八本校合のこと、畏候。如在無御座候)

○屋代へ御かし被成候折本、此節申遣し候へども、今少しとて返さず候。かの仁の長きにはこまり候。姓氏録も、是は實に今少しに成候へば、今度の便に返上致かね候。

○和名抄ありがたく寫取候間、返上仕候。さて地名等のこと、御流儀のごとく人の來る

ごとに書を出して尋問に及び、めつたにかき入置む心組に御座候。是又油斷致さず候間、御安心可被下候。

○姓氏録も程なく返上相成候へ共、神名帳はいつち跡に相成候。其故は、たしかに本文ばかりの寫は入御覽候と覚え候。かの如く出來候得ば、此節日々かの御書人を考索入用に付、寫させ候間も、座右をはなちがたく候へば也。乍去、晩夏比には返上に可相成心組に御座候。是程大切に致候にて、恩頼を蒙り候ことは御遠察可被下候。

○屋代藏の名義類聚抄の口と奥を云々のこと承知仕候。乍去此節一向に門出もならぬ譯故、しばらく遅れ可申候。

○逸風土記と惣國風土記を題にして、神名帳和名抄の考證を書入れ、一部として云々の御趣向、尤も大にくくよろしきこと也。されどまた此上の御丹誠大ごとに御座候。實はしをりよりも、此方を先にする方順也。さてしをりは、心組をして置て、心長にする方、骨折少くと存候。能々御勘考あるべく候。

二月廿日(認めて先机上にさしおく)

君は諫め給へりしかども、月六の内講は、せねば門人の取立にもよろしからず候故、正月十三日を發會として、二七の日に古史演説いたしかけ候。其の日は晝の處を又夜も説こと也。其故は、夜ならで出かねる人もある故也。扱々大儀なることに御座候。さて十三日は粕屋子なども御出にて、晝夜に八十人ばかりの人々、酒吸物二つなど出し、大さわぎなれども、一文も予はつかはず、そのもらひたものにて餘るほどありしは、いかに妙なることに候はずや。かつて十七日より本たうのこうしやくにかより候處、史傳はいまだかくてあれども、記傳を傍にぬきくにひろひ、古史に合せて演説候はどよからんと始候所、さすがの能辯も其のくり出しにまごつき、または記傳の委し過ぎたる處に説入るとして、さこそく聞苦しからんと思へば、おもふまにく説にくくなりて、漸く其日はすまし候得共、これではとても、記傳をぬきく古史に合せ説ことならずと、無據古史傳に懸り申候。夫は會より會迄の間に致候ことにて、引書は記傳と神名帳御書

入と、これまでの記臆と、三部の書より外には出さず、(出したくも何もなし)書立候とに御座候。會日は晝夜故に、そのあくる日はくたびれて何も出来ず。しかれば中三日に一日分をこしらへ立候事故、追ひ迫られ候様に御座候。乍去、尤も雅文に認候初段、古天地云々に、第二十二段事戸度の段まで、例の細字七八丁のもの四卷、まづ此節迄は初稿相成申候。

其内に、信友云は三十四ばかりもあるべきか。其外に、御書入より得ながら信友云と云がたくて云はぬのは、いくらかしらず。

さて此分にてつくり候處、神代二の卷の注ばかりが、史傳の様なもの三十卷足らずになる様子に御座候。是を古史本文に十五卷につきも合すれば、四百五十卷となるを、末に成ては注も少くなると見ても三百卷に近かるべきか。扱々あぐみはてたる事に御座候。尤も夫は、記傳に例を三つ舉られたるは一つにへらし、大字に書れたるも成丈は小字に書、記傳にゆづらるゝ丈はゆづりても、かやうにたんとなるには困入候。扱て是をかく

に、記傳は十七卷目迄かりものなり、(それをかへせというてどうもならず。所を今しはしと云て返さず)それより次の卷は遠方に持人もあれど、みなかしてくるゝ人でなくてはやくたよぬゆゑかりず。夫故、こゝにいはいはまほしと思ふことも、多くはもらしておいて、それでも記傳の目録を持て居るから、さし支へる所へ行くと、たとへば、

○散去矣 師云(この説記傳四十三、四十四丁にあり)

○杖 和名抄に云(屋代が話の杖の説記べし)

○骸 信友云(この説きよて記べし)

○投櫛云々 東鏡云(玉かつまに説あり寫べし)

などして白紙にして置也。傍に御あづかり申候和訓しをりもあれども、手にも取らず、持合の説ばかりでまづ初稿を記し立見て、さて見たり聞たりして書添候手段に御座候。さうなくては、かりた本は長くなりて、人のきけんをそこなふから、又かして呉れず成たけまづかりず見ずきかずに、今迄學び得たる丈、記臆して居る丈を以て、仕上るつ

もりに御座候。盛なる哉。

これは彼のつれづれに、何とか云ける法師の、よき説法者にならむとて、其下じこみにかよつて居るうちに年たけて、説法者に成かねたるとかいふ咄しのをかしく覺え候まよ、まづ説法の眞柱を立置で、造作はあとでせんとする小弟流なり。夫に就ても、君は餘りに近頃ひろくものし給ふこと、愚弟はいかう思ひ過して、よいかげんにして、はやく造作にかよひ給へばよいと思ひ候也。昔は君は小弟を諫め給ひしが、今はありやこりやになり候也。愚意には、柱だてそろひ候はどふしんはいつか出来べくと存候。但是もよく思へば、書物を持たぬから出たる事にも候也。何れ細工は流々とは申ながら、これまけても篤胤が異見に就き給ひて、早く一方に御力を入れ給はんやうに祈り候こと也。(なほ下に心腹を吐露して申たることを見給へ。)

○悴義、此節までにかの灸醫者の療治を受候こと凡て四月ばかりなれども寸効もなく、近頃かの醫ぢれが来て、針せばやと申候故、灸よりは又いやがり候を、手をおさへ足を

つらまへて兩度針を致候。凝つよく中々うけつけぬを、無理やくたいに龍頭ぎはまで十五本ばかりづつ打込候。其さわぎ御察可被下候。針をくつくとおし出し候様の虫勢にとぢられ、反て針は出申候。其中にびつくり致候は、金針の一寸八分を龍頭ねぎはより折て腹内に留り申候。是にて大きに動じ、連も今度は叶はじと存候處、又々元に復して、随分きけんよくあそび居候。針は腹内にとけ候か、五七日以前なるが一向にいたいと不申候。ア、是にもかよひきり申候。つらくに見れば、母が面かけによく似たる悴、どうぞ治して遣し度とて、こんな氣をもみ、療治ころすとは此事なりと歎き候が、先此歎はやすまり申候。此上は御厚情の消疳散を本劑として、雞肝方をかねて持重いたすべきに決心仕候。是迄の療治の中に、消疳散とは、やく方は違ひ候へども、この類方も、四五十日二三月づつは相用も致候へども、此上は右の如く致し、治不治は神まかせと致候半と存候。扱々ありがたしく。

○しをりの代料を、とくわすれたれども、ちとたらざりしやうに存候。料を申上候と存

候。夫は其砌の事故わすれざりし也。書林のうりあけもとく失ひ候。眞曆考の寫料は此次の御便に被_レ遣可_レ被_レ下候。五六匁と存候。

○こゝに小弟身上の事申候。果しもなき申ごとながら、絶窮の様子、前後をつどめて此節の苦しみ、まづ暮にはあてもなき春になりてと、當り前に借金を盡く斷り、どうやらして年はとり候處、たかで八人扶持ばかりこねまはし候こと故、何として參るべきや。其處へ、方角火消故、其火事場の出醫を申付られ、是も無人ゆゑなりと、目付が頼同様に申候故、引込もならずと受候處、火事羽織なし。夫のみならず、醫者は醫者だが藥箱の上おひなしと云ふ私の事、そこで大騒ぎして苦しむ所に、駿河より眞柱の料一兩來る。所が未だ年始に出でず。外はうちやつて置ても、本でも借りる處へは行かねばならぬから、夫を以てまづ人の曲たる髪斗目を借り出して著て、たゞ一日に年始を勤め、翌日もとの穴へ納めて、それで火事羽織、藥箱の外おひを買ひ、まづぼつと息をつくと、去年門人の悪ものが、藏本板を曲たる十兩の尻が來て、板を先へ引取られんとす

るに、これに當惑。どうしても先がきかぬから同心を頼み、おしぶちに待たせて、六日まで安心とはなり候へ共、これにも一兩ばかり。尤も人に借りて利を出したり。まづ善いと思ふと、去年大煩ひの砌に曲たる本ども、元利共に十兩ばかりの者、段々に斷り置き候へども、十四五ヶ月になる故、流れると云ふに、殊に人を入れて、先づしばしと云つても聞かず。そこで佩物を、先づ利分半金のかたに入れてをさめたり。すると去年春、下女が深切で、元は予に聞かせず、(病中なれ)彼が服類を三兩半曲たるが流れると云つて、櫛の齒を引くが如く曲尾がせびる。(これは今以てまづだましておし付置)所が三月に近寄り、去年三月曲たる誰が流れると云て來る。流しては娘が泣くから、此邊の苦勞言ふ計りなし。そこで虚病を構へて、例の火事羽織と、ふだん著用羽織を入れて、一兩二朱にて受出したれど、節句の日に、子供に著がへさする事叶はず、今年始めてふだんの儘にて節句をさせ候。外へ出るなと云つければ、おとなしくをり候。二人の子供が心内の不感さ、野弟心内御察可_レ被_レ下候。所へ和名抄の寫が出來たと云て、其料を、よ

こせといふやら、此彼貳朱壹歩貳歩の少かりを、櫛の齒をひくが如し。例のシマチリの小袖一つの處、うるしぬりの如くなりて、入湯にも行れぬ仕合、はおりがないから内會も出來ず、此節の有様、億萬中の一を申上候も、かくの如くに候也。夫故屋代へも塙へも、本をかりに行事は出來ず候也。此中にて、古史傳の著述は怠りなく相勤申候。御憐み可被下候。儲古人も貧を語るは求むる事あるに似たりとか申事にて、他人には申難き事乍ら、心ありて君には申候。夫は、其中にて能く其學をするとホメラレムと云ふ弟の情にて、中々以てめくされ金の合、力を望むがやうに思召され被下まじく、そこらの卑しき心は、露許も無之事、神と君とは最とよく知しめさむ。しからば此事を訴ふるの心の實は、いかにと云に、迎も此分にては取續がたく、中々にやしきの人々が邪魔になり候故、暇を取て浪々となり候はゞ、却てよき術も出來べくと存候也。これは首くよらうと思ふはいかにと、相談するたぐひにて、しかせよと宣はぬ君なることはしりながら、餘りのぢれたさに、かくは思付候事也。何れ大行は細瑾をかへり見がたき場合も御

座候事、御くみわけ可被下候。ア、ア、。

○また一ト手段、君の思ひがねにて、眞柱の板を、其地の本屋に望人あるまじきか、御かけ合まじきか。諸國の評判大によろしく、二十部三十部五十部づつの注文は、こよかしこより申來り、また書林よりは、一部に付て二匁五分づつの板料ををさむべき間、すらして呉れろと母込むも、兩三軒御座候へども、例の仕合せ故、すらすらすることも出來ず候也。彼板は四十兩餘懸り候こと故、夫に少々作料をつけて、ならば五十兩からに致し度候也。もし是が出來ると、夫をつかふ間に、又々手段の致方も候也。幾重にも極密に早々に、相成ることなら御頼申上。ごく密といふわけは、是をうつては入銀家へ對して氣の毒なれば也。追てしらるゝは詮方なし。是が此書中の大關係に御座候。迎も五兩や七兩の目くされ金は、此節となりては何の益にたゝず、めしの上の蠅を追ふたぐりに候也。

コレヨリマタ雑談になる

二十日ばかり以前に、門人松永イセと申すもの同道にて、かの高柳信十郎信之入來、扱

扱大變なるをこ人、實に口に出して、吾は天下に敵なしとて、彼此にて勝をとり候事ならべ立て、御上のことなども服させ候由。さてその問答のことなど具に語り、にくさいふばかりなき奴の馬鹿ものに御座候。御流義にならひ下より出て、殊の外に増長させ置候て、しりばりに平田流の大攻撃を相用る候と、三拜平服、大汗をかよせ候こと、近頃の大笑と、實に面上の汗をぬぐひあへず、松永などは彼が啼たりと申候程のことに御座候。此問答の始末、松永が書取り、此節致し居り候様子、御笑草に書終り候て、御目にかけて可申候。眞のをかき咄しはこれに留り候やうのことなり。

○大平主より返書参り候文に、御著述の奇書云々遂熟覽候。さてく面白き事共に御座候。貴地邊古學同志衆人を信入せしめんととの御手段、御骨折御尤の御義致感心候。此地門人の内志ある人々にも見せ候處、いづれも感賞いたし候事に御座候云々とあり、しぶくながら、是ぞ御挨拶一ト通りはほめられたり。さるにても奇書といひ、貴地邊と云には、心ありけに候也。棟梁とある人の言には、今少し實のありそふなことに存候也。

○内山眞龍よりも返書参り候。是は大平よりは、餘程實のあるほめかたにて、ふりはへ

て尋候事を、殊の外喜び候様子、紙面の上に懸れ申候。あはれなる老人に御座候。とかく彼國邊の人々は、此老人をにくがり候は、氣の毒なること故、いつも取なして、しか思はぬやうに人々に申きかせ候こと也。

コレヨリハ初度ノ返事ナリ

○一切經音義、随分持人御座候。御樂々五六百載は生て居候こと故、随分御心長に御覽可被成候。是も語彙に必要な書をと、かねて含み居候こと也。

○上野國神名帳、かしたるに人違ひなけれど、かりぬといふにはせん方なし。依て此度塙本にて寫させ上候。

○尾張國神名帳は、御覽の様子故上不申候。御入用ならば、可被仰下候。

○掛塚郷關大和と申す、彼松下嘉平治の化たるにて、貴船大明神の神主と成候男也。私方に半年ほどさし置、専ら予が口眞似を上手にいふをかし人に御座候。

○中山治助美石にすよめ給へること、至極御尤、物ごとくぞ左様有度候。

○篤胤を道の大将と押立たきと、道々の才子たちに御勸進のこと、いつか申候通り、ど

こまでも先鋒せんぱうの器有て大將の器にあらず。よく己は知居候也。先に柱を突立ておいて、人々の説をもらひためて、造作する位のをのこにて、尤も才子は才子に御座候。乍去乞説學者と可申候。君こそ大將の器にはおはせ。予は先鋒也、臣也、弟也、君は大將也、君也、兄也。とは申乍ら、篤胤程の弟は外に持給ふまじく、是は少しみそけに御座候。此間も門人共五六輩はいを机前に集へ候節、たとへて申さば、神代の事實を見るに、火神生坐しの段よりは盡く火神のことより起れることにて、夜見段もミソギの段も、云ひもてゆけば、火は萬物を害そこなひなくなす畏かしこきものにてはあれども、是よりは萬物をなす所が、土の神の功と、よく和合せでは物にならず、火神の火を制せして火に功をなさしむるは土なり、扱御名と予とは、火と土との如し、予は火に屬つき、御名は土に屬つく、夫故かくの如く書入れたる物などを、みな予にゆづりて功をなさしむ。又御名と予とは、荒魂あつたま、和魂にぎたま、(予は荒、君は和)一體分身なりと申きかせ候ひき。そは始て御尋申せし時より、不測そくにも魂たましひ合せ、君の心付たまふことは、予もほのく心付き、予が思立つる事は、君はとく心付たまふなど、實にあやしく、予早く語彙といふ名をつけ云々とつくらむと云へば、

君は予もしか名付んと思ひたりとて、其趣向をかたり給ふこと、君はあやしとは思さずや。これ極めて幽かき契ちぎのなくては、かく魂あふまじく候也。其外養生やうじやうのしかた、またおよばずながら世を憂うれふとか云ふ節ふしのことも、何も、餘あまりに妙たに符ふ合あいたし候也。但し、かく神の上の准なへてたとへ候はゞ、君は例の畏かしこしとて吐しゃり給ふべけれど、神ならふべき人に候へば、たとへたりとも、神は怒りも爲給はじ。案あんに故翁こそうの未ま作意さくいざることを、君と吾われと兄弟となりて、作固つくりかためてよと、幽かかに結び賜たまひつるならんと、野弟はひしと思候也。故に君に對して、予は弟と名告候也。夢々ゆめゆめ世上つうらい通例の文通に、所謂いはゆる弟の意には候はず。然るに君が文に、篤胤を翁よ大人よと宣のたまふこと、常に心よくは思はず居候也。元來篤胤は、此様な稱を付られ候ことをうれしがなる様なことにてはなきに、近頃諸國の人々よりの文にも、皆大人よ翁よと云て、嬉うれしがらせんとかまへ候こと、自ら大人おとなの器にあらぬことを心に辨わへ居候故、なぶらるゝ様に存候。そは上に申たる八口を邪魔になり云々やうの言を云大人の候半哉。是が心に有から恥はしく候也。それでも今時は、大人がはやり候

故、人の稱ふをばうつちやつても、君にかう云れては、汗顔ぬぐひあへず候也。日比心
静成時など、つらく君と吾とが人となり考へ候に、戦亂の時ならむには、君は大將、
吾は副將の器也。治世に志を得て二人竝なば、君は左也、吾は右也。さてまた君と吾と
一人づつあらむには、いかにあらむと考へ候に、君ばかりにてなる事遅く、篤胤ばかり
にては仕損ずる事候半。よくよくこれをくらべて、例の御謙讓なく考へ給へ。しかれば、
君と吾とは神の結び給へる兄弟なること決し。故に予は君に弟と言也。元の流れもおな
じ千葉の末葉に候など、是れもあやしきことに候也。かくて君は、吾より年も三つばか
り長じ給へり、兄なること更に論なし。また心には弟とも見給はずば、忤が病などをか
ばかりは御心を用ひ給はじをや。松原と再應の御文通、また御相談の様子、例の祕書を
くり出し給へる様、また福井に問ひ給へる様など、すべて御用心これより見るが如くに
て、覺えず涙が落候也。さて篤胤が相識れる人々、門人は更にもいはず、とかく予をす
ばらしく畏くのみ思ひ候様子にて、叱り候人など一切なく、つらく見れば皆篤胤より
下手の人也。けん好法師が申候は、近付は、知ある人と、福者と、醫者と、持候様に致
すがよいと申候は、さることにて、とかく自分の目當とする人を立おかでは、心ほそく
決斷にこまるものに候を、君を其知者にあてて仕奉らむといふ本意に候也。夫に就て堤
朝風主事、温厚の君子に候へども、心あまり有て辭たらずといふ人にて、いかにぞやと思
ふことをもちだされ候人なれば、こよの場には少したらず。夫故一向に君を知者とたの
み、彼主と二人ならべて兄と敬ひ、予が火の高ぶる方をしづむる水土の知己と頼み候覺
悟に候也。但しかく申さば、例の豊當、乎など宣ふべけれど、篤胤が心に決めたること
なればいかにせん。此に於て、以來文通の名例を正して、吾より君に奉る書には、
伴大兄（雅兄と云は漢めきていやなきみあり）と申候半。
君より賜らむ書には、平田雅弟（これも雅字をかしからねど、大弟と云は畏く、賢
弟はからめきたり。さればかく云より外なし）
と標し給ひね。然れば君が御妻は、吾が爲めに學びの姉なり、君が御子は、吾が學びて

カシコケレド姪めいなど云心得に候。義兄弟と云ことは産靈神うぶたまのゆるし始め給へることなれば、喜び座おほしまさむかし。また君は彼此宣かれこれふとも、門人どもにも疾さく此事を云きかせ、御名は予が御兄ぞと、常に披露ひらかいたし、既に此間高柳が來れる時に、彼にさへ伴ばんは予が兄なるを云々と申たる跡あとなれば、いかにせん。殊に始めに見まえ奉りし時に、兄弟となりて道を大成せんと互に云ひかはしたるを、君はよも假初かりそめには宣はじとぞ思ふ。

○玉かつま道のしるべ云々。コレハ五帙目ごしつめが出候故、夫をも加へて撰み直しに、堤氏懸り居られ候。程なく成功致すべく、夫をそつくり寫して上可かみ申候。初學はつがくを導みちびく最さいくつけうのものに御座候。

○源氏物語目安校正本、眞顔まがほになし。

○作者部類は、好本と云にはあらねど、眞顔所持せり。これに就て、萬葉作者リレキ好本出で、かはんとするに叶はざりし故、人にすよめておきたり。

○近頃萬葉緯まんなか、古歌古文の部九卷、ふしぎのことに手に入置候。江戸にあるは、大概これより多くはなき様子也。風土記の部なけれども、御本にて先年寫し置候故、まづ大成の心持也。

○ト兆占うらなどの字説は願置候。○青鷲の事追て申べし。

○御門人それく相應に何なりとも云々、コレハ早く心付候て申付候。文はまづ少弟があはれ命だにあらば作らましと思ひ候書は、

△語彙 此書の狀は

阿あ(こゝにあの一言の義をとり)、阿米あめ(あめてふ言の義をとく)、漢字天あめ(天の字の義をとく)、さて其合と不合などのことを委くはしいふ。かくて此書、和名抄時代までに限るべく、其中に後世の言にも自おのづから論じ及ぶはしれたこと也。扱て和名抄以前の言はもらさじとかまへ、其後の言の洩もれたるは、後人こうじんに續つづをかよすつもり也。さうなくてはひろすぎて功遅おそし。これは君が爲給へば安心なり。次に、

△史鑑しかん 此書の狀は、舒明じよめいより書べし(この以前は古史にあればなり)

舒明天皇記

元年某月某日即位、大極殿云々（と綱を擧て目は）

一字さがりに、假名にて榮花ぐらゐの文にて、諸書の傳をつぎ合せて云々、紀云々、

（大鏡）などと記し、また改めて、

〔評〕先達の云ひ得たる説どもを擧る。慨言などに見えたる様な説どもなり。

さて此書が、官位昇進のことは公卿補任にゆづり（云で叶ぬ事は云ふ）、佛道一件は元享
釋書なる、何とか云けん佛のことばかりを、國史に抄出たる篇を題にして別書となすべ
し。（尤も關係大きなことは本書に記す。東大寺の佛を造り、繩を引送るたぐひのこと
なり）かくして人々の傳も、通鑑體にこゝかしこに散見するはしれたこと。さて何年何
月何日大納言道綱麁とある所に、此人の傳を取そへて云ひ、それは今昔、宇治、十訓、古
事談などをあつめて也。さて此書にしるしがたく因なきことどもは、別に世説やうの書
を造て、左傳に國語のあるが如すべしと云趣向に御座候、是は御存に候半、竝木につけ

て歌をならはせたる。予が古き門人の才子今井董太郎に申付候。随分爲とけるうち也。
本居宣長卒というて筆をとめよと申付候也。此趣向は如何。其下細工は、或盲人に、史
料と云書を今盛に作らせ置候也。じやに依て、史徴をさし急ぎ給ふなどは申候也。此史
の寫を急ぎ給ふは、大方こゝらと存候へば也。御互ひに若者どもを取立て事を成さすが
よろしく候。迎も手はまわらず候也。次に、

△禮典 此書の狀は、延喜式目は觀式其外式類、西宮北山江家次第などを校合して、

たとへば、

大嘗會式

本文は、右の書の中に大なるを取て本文と定め、其外書の異同を校て分註し、かつ註
解し、中臣讀、天神之壽詞と云所に至て、其文を出して註解、凡て五十卷ばかりに仕舉
よと、玉木元吉といふ松平越中殿の廉士に申付候。きつと爲とける若もの也。大まわり
に懸り切て居候。是も禮儀類典といふ書がある故、大によろしく御座候。尤も朝廷の禮

儀、其外神祭の式のこらす也。次に、

△姓氏解　これは古史から撰み立たる傳を、元に、神代より系圖をつくり、たとへば、天津日子根命

(これ直に目錄なり) 此者云々云々之祖也と記しておいて、これを竟て後に別に筆を起し、天津日子根命之後として

云々云々と、具にコレヨリ出たる姓をもらさず記させ候。是は大野廣則といふ若者大はまりにて其くはだてに懸り居候。それもこれも古史が元に成候こと故、是は小弟引うけ候也。何にもかくして、御互ひに若者共に靈幸ひて、心を安らかに、少しおうじやく致候也。吾が門人は君が御門人なれば、よろしく御勘考可被下候。篤胤が存候ては、限ある命を以て限なき書をよみ、かぎりなき大業をなさむとするには、かよる仕懸けをして、よき子をうみて吾が爲のこすことを作竟さすが、古ノ道ノ意に叶ひ候と存候。精神も氣根もたまるものにては無御座候也。君もさこそは思召らめ。

○健中丸の方書付上候。

あまり果しなく候故、まづ投筆仕候。なほ命を蒙り候こと共、追々相果し可申候。

三月四日

伴　大　兄机下

また筆を取て

伊豆三島神社は事代主に相違なく候と決心仕候。

今一寸は申上がったし。追付其の考を見せ奉るべし。

○正卜考下卷に、塞神に卜問ふことを宣ふ因に、道之長乳齒神のことを記し給へる説は、凡て除き棄て給ふべし。其は深く考へ候に、かの「めぐりあはむちぎりの末は長乳齒の神のしるべと頼むばかりぞ」などの言も、よく見ればたゞ紐を長乳齒の神といひなしたるまでにて、實に此神のしるべする由にはあらず。また此神は決して道のしるべなどをする善神には候はず、惡神也。凡て古事記の彼段には、誤御座候て、船戸神は御身に著

穢物になり坐るにあらす。そは書記とくらべ見て知るべし。時置師神はなき神也。道俣神と云は賽神を混らしたる傳也。さてこそ書記に此二神なし。かくて御身に著る穢物に成たる神は、道之長乳齒煩之大人、開咋之大人、奥疎神云々邊疎神云々云々九神は、皆穢物に成れる神達なるものを、いかでよき神ならめや。海陸に在て禍事をなすは此神なり。此を此國に棄給へるに依て、海陸にまがごとあり。石根木立青水沫ももの言ひて荒びたりしは、みな此神たちと考出候説候也。能々事實を考へ給ひて、かの細書に記されし因云の説はけづり給ふべし。

○ふなどさへゆふけの神に物問へば云々の歌の、ふなどさへと云るは、經莫戸塞にて、萬葉に杖策も衝すも去てと云など合せて思ふに、彼船戸神の御杖に生座る謂に依て、杖を衝作て占へることにてあるべき。さらでは、ふなどさへといふ一句聞えがたし。彼萬葉の杖策も云々を、道往く、勞を助くる爲に衝事と思はむは委しからず。然れば拾芥の文に、杖を作ることを言もらしたるなり。若しくは、誦此歌の下に脱文ありて、作堺と

は杖を作るよしならむもしるべからず。今も道に踏迷へる時などに杖を作て、其ころびたる方を行方と定むることのあるを思ふべし。○云々正ト文ト也黄楊と告も同音也。篤胤云、櫛を以て占ふことは、伊邪那岐命の投たまへる櫛も、笄たかなの生りてそれに醜女しこのめが喰止りしこと今音シルの謂に依て、妖鬼を喰留めて衢神に正しきト問せんとのことにはあらざるか。米を散すことも鬼魅さくるわざなることも思合すべし。さて櫛は本より黄楊木にて作れる物なりけむか。其都宜と云名は、このトに櫛を用ふる故に、都宜櫛と云るが、終に彼の木の名となれるにもあるべし。

○此二條は古史傳塞神の所に御説を記すとて、いさよか考添へたること共也。

○さて正ト、追々御清書と遠察仕候。但しかき竟たまはど、最初に少弟へ御内見願候。なほ申すべきことの候半かと存候へば也。先達て申上候後にも、くさく思ひ得候こと候へ共、全書なければせん方なし。

また俗談

○上に申上候刊行板の一件、もし京になくば、大阪に御手ツゞキも候はゞ、御手段なるべくは願上候。大阪へ加番黒田豊前守どの藩高久喜兵衛と申者、少子叔父分にて、よき人に御座候間、様子により、彼を御使ひかたなどもあらむか。またイセ内宮荒木田末壽すゑしげ（益田大學大夫ト云フ）、此仁四月頃、其御地へ出候筈也。是も少弟が入魂の人にて、内外もしりをり候故、少々右の一件うたひ遣し候。殊に世事功者なる人に御座候。もし御逢ひ被成候はゞ、御つかひ道もあるべきか。又城戸千楯も、逢こそせね知人也。是らもつかひ道に候。坐ろ憐み給へ察し給へと懼みかしこみ白す。

○また云、書林ならでも、京大阪は素人にて板行持候由、其方を書林よりはよき様子に承傳候。眞柱はきつと年十五六兩の株也。願くは持て居たいが、何共々々手段に盡したる故、かくの如くに御座候。何れの道、少しも早き方よろし。

○古史傳の中に、青人草の始の考などは、早く見せ奉り度こと也。何につけても、吾と君とかく離れ給て都合わろし。

○御厨子所預り高橋紀伊守どの役所、しれる道あらば御示可被下候。

コレニテチャンく、三月六日

大玉命社記拜見のこと願上候。

○走湯の縁起、大部のへこたれ漢文、大びまをかきて見候所、屁の如きものにて、彼都かのき花香命のこと見えず。大に力を落したり。稿本なり。

○此頃得候大同醫式入御覽候。眞偽御勘考可被下候。愚弟は餘り立派過る様存候。

○神を人と云へる例、人を神と云へる例、御考可被下候。

○ギナン社はスサスサ（牛頭天道神）イナダイナダ（はり女歳徳神）八王子八王子（八將神）にて、是は曆神に當て祭れること決し。さて八王子は塞神也。此も早く見せ奉らば、正卜に御入覽用かかもしれんと思へど、長き説にて今かきとりがたし。後便可申上候。七日

○十二日朝七時、夢に遠江サヌ郡コトノマチノ神は言代主なりト、フト思得候。コレオボロゲノコトニアラズ。阿波の神の竝座すこと思ふべし。さて伊豆三島神は、事代主な

ること、先にも申候得共、夫につきては、系圖なる玉主命、コトノマチヒメトモ考得候。アハレ鴨一件は鴨大考と名付て別に一卷とせんとする下がまへなれど、六さいの講談に迹を追れ候故、かゝりがたく、残念に候。書て見たら例の細書が五六十丁あらうと存候へば也。何れにも鴨一件は大ごとと思召さるべく候。夫につき正卜考の清書は、まづ少弟が考共を見せ奉る迄、見合給ふべし。また人に見することも、篤胤にかしておいたとでも云つてよしにし給へ。鴨のことがすんだら、神名帳が二分はかたづき候程の大ごとと存候。

○心柱を一名忌柱、天之御量柱、天御柱とも云つて、元來神社にかぎらず。夫は元かの御第を國中に立給へるより事起りて、天皇の宮にも立たる所謂大黒柱なり。大極殿の文をよく見て悟るべし。是も委しき考あれど、今書取りがたし。先頃御尋ありし故、一寸申上候。これに就て、神また子を、一柱二柱といふ事の可笑しき考あり。一男柱二女男柱にて、かの一ト體二タ體などの如き言ならん。男柱は男整也。古語拾遺の訓とるに

たれり。チハヤノ金剛山の籠城などはものかはといふ程の中に、夢相みさとしあるまで、此道にはまり候は、いかなるたわけに候やらむ。御憐可被下候。此節は何事も金ヶ崎々々と、大なる長息一ツ所でなし、無數に言吹居候。かしこ。

○津田葛根君に千萬よろしく奉願候。御滞留中御尋も不申、大不埒御謝可被下候。○しをりのこと御安心可被下候。右膳大はまりにて、此節少々ひま入ある故、すむと懸り切のつもりに御座候。何につけても粕屋が病氣にはこまり候。餘りせめつけ被成まじく、自分にも飛立やうに思ふ様子なれど、かなはずとて、餘りせめたら筆死も致すべきかと案じられ候。

○柱のこと今少し申す。大宮柱太知立と云ふ宮柱も、惣體の柱にかけて云るやうにみゆれど、察にみれば心柱かと存候。御勘考有べし。○ハコレ講談ハジマリ、ヤレイソガシヤ。○又萬葉七に、磐根己凝敷とかける所あり。コノ凝は心のことをいふ時の證となるべき

か。

○六齋さいの講談は追かけられてたまらぬ。殊により候はゞ、月に三度とすると、稿本を作ることも少しゆるやかに候故、夫丈それだけのいとまをしをりに入れて、篤胤目をむき出して懸り候半はんかとも存候。聞人きいての方へ其下したがまへの咄はなしを、今日いたし候半かとも存候。餘りにしをりが苦くになるから。

○ア、ア、どうぞ櫻木さくらぎの咄はなしが出来るると一安堵あんぷなり。君の今の御役がらではどうあらうかと存候。能々御勘考可被下候。十二日 昨日竹内ぬひを、粕屋の安否あんひをきよながら、此書状を相立べき日を聞に遣し候所、十九日とのこと、夫が過れば二十四日ならでは出来ずとのこと、また十九日の使に出す手紙は、明日の内によこさにや間まに合ぬあはとのこと故、なほ申すべきことは相残り申候。大ぜき込みに認め候。

トカキハカイタガ、何ノ事カ自分モワカラズ。コノ意ハ

ぬひが粕屋の所に居る内に、去月十五日御認の御状、並に御本二包ふたつか著ちやくのよしにて、先御状のみ持参もつ(二包御本といまだ達せず)なり。其返事が跡になるといふ申譯なり。ト云テもまだわからぬことちす。

此二包の咄はなし、此御状の御返事は、廿四日に差立候間、こよには相洩あひまら申候。以上。

三月十三日

伴大兄机下

御家内様方へよろしく

○古史傳、廿四日にきたなけなるまよさし立て、其作りざまを御相談いたし可申候。何分願上候。どうぞ今年中に、神代ばかりは初稿相果し度ものに御座候。どうしても記傳のやうなもの、二十四五巻はかけべからず。或問わくもんを入れて、三十巻餘りにもなるべし。こまりもの也。あぐねもの也。

○昨日夕方粕屋氏より、御書面ども御届被下候故、まづそなたの空そらに向ひ、二包を三度

いたゞき、開封仕候。有がたさ云までもなく御座候。中にもイセ風土記抄、扱々奇妙の珍書、大悦無_レ此上奉_レ存候。昨夜四ツ頃までに、まづ一見仕候。中にも、引書が奇妙に御座候。是に引た文を以て、世にある天は神別記等の偽文を糺し候などの大功も少なからずと奉_レ存候。○概論も拜見仕候。至極御尤。甚大度の御趣向、尤御同意奉_レ存候。○悴のことに付申上候。雞肝とんと無_レ御座、冬雞ほふりうり候處へ尋候處、雞肝なりとてよこし候は、皆雞心の干たるに御座候。(いはゆる小豆ぎもなり)先年は幸にして得候を、扱々力を落し申候。依_レ之、何卒松原君に御たくはへ御座候はゞ、正のものたゞ一箇、御惠賜被_レ下候様偏に奉_レ願候。夫を柱にして、また一ト手段せんさくの致しかた御座候。何分是は早々奉_レ願上_レ候。手足は一向不そく、せほねもあらはれ居候へども、此節などは別して元氣よし。腹はひざと反對し候ほどのことにて、いとかたく太さ指ばかりなる虫幾條も手にさはり申候。全く腹胃中のことに非らず。腸胃と腹肉との間のこと故、元氣にかより不_レ申と存候。

○先に申候金針は、とけ候か何となり候か、更にいたしとも不_レ申候。奇なる物に御座候。

十四日

(七六) 平賀鳩溪より親友某へ

(進取をすよむ)

六月二十日之貴札相達拜見仕候。愈_レ御揃御堅勝被_レ成_レ御座幸_レ珍重候。私無事に致_レ逗留候。扱羊毛被_レ遣被_レ下_レ慥に落手、今日堺へ遣_レ候。追々致_レ出精_レ候。

一 此間多田銀山銅山見分致候。銀は幾らも御座候へ共、慶長寛文以後知慧の有者出不_レ申故、土中に埋め置候。平地より五十二丈底迄掘入、水に困り相止め候由。此間水拔工夫いたし申候。天下の事何によらず、人を得ざれば成就不_レ致候。吉野は満山銅銀にて御座候故願_レ書出し申候。いまだ御下知無_レ御座候。肥前より攝津迄は大抵さがし申候。

平賀鳩溪一名は國倫通稱源内、號風來山人、天笠浪人、紙鷲堂、戲曲には福内鬼外、安永八年十二月十八日(一説九年二月十八日)獄中に病死す、年五十四

古今の大山師に相成り申候。

一 本寶の儀、兩人服不申候由、仍之猶時節も可有と被_レ仰遣候。乍去貴君耳順に近うして惡と思召捨るは格別、是式に時節を御待被_レ成候はゞ、例の知恵に倒され候也。何也とも御はじめ、二も三も御しくじり被_レ成候へば、目功者に相成候。手を空うして日燒を待は、愚民の樂にて御座候。何成共御はじめ、天地の恩を報じ玉はゞ、自から恵も御座候。考へ見ても何でも出來不_レ申候。我等はしくじるを先に仕候。其内には火浣布、羅紗、燒物類の滓が残り申候。是から知恵を可_レ被_レ成候。貴君の敵は知恵に御座候。此處能々御味可_レ被_レ成候。同輔丈、觚哉丈なども、理屈を止めて、何ぞ取掛り、憂目を見不申而は、役に立不_レ申、此所苦勞に存候。御萬々、追つて可_レ得_レ貴意候。

六月二十九日

桃源様

鳩溪

尙々、御家内様へ吳々に宜奉願候。桂公へ能く御心得可_レ被_レ成候。あつたら男を庄

屋殿で朽果申候。魯水公貧乏如何。鞠も落ねば上り不_レ申候。元氣をへらし不_レ申候様御引立可_レ被_レ遣候。

(七七) 谷口蕪村より几董へ

(句會不參の斷り)

けふ檀林會御つとめ被_レ成候由、めでたき御事に候。愚老腹瀉いまだ不調、不參、扱々残念之至に御座候。

道君其外御出席の御方へよろしく御傳へ可_レ被_レ下候。先日よいかく禁酒にて、一向俳情も取失ひ候。されども口をししく候故、今朝左の句案じ候。御社中衆議判御たのみ申候。

ほたで 秋暮

鹽淡くほたでを嗜む法師哉

蓼の穂を眞壺にたしむ法師哉

谷口蕪村一初名は長庚、字春星、播津の人、俳人にして又畫家なり、天明三年十二月二十九日歿す、年六十八

嗜たしむを又藏さうすともいたし見申候、いづれ歟。

たでの穂を乾かわけるしほをたしむ哉

甲斐かひがねやほたでのうへを鹽車しほぐるま

秋のくれ

鳥さしの西へ過よぎけり秋の暮

淋しみし身の杖つぎわすれたり秋の暮

秋の句等は、深く察さつし候はど、よき句も可有あり之候へども、病中叶かなひがたく候。湖柳様御たのみの物二幅、御達可おんたつし被下候。四暢ちやうの圖づの中うちを揮毫がういたし申候。是は得意ごういの物にて、湖柳様へもよろしく御致聲可ごちせい被下候。

御神事ごしんじのせつは、けしからぬ御馳走ごちそう、おどろき入候。御令内ごれいないへもよろしく御禮御仰おんらいおんおほせ可被下候。

近日快方くわいはうを得て御見舞、御ものがたり可致候。以上。

八月二十四日

夜

半

几董様

(七八) 谷口蕪村より俳友へ

(百句立の發句)

酷暑こくしよ彌よく御壯健御つとめ被成候由、めでたく存候。愚老ふゆとともに無爲むゐにくらし、御安意可やすい被爲下候。當時御用しけく候由、おとふきよりも折々たより便たよりこれあり候。とかく人者いそがしきが無事むじの第一に御座候。腹痛ふくつうのうれひもなくなり候はんと察候事に候。然しかしちよこくと御たよりは待申候。餘り寥々れうく。社中の輩このころも、比ひ霞夫ははいかにくと、百池を初めつばやき候。愚亭ぐてい此ほどは、百句立發句ひゃくくたてはつくに而おもしろき事に候。初心しよしんの輩も百句の都合あひあひ二時ほどの内に満尾まんび、扱さても奇特くわてきの事と不堪い感慨かんがい、淨寫じやうしや出來候て相分あひわか可申候。此節このせつはことの外取込そりこみ、中々淨寫じやうしやどころにて無之候。御發句なく候や、いかどくと。

蟬鳴や僧正坊の浴み時
 のふがほや黄に咲たるも有べかり
 葛を得て清水に遠きうらみかな
 葛水や入江の御所にまうづれば
 汗入れて妻わすれめや藤の茶屋
 若禰宜のすがくしさを夏神樂
 あふみのや麻刈る雨の霽間哉
 右いづれも得意の句にては無之、百句立の考案こそ思ひ出候まよ、ちよと書付候。然し
 中にも僧正坊のゆあみ時、いさよか蟬の實景を得たること地に候。
 内のものも、くれぐれ御傳言申上候。何分御たよりもあらばとおもふ事に候。かし
 く。

水無月二十七日

夜半

霞夫様

(七九) 谷口蕪村より門人へ

(重陽祝儀の挨拶)

朝暮秋冷相催の處、御ふたかた様御安寧御暮、めでたく存は。拙かた無恙。爾者、
 爲重九之御祝儀、白銀壹兩被掛、貴意、不相替御厚情、忝受納仕は。
 一御發句あまた御見せかたじけなくは。いづれも甚よろしく御座は。添削には及不
 申は。珍重に御座は。折節几董百池など居合せはて、いづれもへ吹聴いたしは處、みな
 みな感賞仕は。於僕怡悅之至に御座は。

發句會兼題

枯尾花 しぐれ

右御案被成は而、是非御登せ可被下所希は。

賀瑞様御多用に付、出句も無之、遺恨に^み。ちと御出可^み被^み成^み。をしき御事に御座候。
愚妻方^{ぐさいかた}へ毎度御傳書^{みでんしょ} 忝^{かたじけな}がり申^ま。猶宜^{よろ}しく御^ご申上^ま。どうぞ秋中^{あきぢゆう}には罷^{まかりくだり}下^{くだり}可^か得^と。
閑談^{かんたん}心^{こころ}がけ申^ま候。めでたく、かしく。

九月十日

蕪村

柳女様

がすゝる様

もやくとくらしして、愚句も一向無^な御座^ま。漸^{やうぜん}二三句左に書付^か。いづれもをか
しからず^し。

女郎花^{ぢやうがは}そも莖^{くき}ながら花^{はな}ながら
門^{かど}を出れば我^{われ}も行人^{ゆきひび}秋^{あき}のくれ

又

門^{かど}を出^いて故人^{こじん}に逢^あぬ秋^{あき}のくれ

いづれ可^か然^{ぜん}や。

貴人^{あてびと}の岡^{おか}に立^{たち}聞^きぬたかな

細腰^{ほそこし}の法師^{ほうし}そごろに踊^{おど}哉^や

姓名^{せいめい}は何子^{なにこ}か號^{がう}は案山^{あんざん}子^し哉^や

此^{こゝ}かなはうたがひにて、歟^かと云^いころに通^{かよ}ひ^ひ。

子鼠^{こねずみ}のちよと啼^なや夜半^{よなはん}の秋^{あき}

みのむしのなく音^ねよりはまさりたる心地^{こゝち}し侍^{はべ}る。

いな妻^{いなつま}や堅田^{かただ}泊^{とまり}りの宵^{よひ}の空^{そら}

又

稻妻^{いなづま}やはし居^ゐうれしき旅舍^{たばやき}り

これもいづれかならんや

尙追々可^か申^ま。已上。

上田秋成一號無
腸、餘齋、鶴の
屋、國學者、雨
月物語其他の著
あり、文化六年
十一月二十六日
歿す、年七十八

(八〇) 上田秋成より松村月溪へ

(序文のことわり)

二日の前書定めて参著たるべし、それ〴〵へ御傳達の事、毎々御世話忝く候。ことしの暑威猛烈、田舎住さへしのぎかね候。紅塵中さぞ〴〵。是につけてもよくぞ歸庵と思ふことに候。随分御あたりなくて、秋をむかへられ候へかすと願ふことに候。中原のあへぎ察入候。其暑氣にあらざれば、青糞家は賑はよぬことなり。盆節季の納りにて、新涼を得られ候へかすと存候也。これも前の御返事をたのみ入候より御傳へ。一前書中綱手の翁へ書通、定めて被遣候事と存候。朔日出の状参り候。昨八日ひさ〴〵にて出府いたし候。披見早々の事申來り候故、取あへぬ返事申つかはし候間、又今日のたよりに貴兄まで申入候事、とくと御聞きとどげ下され、御傳言たのみ入候。ちよんがれめき候へども、これ〴〵月更きいてもくれない、花の都の綱手の翁より申來

り候は、凡董よし野の紀行道入木いたすべく候に付、先達ての序文今一度書き改ためくれ候やう、其義は此行の後、いそぎ入木と思ふ處、家集の事にさへられ、延引のよし、さともじかく書きくれ候やうとの事也。ついて前書は餘り長文にて、當時職工むづかしく、一ひら七夕の費と申來り候。いかさま美濃紙二枚のむだ言、隠者の産業の上にては御難義たるべく、尤にうけたまはり候。しかし去年貴兄御そへ簡の時、面談に申候は、風流の意味は、随分承るべく候へども、名と利との事は、我等日本一のあか下手、一身貧窮の分野この事に候より申置候也。かやうのきみあひ承り候事、かへりて迷惑のことに候へば、まづ〴〵此度は御斷申遣し候。そこで又例のエラかんしやくなどと、悪名をかうむり候事も苦しからず候へども、かの御迷惑の事を、我等かんしやくにして、是非なく入板なされ候事甚きのだくに候。前日も逗留中寢物がたり申上候。追善集はをかしからぬものなり。此後花さくらの集あらば、瘦せたりともあの鳥にと、一かど俳かい中へ飛び込み、御爲おもしろく花々しき軍せんと申候かと存候。何はさておき候て、古人

と兩吟の連歌、嵐山の花これあり候を一校正して、加入いたすべく存候。前日あのかたにて、かのしゆみ方なることども承り候故、是はと存候て、やめ心にもあり 又入板の料さし出し候てとも、未だ一決なく、申遣はさず候處、右長文の御いとひさへ申來り候にては、心ざすところいよくたがひ、是非とも此長文は、御斷申たく候。御誂への序詞は、ひつきやう假名文ながら、無味の口上書にて候間、翁が御自身の任たるべく候。我等風流に於いて、さやうの俗事は筆とり申事はこれなく候事、貴兄御存じの事に候ゆゑ、御迷惑とは存じながら申上候也。ぜひととも御取計ひにて、序文前のも今度のも、やめになり候やうたのみ入候。ついでには草案も御返し可被下よし御傳へ可被下候。是はいよく密事に候へども、あの翁いとをしきあまり、おもひとり候事也。古言に、學ぶや祿其中にありといふ事のことわりにて、しゆみ方のみの事にては、藝道すよみ難し、すよまねばいよく人用ひず、人用ひねば、はてくは窮する道理なり。うつくしき性質にては候へども、當前の利を思ひて、好道のはかどらぬ才へすとまれぬ事、さてく

氣の毒に候。かの利もよんどころなき事と存候故、前にも發句合の點、おためにもと存大のきらひな事いたしおくは、よほどはりこみの御懇意ふりに候。御たのみ事のみ申談候はど、我等もゆくく俗中へ引込まれ候事になり候故、大の迷惑の事ども、此後はかたく御斷申上候。併御交りをごことわり申事にてはなく候也。相かはらず出會可被下候。夜半亡人の跡式事、まづこれきりにて承るまじく候。いそぎの便ゆゑ、例よりあらくしき文詞、橋本流の墨けしやら、不禮かさなり候事も、えらかんしやくのもやうに見なされ申べくと悲しく候。さらにくさやうではなし、便すくなき山中ゆゑ、人をまたせてかくからの事に候。猶委しくは、かさねて可申上候也。おつう様の妙語、あつさにても多からんと察入候。よろしく御傳可被下候。おのぶどのもたつしやか。珊瑚連もいよくよろしくなり、あんきいたし候。

六月二日

秋

成

吳月様

(八一) 伴蒿蹊より親戚某へ

(書證の眞偽)

御狀致披覽候。探幽法印掛物御見せ被成候。正筆にては有べく哉に候へ共、一向面白からぬものに候。狩野家の定まり候山水に候上、探幽にても不出來成ものと存候。乍去爲念月溪へ見せに遣はし候。

鶴澤之手紙とあれば、何様正筆であらうと許申來候。此鶴澤法眼の手紙は、頓度あてに成不申候ものにて、道具屋は凡て此手紙をあちらへつけ、此極札を此方へ寫し取らせ候事致し、頓度頼みにならぬものに候間、兼々御心得可被成候。まだ甚敷事を致候は、名印を切抜き質の方へ切つぎ、正眞の方は名印なしにも致候。正眞の物は名印なくともよく、似せものは繪はあしくても名印正眞故、夫にて出し候。恐ろしき事に候間、常々

御心得可被成候。又御心得のため申入候。世間はやり候ものにて、十が十ながら似せ物多き者、探幽、雪舟、松花堂、繪も書も上手に候。

小堀遠州、一休和尚、芭蕉、凡そ此の類は、素人の嬉しがり、茶人の好くもの故、兎角似せだらけにて、中々見別けらるよものにはなく候儘、必御調へ御無用に候。其外道具も茶碗茶入など恐ろしきものに候。大概茶道具屋は、かたり八分程のものと覺し召せ。先は御報旁申入候。尙期後音候。恐々拜具。

(八二) 龜井南溟より岡野庄五郎へ

(書を望まれたるに答ふ)

時下春寒未退候へ共、愈益御安全被成御座候旨、大慶御儀奉存候。下拙無恙相暮居申候。然者、去春之頃、瓊簡被成下、御返答延引仕候に付、去冬又々御訊問被仰付、名家之書など、種々御遠贈被下、御厚意之程、感佩之至奉存候。尤春以來者、當地

龜井南溟一名は魯菴前の人、物門の儒者、文化十一年三月二日歿す、年七十二

伴蒿蹊一名は實芳、號閑田子近江の人、國學者、文化三年七月二十五日歿す、年七十四

麻疹流行、一向不得寸隙、乍存御無音、大背本意申候。決而御盛意をしらざるには無御座候。前便賜り候書畫之分は、裏打等申付、時々展翫仕候。此節御詩作、律絶二篇、千萬忝拜吟仕候。兼々松岩寺和尚より、御聞達被下。我昔の詩など迄、御寫御所持被成候由、誠に遠の花香とやらんにて、御慕悦被下候段、慚愧之至に御座候。殊に已來鴻鯉往來被仰付度趣、千萬所希に御座候。乍然最早追々及老衰、詩書共に、よくは出来不申候へども、任尊命揮灑懸御目候。和章一首、是又御吟吟可被下候。我昔も追々作り候覺悟には御座候へども、いまだ著稿不申候。成則進覽可仕候。松岩寺へ一封、御達させ可被下候様奉願候。餘は勿々不申上候。追々春暖相催候、御保護可被成候。頓首拜。

二月二十五日

ふみ一母不詳

(八三)

和蘭人の妻となりて渡航したる長崎丸山の娼妓ふみより父清兵衛へ

(禁を犯したる秘密の音信)

あまりとや御なつかしさのまゝ、文して申上まゐらせ給。先々御機嫌能入らせられ給御事御めで度御うれしく存上まゐらせ給。左様に給へば、私事ふと致し給ゑんにて、おらんだ人のフルユラと申御方と二世のやくそくいたし、文政八酉年九月二十二日の夜、長崎より船にのり、空おそろしき沖中へまゐり給所、しきりに御母様の御事思ひ出し、あけくれなきくらし、七日めに、西南松の間に見ゆるのは富士山と承り、ふしおがみ、ふじの山は日本の見おさめと存給得ば、かぎりなふなつかしくかなしく、いよくなきくらし給へども、ぜひなく其日もくらし、其夜大雨風吹き出し、二十日ばかりひる夜となく船はしり給。風もやみ給儘船のやぐらと申處に上り、四方を見わたし給得ば、東南と

思ふ方に、一ツの島見えぬまゝ、あれぞエギリスと申て日本の地を四百里程はなれぬ由
申聞ぬ。夫より船とまり、又々明方に風吹き出し、からのとやら申所にて、船はりし
事三十日ばかり、よふく風もやみおだやかに成ぬまゝ、もはやおらんだへ何程御座ぬ
やとたづねぬへば、二千里ばかりもこれあるよし。私事いんゑんとは申ながら、かよふ
なるとふくの人とゑんをむすびぬやと、おもへばく我身をうらみ、又々なけきくらし
ぬ。さてく不孝のつみのがれがたく、御母様にもさぞく御うらみ被成ぬやとおもひ
わづらひぬ内に、正月十三日と申日に、天竺のイハユと申所へ船をつけ、其所はおらん
だ船のといやに御座ぬ由。シヤキラと申家に久しうとふりういたしぬへば、其地の人、日
本人まいりぬとてめづらしがり、五六里二十里先より、私を見物にまいり申ぬ。夫より
又々船にのり、五月朔日に、よふくおらんだケエテルと申所に船をつけ、私のおつと
の國へ着いたしぬ。フルテレシと申家の名字にて御座ぬ。おつとの名フルユラと申ぬ。
母親と妹一人御座ぬ。日本にては庄屋の頭とも申くらゐの家がらにて、人も大ぜいをり

ぬ間、何ふそくなくくらしぬやうすゆゑ、先々おちつきぬへ共、たべものはにこしのよ
ふな物をつねにたべ申ぬ。五こくは少もなく、私は日本のものなればとて、天竺より
米を取よせたべさせくれぬまゝ、少しもなんぎなくぬへ共、たゞ日本の事ばかり思ひ出
し、かなしくなきくらしぬまゝ、此方の妹きのどくなる様子にて、相談の上五十坪ばか
りの田地をこしらへ、其うちへ私の御母様と妹のすがた木像にてこしらへ、日本エおく
りぬまねをして、日々酒宴をいたしなぐさめくれぬまゝ、少しもふじゆうなく、家内む
つましくくらし居りぬまゝ、先々御あんしんくだされたくぬ。夫に男子出生いたし、も
はや七歳に成、名はイリキンと申ぬ。日本のはなしいたし聞せぬへば、シヤイモインエ
と申ぬ。母様やおば様にあいたると申事に御座ぬ。此方は日本のひるの七ツ時分は、夜
の明がたにあたりぬ由。私も夜あけになりぬへば、日本の事ばかり思ひ出し、シヤイモ
インエとなきくらし居り申ぬ。私心がらとは申ながら、今更しよふもよふもなく、心の
内御すいもじくだされふびんと思召下されべくぬ。長崎のともだちへも、ふみ遣し度ぬ

へども、中々むづかしく、母様へも度々文ふみして御様子御たづね申上度存ふへ共、かくべつ
 つの心やすき人ならでは、一筆ひとふでの文たのみは事むづかしく、長崎のつうじにまひない
 たしひて、程よくねがひ申さねば、私もなんぎになり、おつとも御地へ参りは事むづか
 しく、きびしき事に御座は。夫ゆる文も上不申は。此度ふとしたたよりにて、文して申上
 まいらせは。是も全く神佛の御かけと有がたく存、明くれ神明しんめいさまや天満てんまの天神様、其
 外やほ八百萬の神々様へいのりまいらせは。又此方より、めづらしき品もさし上度はへども、
 文さへむづかしく、尤かくべつの事さへしたよめねば、あらはれてもかくべつのとがめ
 も有まじく、よき折からと存じはへば、私のかみをきりさし上は。是をわたくしと思召下
 されは様願ひ上まいらせは。又其方様より御ふみくだされたく思召御座ははど、其御地
 唐物たうぶつあきんど、薬種こりあつかひなど取扱と人を御見立、此方の名フルユラと、つうじに上書うはがき御頼
 み、御おくり下されはへば相とどき申は。思へばく、不孝のつみ、くれぐれもおそろし
 く、幾重いくへにも御ゆるし下され、能々あくゑんと御あきらめ下されは様願上まいらせは。

おらんだ

ふるゆら内 ふ み 事

あんなみ

堀屋清兵衛様

御 母 様

お て う 様

(八四) 蒲生君平より岡井仁右衛門へ

(借金の依頼状)

蒲生君平一名は
 秀實、通稱伊三
 郎、號修靜庵、宇
 都宮の人、山本
 北山の門人、文
 化十一年七月五
 日歿す、年四十
 七

先夜は參上し御意を得、殊に柿餅の御饗應忝く存し奉り候。其節折悪しく他人至り候て、用事の談話を申盡さず候。扱て拙者義兼々申通り、歴代帝王の山陵、久敷荒廢し、御祭を止め、其所在も明かに知れ得ず候間、尋認め候へ共、猶遂けず候。此度林大學頭殿へ申入れ、依て其使として、本月六七日迄に出府、其れより直に上京仕る可く候。是は一天の君、世々御祀ありて尊崇す可き第一に候へ共、亂世以來、禮法壞れ、今治平二百年に及べども、上にさままでの有識これ無きに付、但々等閑に相成り候事、幸ひに當今御老中伊豆殿を始め、大學殿、何れも皆一代の賢才に御座成されて、御政教を勤め給ふて、延喜天曆の昔にも劣り間じく候。此時にして、其一二の闕を補ふて忠功を達する事、拙者多年の願ひに候。不幸にして去年父を喪ひ、此度一回忌を既に過し候へば、右申上候通に御座候。是に付、江戸にて親しき二三の御旗本にても、四五兩は得可く候。又佐野鹿沼など、師友の間にて、衣服腰の物の支度を致され、數年浪々の拙者、漸く眞の武士に罷成り候。然れ共、關東より千里西遊し、六七十日の物入を心掛け申候間、前に申す

義に面じ、金子拾兩拜借仕度候。此義先達ても申入候處、金の員數猶未だ定らず候て、只御承知下され候間、更に此の如く申上候。昔し商人にも義を好み申者は、奥州の金買吉次が、九郎義經に於る、山川屋義兵衛が、大石藏之助に於る、此外金を輕んじ、忠義の名を立る者多く御座候。此度の義、拙者も霜雪を犯し旅行すること、貴公にも御推察下され御承知にて、金拾兩御貸し下され候はゞ、是又天下第一の義舉に御座候。忠感定のて神明に達し候はん。且貴公は拙者に於る母方の姻親家にて、千金を蓄へて、本より一郷の良と聞きたれば、拙者外に求めずして、貴公に直に御頼み申事に候。不備。

(八五) 高山彦九郎より祖母へ

(遊子の情)

遠々申上參らせぬ。まづく、冷かになり參らせぬへども、御機嫌よく入らせられ、御目出度いはる入參らせぬ。私随分まめに旅仕ぬ。御あんしん下さるべくぬ。だんく、冷々

高山彦九郎一名は正之、上野の人、寛政五年六月二十七日屠腹す、年四十四

しくなり参らせんへば、風とても御しのぎ遊ばすべく。然れば私事、いつその年よりも、當年は息災にて旅致し参らせん得ば、御心安くおほしめし下さるべく。近き中には歸りたく存じ参らせん得共、甚だ人々の留めによりて、やうやく奈良より大阪へいたり参らせん。奈良にては、ともなを親子はじめいて、逗留仕へべき様、留め参らせん故に、八月十五夜已に漸く奈良をも立ち参らせん。大阪よりは播磨路へ赴き、それより京へ歸り参らせべくとて、留め参らすべく。すいぶん、あなた様には風のあらしきも御つよしみ遊ばし、御すこやかに入らせ下さるべく。恙なく歸り、目出度御目にかよるべく。奈良にては、身の養ひの事なども委しく私に語りへば、奈良逗留の内に、また身もますますつようなり参らせん。今年よりは又、ますます堅固なるべく存じ参らせん、是もまた御よろこび下さるべく。私事もはやく歸り参らせて、御よろこびを得まいらせ度存じ参らせんへども、右申上り通り、かしこことにて留められんまよ、おそなわり参らせん。必々御あんじ下さるまじく。伊勢奈良より、二度ふみ上げ参らせんへども、とどきんや。遠き事に御座んへば、おほつかなく存じ参らせん。江戸相馬様より下されん御状の中、上州あなた様初め参らせ、皆様御機嫌よろしく入らせられんとの由仰せ下され、よろこび入り参らせん。もし御用も御座んへば、仰遣され度事も御座んへば、京都廣瀬理兵衛方へ御ふみ下さるべく。私も又夏著のまよにて、ひるくしき節しのぎ難き事にも思召有べくへども、此間大阪にて、よき新らしき冬著したて参らせん。是又御あんしん下さるべく。委しくは長谷様へ申上参らせん。何事も御案事なきやう願ひ参らせん。私儀長々の旅致しん事も、だんく心のまよに旅いたしん事、重ねてはなり難き事に存じ参らせんへば、此度の旅にて、ゆるく仕ん事は、御ゆるし希ひ参らせん。しかし餘りに待ち久しく思召されんへば、急々御文下さるべく。何時なりとも罷歸るべく。只々御安慮にて御ゆるし希ひ参らせん。おば様にもすいぶんすいぶん、冷々しく御座んへば、宜しく風御つよしみなさるべく。すいぶん、皆々様御事、私儀を御あんじ下されまじきやう、折々御なくさめ下さるべく。只々此儀よろしく希

ひ奉りぬ。前々申上ぬは、遠方の事にて、御事も不自由ならんなど御案事もあるべくはへども、此後は必ず御あんど下さる間敷願ひ上げ参らせぬ。何にても事かく事はこれなくは。是又御安心のやう、よろしく仰せ上げられ下さるべくは。祖母様御事、ことしは、いつよりも御機嫌よろしく入らせぬはんとよろこび入り参らせぬ。ことしはいつの年よりも、夏の中すどしく存ぜられぬ。又いつもより雷なりぬ事も少く存じ参らせぬ。此後も今年の中は、何事もやすらかに有るべく存じ参らせぬ。随分々々御機嫌よろしく、目出度御入り遊ばし下さるべくは。おし付私堅固にて恙なく歸り参らせぬて、御目にかゝるべくは。旅の事あらく申上参らせぬ。返すくも申上参らせぬ。私の事は何にても御心遣ひ御あんどなきやう、是のみ希ひ参らせぬ。御案事もは、御心に長逗留あしく思召下されぬは、長様藏へ仰せられ、京都御文出さるべくは。何時にても歸り申すべくは。何事も申し残らせぬ。また京につきは、何れ早々文上げべくは。めで度押付け御目にかゝるべく、めで度かしく。

八月二十七日

正

之

祖母様 おば様

尙々めで度申上参らせぬ。すいぶん御機嫌よろしく入らせるべくは。おしつけ目出度歸り、御目にかゝるべくは。何事も目出度申、又々めで度申入り参らせぬ。當家並に武州しんせき、細谷村しんるい方へもよろしく、とりわけて孫次郎殿、政八郎殿へも、御序の節よろしく仰せられ下さるべくは。めで度かしく。

(八六) 高田屋嘉兵衛より嘉藏金兵衛兩人へ

(決心を告げて弟を戒む)

拙者儀此度天運盡き候哉、異國へ参り候。其方兩人、尙又彌吉其外の者へもあんど候事無用。是は拙者いにしへのやくそく事とあきらめ申候。扱々さんねんには候得共、又一つ勘辨致候事有。我は御上の段々御れんみんなに相成候事故、なにとぞ異國へ参り、よきつ

高田屋嘉兵衛
淡路の人、貿易
商、文政十年歿
す、年五十九

うじに出合、掛合致候はど、夷地もおだやかに相成可申事も有之、いつ迄所々おさわがし候ても、我國のため悪く候故、何分とらわれと相成候得ば、命おしき事無之、大じよぶにて掛合見可申積、當地にてはかれこれ申候にて、甚だあしく候。ことばもわからぬ事故、ゆい候事も相成不申、何ほどつらきめに合候共、命さへすて候得ば、相かまい候事無之候。御上之御しうい少々は存おり候故、掛合も致候事よろしく候。併し日本のためあしき事は致し不申、只天下の爲を存おり候故、ふはからいは致し不申、一なさけなき事は、人を海へ飛こませ候事甚だくやみおり候。人の十人もころし候事ならば、かよふのめには合不申、船にては長松、拙者、吉藏等、三人に御座候。手もあしも出不申しばられ、よきけんぶつ物に御座候。當月十四日五ツ半時より今十六日迄、色々しかたをし候得ば、少々はわかり候事も有之候得共、又一向わかり不申事計りにており候所、野との物に候様相聞へ、ラボツカと申所に、年廿五歳にて足いたみ罷在、是はヲロシヤこと存おり候故、カミサツカ迄参り、右之者をよびよせ候得ば相わかり候様、しかたにて覺候。是も長々のしかたにて覺候。扱又大なんぎあり。拙者一人参り候積の所、水夫の内四人くぢ取候てつれ行候様、是もしかたにて覺候。又此方よりしかたにて右之事は不承知を申候所、一向聞入無之、右に付、船へかへり掛合候所、参度申者も五七人も有之、右之内金藏事はぜひと致度とねがひ、ふびんながらも是もつれ申候。吉三郎、文次、平藏、拙者、都合五人、子モロ夷人一人、是もわけのある事と存候。甚だ外者をつれ参候事なきに候。あしてまといに相成、扱々込入候得共、是も無據事と存候。右之者、國元へも申達可然と存候。拙者事かまいなく商賣向出精、彌吉が事頼入候。あまり心安き人も無之、江間彦八郎殿へも宜敷傳言頼入、是れはかくべつこんいの人に御座候。其外申遣し候事無之、伊勢の善光寺へ宜敷頼入候。おふさ事は病人に候間、是もあんじぬ様頼入候。金兵衛事は病人大切に可致候事。一御役人様へ、是迄段々御れんみんなに相成、尙又此故此上ながら宜敷奉頼上候。先方便り故、なが事はあしく、是よりカムサツカへ出帆、エドロフも安心可致候。定て兩人の心づかない事と存候。前文やくそく、尙又かかなだ

にて大風おほかせに合あひしし候と存候はどあんじる事なく、拙者せつしやも是より、一日もくやみ不申、五人外ごにんがひの夷あひすに、一人むつましく致いたし、目出度明みでうめい年罷ねんまかりかへり可申候。とかく取みださぬ様やう專一せんいつ之事と存候。先まづは右之段あらく、申遣し如此御座候。

(八七) 太田南畝より留守宅へ

(大阪より一)

梅天近候、兩地平安。

一二月廿七日發途、滑城夜雨にて御退直も遅く、闕かき面別を候事御尤と奉存候。廿八日も微雨、其夜大雨、二十九日は函谷の險けんを躡こえ候。柳卯時酒二傾傾申候幸哉、朝より雨晴、山上は躡ふみ木屐はくけ歩行いたし候。畑の立場にて傾盃けいはい頻しりに二君相豆の遊かい遊遊近立子玉候事存出し申候處、其夕三島驛にて、菊地内記泊と札有之候間、道を心がけ參候處、喜瀬川の東にて、橋けし上上を顔を出し候ものを見候へば、叔成にて、兩方興こしをよせ、暫しばらく傾蓋談話けいがいだんわ

太田南畝一名は、通稱直次郎、號蜀山人、始め狂歌には四方赤良といふ、文政六年四月六日歿す、年七十五

御噂うわさをも申候。何をいふも途中の事、互に官事にて、東西へ別れ申候き。せめて晝にも候はど、休み可申候處、泊さまりをいそぐ薄暮なり。夫よりは日々天氣よく、宇津の山、薩埵さつた峠たけ、鈴鹿山等下興步行。足疾頓愈あしひやくんいふ、日々二三里つつ步行、山水の奇賞不可舉記候。伊勢路よりは花ざかりにて、大津泊早く候まよ、私に三井寺へ參り、絶頂より湖水を望申候。山は八重一重の花の雲の中にて、三上山、鏡山、比良嶽、唐崎、矢橋、勢田の景、如夢寐じゆみ于今思ひ出られ候。三月十日には、京都廻りいたし、祇園、清水、花盛にて、知恩院、八阪の塔、東福寺、通天橋一覽、伏見夜舟にて、十一日朝卯刻あすのこに浪華に著申候。夫より日々、吏事繁しげく候へ共、閑暇には、八半時頃より、所々一覽いたし候。天王寺の古刹こせつ、高津、生玉の眺望、天滿天神の繁華、一々記しがたく候。旅宿は南本町五丁目にて、甚寛曠、樓も土庫も有之候。一私宅にても、史記會讀候など、悴せがれ方より申越候。御詩會いかど。宿題御定め候はど、一月一次づつにて、豚兒せんじへ御談し御極め可被成候。詩は是より上げ可申候。此土

にも雅人多く御座候。比隣に久留米榊島勇吉、同門の醫生馬田昌調と申候もの、關叔成をもよく存居候。和漢の學にて、詩は至て好きにて、日々唱和慰客懷候。重て可懸御目候。

一佳作感吟仕候。高和左にしるし候。上巳には金谷宿、菊川などの邊にて、詩をも賦し申候。其夜は濱松に泊候き。

三島驛遇、關叔成自南紀還

東去西來思萬重。途中傾蓋喜相逢。路過三島見仙客。來自紀南熊野峯。

和山士訓三日見懷用其韵

桃花佳節菊河濱。曲水流觴憶右軍。何日同傾金谷酒。江東暮色隔春雲。

用韵は唐人和韵の一體にて、用其韵不步其字候。此詩御他見御免、歸府迄は人間へ示不申候。

一客舎無事、讀書罷在候。親朋の一字、千金に候間、時々御文通可被下候。豚兒方へ

被遣候へば、一月數度、役所便にて、不及賃錢候間、無御遠慮、幾度にも可被遣候。かさになりても不苦候。猶重てと。早々以上。

四月十九日

杏花

山内尙助様

一鳥崎氏え申入候。野村仲助は四月廿日頃に立候由にて、古銅吹所、本所法恩寺橋際に有之候。乍去私宅へ是非立より候様、先便申遣候。且本田氏書狀も届申候。

一出立支度入用殘金、いさい御書付承知いたし、此間五月分迄御扶持方も取、十四扶持拂、貳兩壹分貳朱と小玉銀二ツ取申候。用人節儉にて、此分にては餘り入用かより申間鋪哉。唯何もかも通帳にて、用事足り過申候。二月拂之積に候。勝手は甚靜にて、中々みだりに客來は無之、よろしく候。

一交代安岡氏、路用差支候由にて、出立前日御普請役立合、金七兩かし遣候。書附取置申候。尤御褒美濟、留守宅定吉へ返濟の積に御座候。とかく是は定例之由、たとひ都

合宜候而も、わざと物入候様に見せかけ、長崎を心がけ候事と相見へ申候。夫故わざと御普請役見候前にてかりし事に候。慥成男（ごしかなる）に付、間違は有之まじく候。

一松藏事吉（きつさき）左右承り、大慶いたし候。兄弟ともに合力候事は、一段之事に候。一圓無沙汰にても、右之通にさへ成候へば、辨損（べんそん）にいたし可申。取込、早々以上。

一出立支度之會計委細承知いたし候。今之分にて當分入不申候。先便申遣候安岡氏返金も、其表（おもて）えいたし候積に候。是以此方々申遣候節被遣候而よろしく御座候。少々宿にさし置候方宜候。

一大久保普請出来に候哉。番町御病人はいかど。本多氏へも、此間榮藏遣し、委細口上之趣申候。相替儀無之由に候。何か氣づかりにて、一向外出は成不申、小屋の内計の由、扱々夫に引くらべ候得者、此方は安樂にて、門限も無之、自由もたり申候。旅宿の奇麗なる事、藏宿之隠居（いんきょ）と申内に御座候。石澤山故、石手鉢、飛石など見事に候。勝手向等も、竈（かまど）など甚勝手よろしく候。自由になり候はど、あはれ江戸へ引申度候。

立關前もたよき土にて、内井戸之側は石なり。飲水は川水をこし申候。一月六荷程にて澤山、壹荷十文（もん）づつに御座候。尤香料（のみれう）にいたし候由、用人申候。今年五助は暇取候哉。猶重便可申上候。早々以上。

(八八) 太田南畝より留守宅へ

(大阪より二)

一大久保清水、小川町北町二軒無異、大慶いたし候。お仲もますます、肥立候由、御同慶に存候。

一野村事御世話に御座候、大方廿日過には參可申候。是非々々と申置候處、承知之旨申來候。清水鉄吉へ手習筆壹對褒美として可遣候。

一安岡氏之事、忤方へ委鋪申遣候。甚だ惡風に御座候。

一富原三回忌、一向失念罷在候、御世話に候。婆々様へは時々定吉見舞、菓子なども遣

し可申候。木戸之婆々格位之事なるべし。

一色々珍談かたじけなく辱候。相場の仰せ越めづらしく候。

一澤村宗十郎は三月廿八日死去、追善發句繪姿共、當月初に一覽いたし候。此繪は幸

長崎人見氏へ遣し可申候。あの方にてはめづらしく候。江戸之火事沙汰、御役替等、

天氣等まで、大てい早く相知し申候。乍去地震之事は、始而承り申候。とかく異本有

之候はよろしく、塙はなはけんけう檢校の古語候も存出し申候。旅館にては私儀も節儉第一にいたし、道中より
只今迄、扇二本にて二本ともあしく成不申候。

一御用人ことの外節儉、甚深切しんせつものにて、犢鼻褌たんでんじんの洗濯せんたくまでいたし候。市兵衛が魂たましひの

りうつり居候と存候。よくく市兵衛へ御傳可被下候。其外も随分よろしく候。質

朴なること、元祿寶永時代之人也。

一日々小遣こづかひはさのみ入不申候。酒は樽たるや弟くれ候まよ也。平井之方一向沙汰なし、困り

申候。催促狀出候間、早く御とどけ可被下候。

一職のほり至て小し、人形はことの外大造にて、見せ賣有之候。職たまみづけく見請候所、たど一

本にて、子持筋紋所ニツ下に鐘道しやうだうを染候など、節儉之體、大笑々々。

一夏物安賣上申候岩城三井之ミセにて夏合羽
夏火事羽織送らず誂候もの有之あきれ申候以上。

四月二十八日 杏花園

島崎金次郎様

島崎氏へ申入候

一當五月節旬前、諸通帳拂申候。尤此内、肴屋は安岡出立之節之振舞ふるまひに金壹歩計入候間、

此後も見合には相成がたく候。鯛ほも鱧はち、さはらなど計にて、小肴無こざかな之候。拙者餘り魚

物を不好候故、鹽しほさはらのみ焼候而時々用候。

錢拂

一三貫三百七拾六文もん
眞木二十貫目一貫目四百廿文、松二貫目一貫
目九十文、クキ付也。炭二俵二俵三百四十文

一拾匁 赤味噌半樽、是は残り有之、白味噌は醴しうざひのごとし、赤味噌も尾張味噌之類

也。

一拾匁壹分五厘(壹片と錢貳百五十四文)

油三升

一八分八厘 ちうそく(間違にて買申候)

一三匁五分(三百六十八文) 紙類

(落付候旅館置付にて、おし賣也)

一拾五匁六分(金壹分とて濟) 安岡出立之節膳部

一拾九匁六分(金壹歩と四百十六文) 肴屋

一四分(小玉) 平助藥代(三日計煩申候)

一七百分 醬油

銀貳拾貳匁三分八厘 錢五貫百廿二文

外に金壹兩三步貳朱 給金渡す

右之外書物者、金壹兩壹分計求め申、是は外物也。自分小遣はあまり入不申候。いつ

方へ參候而も、酒持參、小玉銀壹匁貳匁之外は入不申候。酒は樽氏弟の一樽、五月
中旬迄有之候處、又々平井專阿彌を一樽來り、壹兩日是をはじめ申候。平井氏へ右之
禮狀は、早便にて島屋へ出し候。あの方へ届け申候。此狀賃は通帳へ附候様申つかは
し候。

一此間飛彈倉橋鐵二郎方へ手紙持參候。敬作と申もの、小出氏元之親類のよし、學
者にて面白き仁ゆへ、大阪一見中、夜分止宿させ可申旨申來候へども、斷返申候。
旅館とは申ながら、市中にてみだりに人を宿し、後日何ぞ有之節、六ヶ舗候間、氣
之毒ながら返し候。又此間平助が甥、濃州を參り、大阪奉公望にて、四五日内に宿し
候間、用人侍を以理解申聞け、漸町方へ奉公いたし候。尤平助宿に成候義は不相
成旨申渡、町宿にいたさせ申候。此後も右體に不限、たとい心安き友にても、一宿
はいたさせ不申候間、江戸などを尋參りしもの候はど、其段御聞可被置候。御普請
役宿などへは、何か止宿などいたしものも有之候由承候へ共、此方にては嚴舗一夜之

宿もかし不申候。

右飛彈之敬作、一位の木簀、八幡の竹等持参いたし候間、返候も氣の毒にて、請置申候。右之挨拶は北町迄、便に何にても遣し度候。

一野村忠助義、五月十一日大阪へ歸り申候。餞別之禮内々厚く申候。先是にて義理も相濟し、御世話に御座候。乍去又々肴など贈り申候き。

一當酉五月十六日者、

泰應院殿如林様十七回忌と覺申候。定て本念寺布施被遣候事と存候。若未參候ば、來月にて可宜候。其家無後候間、竝々々は叮嚀にいたし可然候。

一當年五月晦日は、淨榮寺和尚一周忌に御座候間、私方を申贈候とて、早めに使可被遣候。

一大久保清水、北町二軒、小川町等へ、よくく頼入候。大久保隠居、佐々本へも、よく御傳、此方を遣候書狀御見せ可被下候。佐兵衛認め候銅座書物、此節役に立

候段も御傳へ可被下候。松藏部屋も定而出來と存候。早々以上。

二白。御張紙直段も、當月四日に、島屋を早便に相知申候。さてく島屋にて、江

戸の沙汰相忘れ喜申候。よくく御傳言可被下候。以上。

右之通認め置候處、第四番、五月六日御認め之狀、十六日夕到來披見候處、

一四月廿七日、松島重右衛門殿御作事下奉行被仰付候由、目出度存候。夫に附居宅之事、委細御申越承知いたし候。此度祝儀之狀差遣し可申候處、少々手間取候方可宜

と、後便に遣し可申候。もし絲川、石田、内外へ移り候而、是へ移り候へば、勝手よろしく候。若又、其義も相談出來申候はど、先例之通り、築山氏御相談候て、かし可

申哉。其外にも、近年家を仕切りかし候事流行、いづれ私歸府迄かり住居之心持にて、右之通之義可然哉に候。猶後便可被仰聞候。

一右住居借地之儀は、願書に及不申、引移り候節、奉行衆へ届出候のみにて、甚手輕之事に御座候。其已前に築山を以、芝與市右衛門へ御たのみ被成候へば、届書共あの方

にて認めくれ可申候。留守宅にて引移り候例改め方、書留に何程も可有之候。
一 お冬事著帶之由、目出度被存候。當月二十三日は、此方にて祝可申候。市川氏へ別段狀不遣候間、よくく御たのみ申候。色々目出度候事にて、嚙々御勞心と察入候。

一 旅館隣家々のたのまれ候狀二通

青山權太原

菊池内記へ 壹封

南新堀豐海橋向

貳封とも雅事にて、何もいそぎ候事にて無御座候。幸便次第にてよろしく。

井上重次郎へ壹封

問屋酒船

此度之御狀、内封は並便賃錢大阪拂^{はらひ}といたし有之、外封は島屋次兵衛^{しまやじべゑ}といたし參候而、賃錢取不申候。是は此方にて、高直の時あしく候間、次兵衛差はからひ候義と被

存候。毎々世話、よくく御禮頼入候。以上。

(八九) 太田南畝より留守宅へ

(大阪より三)

八月十七日出

秋冷時候、兩地平安。

島崎氏へ申入候。

一 八月十三日、當地北之方三番村と云所に萩寺ありと聞、七ツ時頃より參見候處、中々本所龍眼寺には及もなく、纒なる池に咲候處、正燈寺の五分一位なり。男女見物は參り候へども、例の靜なる事なり。歸り道にまはり道をいたし、高麗橋筋四軒町と申候所を通候へば、かけ行燈に、荒川數馬宿と有之候間、萩にて一盃給候後、立より候處、數馬殿立出、大に悦ばれ候而、又々酒肴御馳走に成候。道中無滯、川の明候後、當地著御病氣も快、來十八日より御城入之よし。右御城入、前町宿之内も中々外出は出來不

申候由、扱々不自由成事に候。其上町宿にて何も物入強候間、一日も早く御城入いたし度と申事に候。翌日何ぞ進上可致と存候へども、生肴はむだな事と存じ、鹽鯉二本、袖玉武鑑一冊もたせ遣候處、ことの外の悦びにて、則返狀懸御目候。扱組頭衆へ御願之上、やうく相濟、十五日之八半時頃、私旅宿へ御出に付、又々酒を進咄候處、組頭より之申渡候に、早く行早く歸候様、尤往來共御届入候由にて、七ツ半頃、早御歸に御座候。彼醫者馬田昌調も、先日同道いたし候に付、十五日にも呼候而脈狀をも見候處、一體元氣よく候間、可宜と申候。其日は足も少々腫氣有之候處、十六日に馬田見舞候へば、腫氣もとれ、一段と元氣、又々酒馳走に成被申候。私義も御城入前今一度、乍挨拶可參哉と相考候處、參候へば、是非酒も出可申候。すべて當所の習、足もとを見候間、硯ふた一つ彌鉢少々、ちつきぐらゐる位にて代二匁、煮肴一つ出し候ても、又々二匁とか三匁とか相成候間、やはり返禮は行ざる方可宜と差控申候。其代り御城入後は、上町に用達有之、是へ書狀遣候へば、一何にても用向足申候。買物等も御城内にては

高料之由、酒も池田に安部攝津守家來浮田宗兵衛と申候もの、私懇意に付、是へたのみ候へば、池田伊丹之樽割買候に、手支不申候事、御咄し申候所、悦に御座候。先々大病氣後道中無恙御著、薬ものみ酒ものむと云元氣にては、氣づかひ無之付、一寸右之段爲御知申候。津國屋十兵衛方へ一封差出申候。早序ゆゑ、賃錢之事よく御聞可被成候。御袋様へ、およねどのへも、よくく此段可被仰達候。爲證據返事手紙入、差つかはし候。

一八月十二、十三、十四、十五夜とも、晴光にて月よろしく御座候。十二夜は島田氏、十三夜は萩より右之荒川、十四夜には旅宿之涼棚にて月を見申候。十五夜は淨榮寺自由軒妹聿平野文平と申男、天滿興正寺御門跡掛所之留守預之所より呼に參り候間、暮頃より參り、馳走に成候。歸りに難波橋向鍋島侯やしき稻荷祭にて、男女とも藏やしきへ見物に入候間、參り見候處、生花、作り物多く、挑灯如晝、水門之川をへだてて舞臺をたて、三味線はやし方を入、幕引口上にて、芝居有之候。是は藏やしきへ米をはこぶ

中衆なかしといふものの素人芝居也。中々よくいたし候。始めて此地にて芝居のやうなものを見申候。此頃長崎奉行著中、心勞いたし候鬱晴うさはらしいたし候。定吉殿へ詩作、

十五夜遊興正寺

一片金輪上鐵蕉

寺門深鎖夜蕭々

人烟呎尺天三五

幾處樓臺吹玉簫

所々へよろしく頼入候。此便このびんいそぎ候間、何も認め不申候。又々御用便ごようびん可申進候。以上。

(九〇) 太田南畝より留守宅へ

(長崎より一)

薄寒に候、兩地平安。

一九月七日附之書、十月四日

著以後郷信不至候、九月十九日附也

御用狀を、十月十三日に相届候。宅狀大方、

一兩日中には相届可申候。日限延引のへ、御用狀之節、後れ候儀と存候。

一北町二軒、大久保清水えも宜頼入候。此方家來いづれも達者によく勤申候。何も不

自由無之、却而歸宅候ば、不自由にて困り可申候。

一お冬乳之事、官醫小川文庵え相談候處、よく鯉こひをたべ候がよく候由、一切鹽しほからもの

たべ候事あしく候。とかくうまくなき淡泊たんぱくのものたべ候が宜候由申候。此度参り居

候唐醫胡兆新たういこてうしんえ相談いたさせ候處、別紙之通藥方書附くれ申候。めづらしきもの故、

胡兆新直筆之まよ、進上いたし候間、御藏ござうし置可被成候。よくく醫者いしやの文盲ぶんまうでな

き男に御見せ被成、御用ひ被成候て可然候。文庵子はよろしくかるべきと申候。一

體和やはらかなる療治りやうぢのへよろしく候。二七の日は長崎崇福寺え出て、日本人之療治いた

し、右療治請候りやうぢうけに藥をもち候事無之、此別紙之通り藥方を書あたへ申候。是唐にての

療治は、皆々如此の事の由、日本の醫者の藥箱の便利なるを見て、感心いたし候由に

候。此胡兆新療治之藥方七冊、もはや奥原重藏に寫させ申候。餘程奇方有之由に候。

一唐本類十帙めづらしきもの、會所よりかりよせ候て、夕方書拔申候。色々奇書見つくしがたく候。近來新著之書めづらしきもの御座候。下直なる分は調もいたし申候。唐本には飽腹いたし候。抄書も二三冊出来申候。

一寒夜小用に度々起不申、腹中和らぎ候藥とて、古き大風呂敷やうのもの、熱湯にひたし、よくしほり候て、晝壹度、夜ねる前に壹度、腰より横腹をむし申候。腰を五度計り。さて腹の臍の方より二度ほどあたよめ、それより手拭をあつくしほり候て、顔をなでふき候て臥り申候。著物は帯をときていたし候。けしからぬあたまりにて、夜中ふせり候によろしく候。尤右の風呂敷やうのものは、二つにてとりかへくあつ湯にひたししほり候がよろしく候。是は男女に限らず、腰のひへ候も、のには、温石よりはよるしく候事。是も會所の役人の伴の傳にて、夜中わざく、悴参り、尻をあたよめくれ候。其後も丹次、長藏、其傳をうけ候て、毎日々々右之通にいたしくれ申候。扱々長崎ものも、大阪ものと同じく、和らかにて深切なる事、人のはなしとは相違いたし候。童子などおとなしく、喧嘩など一切

いたし不申候。役やしきへ参候乙名二人、隔日に相つめ申候。いづれも和歌をよみ、書畫を好み、風流にて、めづらしき書畫ども、掛物持参見せ申候。江戸もののごとき不風雅不沙汰ものは一切無之候。日本はいづれ西よりひらける國と、今更初て心附申候。

一奥原寫物日夜出精にてよく候。何か妻方より手紙参候處、住居之事に付苦勞有之候様子に候。子息など定て苦勞いたし候事と存候。どうぞ無事にいたし度候事。

一市川氏より書狀参候處、今日は取込、別書遣不申、宜く相頼申候。右唐醫之事、御はなし可被成候。

一當地之人物は、十千亭、錦江、眞顔などと申風、に御座候。西川のやうにて、氣のきよたるものも御座候。浪花よりは、亦々さとき方にて候得共、一體温潤游惰にて、柳長枇杷丸、米人などと申様なものは一切無之候。氣の長き事、浪花に似申候。一味噲壹樽入置候所、江戸味噲同前にて、至てよろしく、浪花より赤みそ壹樽、船廻し

などは大笑に御座候。且揚場三河屋より世話にて、新川のものより、江戸酒壹樽廻し申候。私酒は少々づつ見合罷在候に付、いまだ口明不申候。道中酒を過し候故、此地著後相休み居候。節儉よほど違ひ申候。養生も此上なく候。

一十月望夜、月色よろしく候に付、赤壁の遊存出し、井上、鈴木え詩を寄申候詩文共多く御座候。後便可入ニ御覽候。早々以上。

十月十六日

直次郎

定吉殿

(九一) 太田南畝より留守宅へ

(長崎より二)

薄寒、兩地平安。

九月廿一日出之御用狀に、第三便差出候處、同復廿二日飯田町三河や彌平次、かほる、急に歸府に付、番外之狀出申候。北町二軒、大久保清水、鎌太郎、お豊、お富、お中、孰れも元氣に候哉。子供を見度存出申候。さてく日々一向無寸暇、皆々丈夫罷在候、御案じ被成まじく候。

一斧七本金はいかど成行候哉、よもやあのまよには濟申まじく、當人身分之事は、來年御祈禱のため、幾度もゆるし候様、馬蘭へ申遣候。

此事便に申來らば、御消可被下候。

一九州海道、松之大木根からぬけ、又は吹折候を見て、始而船中の大風を存候。扱々危き目に相申候。子々孫々の末迄も、海船などは乗らぬ事と、歸府の上も、舟遊山など、見るもおそろしく候。船中十三日も、近年めづらしく候。

一此度かほる、不思議の因縁にて、長之道中、船中、旅宿中、長崎迄、每晚々々背中をもみ、足のうら迄もみ申候。如此やさしきもの古今無之候。此度かほるに別れ候は、手足を取られ候よりもかなしく、富士野すそ野より、鬼王團三郎を返し候も、此様な

事かと存候。扱々深切重寶は難_レ盡筆紙候。委細來年歸府之節、委曲御話可_レ申上候。何卒吸物肴にても被_レ成、何となくかほるへ一盃御すよめ可_レ被_レ下候。中々其位な事に、禮は申つくしがたく候。遽_ニ立かより、認め。早々以上。

九月廿日認

直次郎

島崎金次郎様

太田定吉殿

なをく、旅中第一の重寶定丸小鍋、道中重寶本町幸作吳候尻輪に御座候。是にて三百里餘の駕籠の中、尻痛まず、さてく重寶なるもの有_レ之ものにて、感心致候。例のオロシヤ人にて、臨時大さわぎに御座候。以上。

(九二) 北川眞顔より石井夏海へ

(歌よみ等の噂)

北川眞顔一通稱
嘉兵衛、姓は紀
氏、號狂歌室、後
俳諧歌場、文政
十二年六月六日
歿す、年七十七

五月廿日之貴簡、本月二日萬善殿御持参にて拜誦仕候。先以貴家御動履御清福、幸甚之至に存候。今年は氣候不順故にや、都鄙病人多有_レ之所、老朽儀は、流行之風邪にも不_レ犯、舊疾も及_レ爽快候。但春來疝氣を覺候て、手ふるひ候事時々有_レ之、認_レ物何分不自由に相成、日々添削殆_レ懶事に候。一兩年之内、世事を遁候て、我儘に致、養拙を樂しみ申度候へども、夫も如何可_レ相成候哉、萬事心に任せぬ事に候。乍憚御憐察可_レ被_レ下候。

一去年中季鷹神主被_レ下、永逗留にて、野庵へも御尋にて、度々出會致候。兎角狂歌好にて、評判は不_レ宜候へ共、七十餘の古老故、短冊などは人々ほしがり候。いつも同じ歌ばかりかよれ候て、此度新に詠出られ候は無_レ之、稀に讀れ候も、大方に狂歌らしきものみにて、正歌は、すきと評判致候も無_レ之候。昨年景樹と申先生家、京都より下られ、半年程罷居候へ共、甚_レ不受にて、むなしく歸られ、京都にても評判よろしからずなど承候。江戸にも唯今は、和歌者流とて、門戸を張候仁には、却て上手は無_レ之様に被_レ存候。唯

俳諧體をうらやみて、夫木集ふりなど唱へ、我儘杜撰なる和歌をよみ候輩計りに候。本居太平など下向致され候はゞ、よろしかるべくと被存候。近來江戸にては、正臣朝臣まさぢみあそん 是は大炊御門家の諸大夫、廿年來當地住居にて、歌よみにて門戸を張居、おとなしき風調にて候。

千枝子ちえこ 故千蔭大人門人、築地眞光寺と申寺院の後室、老女ながら風調芳宜風にて宜く候。

其外は清水濱臣しみずまき 夫木風流と申て、異形なる歌よみ。

松の屋與清まつやとよ 藏書家にて、事實はよく骨折被申候。よみ歌は甚杜撰なれども才子也。

其他一人も甘心かんしんの仁は見え不申、文章におきては、六樹園むくじゆんに及び候和學者達は無之、歌も文も大方狂歌者流を敵として、骨を折られ候様に相見え、をかしく被存候。夏に失ひたる道を野に求るならひ、此道にもあることと被存候。めし盛もりも近來は風調を改め、愚老の好み候體をよまれ候て、一向鄙俗ひやくの調をば讀不申候。されども連衆れんしゆはいまだけ

しからぬ落首らくしゆ體も見申候。今十年も過不申候はゞ、すきて除き候事は成申間敷候。何分御骨折頼入申候。水枝千穎みづえちちかひなどに對し候和歌者流は、大かた有まじく被存候も、我ほめにやと思はれ候へ共、實に和歌者流は衰おとろへ候時代と歎なげかしく候。尾張の住人、石原喜右衛門正明まさあきと申仁、始め鈴屋門人、近年は塙檢校はなはけんけうの學頭にて、至極よき國學者、よみ歌も上手に候所、多病にてをしき事に候。後便に尙々種々申進度御座候。今日は甚紛冗はんじやう、先は殘暑御補護專一と存候。頓首。七月十三日。

(九三) 近藤守重より古河古松軒へ

(蠻地跋涉の報告)

(前略) 扱不佞去春松前御用被仰付、四月十五日江戸發程、五月十六日三馬屋渡海、同廿三日松前出立、箱館へ罷越申候。夫より東蝦夷地廻り、當正月夷地ウスに罷在、雪解せつかい永釋ひようしゃくを待て、直に奥蝦夷地へ進み、クナシリ島、エトロフ島より、ウルツプ島へ渡海、夫

近藤守重 通稱重藏、號正齋、文政九年十月六日死す、年五十六、或は云ふ、亡命行方知れずと

れより亦先の島々チリホイ、シモシリ島邊迄も可成渡海の積に候處、一先歸府候様、東都よりの召狀到來に付、早速ウス出立の處、いまだ山中深雪にて道路艱難、夷地越年に候へば、當未の曆も不存、正月の大小も不辨、所謂山中無曆日の類に候。二月二日無恙、松前著いたし、同廿六日江戸安著いたし候。然處舊臘より蝦夷地異國境御取締御用被仰出、東蝦夷ウラアワよりシストコ迄、其外島々まで上地に相成、御役人數人被差遣候折柄、三月十五日不佞儀、不存寄、轉役被仰付、五月九日御用地ウラカワへ入、六月十二日ネモロよりクナシリへ渡り、同十九日アトイヤへ著致候。何方も昨年巡覽の地、山川再會の想をなし、面白覺申候。併クナシリ島半途よりは、夷人も住居無之、野宿のみにて往來、風雨飢寒の患も不少候へ共、志士溝壓を不忘の一助と、獨笑罷在候。又々夷地に越年、來早春エトロフよりウルツブへ相進候筈に候。

別紙小圖は、臥遊の御慰、迄進覽致候。隨分強飯加餐、御保護御長生可被成候。時節も候はゞ、今一度拜晤、不佞が胸中の煙霞を以て、老人山水の奇骨を洗滌致申度事と存候。先御起居承度、旁任、舊契、アトイヤ風待の丸小屋の内、草々如し是候。頓首。

六月廿一日從蝦夷地

近藤重藏守重

備中 古河古松軒老人

(九四) 近藤重藏より松平伯耆守へ

(自像建立につきての辯解)

私墓地構之内、洞穴え差置候甲冑を著、候石像之儀は、去寛政十年蝦夷地爲御用、彼地え被差遣候砌、東は魯西亞國境、西は韃靼國境迄罷越、地勢見極、右異國境御取締之筋可申上、段御注意に付、私壹人罷越候節、夷狄之於地、非常之節、甲冑弓鐵砲相用は當然に候得共、私小身者之儀故、鐵砲は伺之上持越申候。則松前より東海凡四百餘里、エトロフ島と申候、古來日本船更往來無之離島に候得共、私儀初而渡海仕、猶夫より先島々へ相進候手配之處、大體是迄往來も無之程之場所に而、格別雖海荒汐之瀬戸に、私

壹人繩織之夷船なはぢり いせんに乗、風波を凌押渡候儀故、若身を海底に沈め、隨かたはねを鯨鯨けいけいに葬候共、匹夫下藤之身柄ふひらふ みがらも同様どうがうに而は、武門之恥辱ぶもんのみに無之、御用先御威光ごようせんごゐこうにも拘かり候儀と、於中流ちゅうりゅう甲冑取出し著用仕、加しか之の先年せんねんアツケシと申處の首長しゅうちやうイトコイと申者、夷人を殺害ころが之上、甲冑をも用意仕、手下七八十人召連めしつれ、同島へ立籠居候に付、毒矢射かけ可申も難計段、案内之夷人申聞候間、猶更致なほさら用心、甲冑之儘上陸仕候。其節は八朔やぶしちくに而生憎大風荒吹あれふき、四方を逆浪捲上さかあひ、夷船は水底に沈候如く、汐風強故、鬢髮半面如霜相成、夷人も半死半生に而船押候得共、渦巻候汐路何分揖取不申、既に覆溺ふくどきにも可及處、私儀甲冑之儘長刀を拔、夷人を指揮仕、船方於不精ふなかたてはよせい、忽打捨可申旨申渡、九死一生にて漸渡海仕、中々以、只今書面に相認候様なる緩ゆるなる事には無御座候。其段歸府後立花出雲守殿へ委細申上候處、松平伊豆守殿御咄被成候得ば、覺悟宜敷御尊候段、御同人私へ御物語に御座候。一體エトロフ島之儀は、古來更に往來無之離島故、私罷越候砌も、初而日本人を見請候程之偏境にて、百年來、露西亞より段々手に入、同所夷人を手懐け、

其風俗も彼國之髮形著服に仕立、又鐵砲を渡置候も有之、既に露西亞に蠶食併合せらるべき様子に相見候處、私儀著岸、先以計略右之鐵砲佛像をも取上、魯西亞人建置候榜示じ、并邪宗門之印杭等打倒し、右品は江戸表え相廻し、御用部屋え差出申候。且彼國之風俗に相成候夷人共を、伺之上、日本風俗に相改、剩あまつさへ日本之表柱を、カムイワツカオイトと申高山へ押立、其段も言上に及び、其外魯西亞人へ服屬候チコフカと申島の夷をも歸服爲仕候上、私一手に而、周廻凡二百三十里之孤島を、新規開發仕、濱方十七ヶ所迄取立、夷人撫育御徳化を施申候。當時に而は土人も近藤島と申なし候由及承申候。右躰遠海離島に於て夷人を引請、猛獸之群まうじゆうぐんに立入、夷狄を屈服爲仕、殊に後詰之助も無之、不敵に夷狄之内え私只壹人罷在候儀に付、度々甲冑弓鐵砲相用、御威光を示し候儀に御座候。後には土人共、私異名をコンカネコヤンカムと申候趣に御座候。夫より十ヶ年後、私小普請方相勤罷在候節、文化四卯年、蝦夷地へ魯西亞人來寇及亂妨候砌、右爲御用、又候俄に蝦夷え被差遣候處、其砌は騷擾後、南部、津輕、兩家人數は勿論、佐竹勢庄

内共、甲冑弓鐵砲懸引陣立、堀田攝津守殿御見分も有之程之儀に而、私儀は松前より西海凡二百里許之奥蝦夷地リイシリ島近、魯西亞人亂妨之場所爲見分可罷越旨、堀田攝津守殿御旅宿に於て被仰渡、則彼地え罷越、右御用向相勤候上、韃靼國境爲取調、同國へ往來仕候。カラフト夷人共相亂候砌、異國防戰之手配最中故、數度甲冑著仕候。右は甲冑相用候程之儀に候得ば、一所懸命之覺悟に及候は勿論にて、其段は御掛若年寄中は勿論、世上之人々も存知罷在候儀に御座候。右之通泰平二百年之御時節に當り、御奉公筋に而、十ヶ年之間再度甲冑著用仕、異國境又は外寇之虎口え罷出、且は漫々たる氷海、風波の難を凌ぎ、渺々たる霜雪を褥と仕、或は地理を見究候爲、イシカリ河原より深山幽谷百八十里之間、是迄人跡無之處之雪野に宿り、山越仕、カムタンと申大難所に而、破船覆溺に及び、御朱印迄も水中に濡候程之次第に而、數日糧米を絶、魚食而已仕、其外極寒中に通船無之處は、氷之上を歩渡、雪中丸小屋に野宿仕、又クナシリ島アトイヤと申所より、ネモロ迄凡九十里餘、急御用に而立戻り、節々夷船に而、晝夜風波を不

厭押切、其外千辛萬苦屈指に不違候。畢竟國境之地勢相糺爲可申、人跡無之深山幽谷に踏入、古來往還無之離島へ押渡、御要害之筋專要に取調、私壹人之微力を以、東夷西戎を折衝仕候。意外右様人不知艱難に出逢候儀に御座候。是併於武門は無比類勤勞と存候得ば、弓矢之面目不過之、御威光之程難有、責而は子孫へ武功之程をも相傳、彌忠勤を勵せ可申と、右様肖像を彫刻仕、死後は棺中へ埋候心得に而御座候。然處、私式之小官微祿に乍罷在、身之程をも不顧、古名將勇士之武功を慕ひ候連、不相應なる重き御用向をも相勤、只管天下國家之爲忠勤可仕と粉骨碎身、東夷西戎を横行仕、異國御取締之筋、最初私見込通屹度相立候上、元來寛政巳年、文化元子年兩度、松平伊豆守殿、戸田采女正殿へ、東西蝦夷地御所置之儀、私存寄之趣御取用に相成、則右御用被仰出、松前上地同所奉行をも被仰付、右御用先におひて、現在甲冑相用候程之烈敷御用、無滯相勤候儀に御座候處、犬馬之骨折は鷹隼と違ひ、天命不遇とは申ながら、私堪情薄き生質にも候哉、年來に不相應老折に及び、邊塞之霜雪に氣血枯候哉、白髮蹉跎に罷成、

聖時之御時節、功官は有之間敷候得共、邊功も水の泡に相成、其上又去巳年(文化六年)四月、勤方不想應に付、小普請入差扣被仰付候。乍去老而は彌壯には心懸候得共、天命何程に可有之哉。然ば右子孫へ武功之形見を残し、彌忠勤之志を進爲起候端にも可相成哉と、建置候寸志之石像も、是亦不相應なと申事に候はゞ、右石像は筏にのせ、東海に爲浮候而も不苦候。右石像は所謂鹿の角之前立物に、事寄候筋には無之、輪貫前立物に、私家紋鹿之抱角金紋打候譯、前書之次第に御座候。右御尊御座候趣に付、此段申上候。以上。

午十二月

(九五) 狩谷校齋より竹村茂正へ

(書學の論)

一書學の事御尋被下、御存の通り、僕も志而已にて寸隙無之、稽古も致不申故、何とも

狩谷校齋一通稱
津輕屋三右衛門
名は望之、天
保六年閏七月四
日歿す、年六十

御挨拶に及かね候得共、蓄意不申伸も信を失候事故、無伏滅申上候。能々御撰可被下候。先愚意には、魏晉の人ほど宜事は無之候得共、とてもよき法帖難得、宋以後の人は、わが意に任せ新奇の事にのみにて法となしがたく御座候。左候得ば、晉人の法をうしなはず、宋人の怒張無之ものは、唐人を手本に致し候が第一宜しくと申す持論に御座候。扱法帖いづれにも宜きもの希に御座候、其故は追々數遍翻刻致し候故、眞跡とは別に隔候て、本眞を失ひ候事のみに御座候。眞跡一行にても見られ候得者甚得益も候得共、逆も眞跡は不叶事故、其上一重も眞跡に近きもの求候得ば、唐人の豐碑の摺たるより眞跡に近きは無之候。唐の碑は刻甚た精妙にて、筆勢をうしなひ不申候。李邕などは刻人氣に入不申、自分にて刻候など申候得ば、精妙なるも尤に御座候。扱其碑誰が書可然哉と申候はゞ、楷書にて虞世南、歐陽詢宜しく候。乍然初學よりこれらには入がたく候間、先顔眞卿、柳公權の二家好に隨臨書いたし、文字に力の入用と申事を覺

これは此二家は、力をあらはして書たるものなればなり。其上歐歐虞虞へ入度ものに御座候。歐虞は王羲之より出たるものに

候へば、此一家手に入候はゞ、追々魏晉の域にも可至申候。左候へば書道大成と存候。しかし後世の人、夫迄に出来申まじく候へば、唐人になり候はゞ、至極の事歟と奉存候。行書は李邕が雲鷹將軍の碑、徐浩が不空三藏の碑、田頌が張府君の墓誌、又は聖教序など可宜奉存候。至極の目當は、王羲之が蘭亭序にて御座候。草書は懷素の聖母帖、孫過庭の書譜など宜しく候。是も十七帖を日當にいたし候事に御座候。篆隸も存付有之候へ共、これらは御用御座有まじく奉存候間不申上候。

一書論の事御尋被下、これには迷惑仕候。小部なるものにては、玄抄類摘又は書法通解など、先宜候へ共、とかく讀がたきものにて、御合點參り申まじく候。すべて藝術の事をかき候書、いづれも書物達者に讀候者にも解しがたきものに御座候。其道の事を心にかけ候人ならでは、意に會し不申故に御座候。左候間、口授の上、種々工風いたさざれば、合點行不申候。誠に禪宗の悟道と同事に候故、古人も書畫禪と申候。扱執筆の事も、右の書どもにのせ申候。書法通解の方すこし勝り申候に、存候へ共、唐本中へ本もすくなく、且無點故、玄抄類摘は和版にも出来居、點も付居候故、御合點不、ながらも一通り御覽可被成候。

乍去一通り可申上候。先大意は、懸腕雙苞平腕雙苞とも申候、實指虛掌と申候が定法にて御座候。腕とは腕を中にてため候事にて、肘を下につけ不申事に御座候。左様致し候へば、自から手の背平らになり候故、平腕とも申候。雙苞は中指食指二つ筆へかけ候に御座候。乍去これは人により致し兼候も有之候。唐人の食指のみかけ候事も有之候へば、夫にても可宜候。大字は是非二指かけ不申候へば力不足に御座候。實指とは、筆をとり候指しつかりと取候て、書候時はたらかぬ様にいたし候事に御座候。左様にもちつめ候得ば、自から掌の内丸くなり候て、虚になり申候。これを指は死せん事を欲し、腕は活せん事を欲すと申候。右の通り指をしつかりと指殺し候へば、腕を動して書候より外無之候。

拙子嘗て僻論有之候。書論かれこれ申候も、畢竟はわらきくせを去候のみの事にて御座候。如此せねばならぬと申には無之候。試にいろはなど習候小供の書法を、傍より見候に、皆々古人の論と叶申候。是非實指にいたすものに御座候。ちと習

候小供は、はや指をはたらかせ候僻出来仕候。それは師匠の書法左様に候故、左様にせざれば不似故の事に御座候。總て此氣味にて御座候。其上は唐人のくせにて、至て微細の目にも見へず、詞にも言がたき事を論候のみの事にて、大益は無之候。御尋被下候内、管を斜にいたし候事、決して無之事に御座候。當時の人、とかく此惡病御座候、慎て去べき事に御座候。鋒の向より正面に見候事御尋被下、これは書法正傳と申書に出申候て、近日夫を主張いたし候人有之候。全體は右の手にて書候物故、とかく左傍よりのぞき度勝手故、夫を揉候論にて御座候。逆も右の手にて書候物故、是非少しは右の方へより候へども、成丈正面にて書度と申事にて御座候。夫を惡敷讀候て、筆軸の心を上より臨候て書候人も有之候。(全く正面に致して書候は肘曲り申候、肘曲りては古法にソムキ且カケ不申候) 全右の正傳を惡敷讀候故の事に御座候。それら古書法の書は、讀がたきと申事に御座候。畢竟は筆の眞直に豎候が宜候。されど運筆の時、勢にて、すこし斜にならねばならぬ事あり、夫は是非左様なければ成不申候。正鋒と

申候は、筆の直に立候事を申候。勢にて斜になると申候は、たとへば豎畫を引下候時は、筆の鋒下に向候故、軸頭おくれて引申候。横畫を引候には、筆鋒右へ向候故、軸頭すこし左へかたむき申候。左れども甚かたむき候事は無之候。一當時書家の事、御たづね被下候處、一體前文申上候古人の法のごとくいたし候へば、不自由にてよく書得不申候。其不自由なる所を忍候て書習候得ば、古人のごとく成申候。此稽古數年いたさねば出来不申候。此數年の辛抱出来かね候故、右の法にて書候書家無之候。尤書家皆文盲にて、書法など讀者無之、又申聞せ候ても左様いたし候ては、初より稽古致し直し不申は法叶不申故、家門に拘り候故、遁辭を構論に伏し不申、適書論讀候人有之、申談候へば、論には伏しながら、改候而は、書面見苦敷候故、夫を工みにいたし候迄の氣根も無之、且家業に拘り候故、致し不申、甚歎かは敷事に御座候。古へ蔡邕石室の傳と申より、諸家に論候事よく、味候へば、皆同事に御座候。夫は皆口授面命して、書法を傳候故、執筆運筆、師の口傳を代々傳へ候故にて、日本の

古人、或は入唐して法を傳へ、其後の人は、段々筆法傳授いたし候故、數代の間には、誤傳も有之候へ共、大意は失不申。去により寛水ごろより以前の書、美惡となく、みな實指法に御座候。然處唐様と申書法おこり、舊來の傳授を愚なる事の様に申なし候より、當時に至り候ても、唐様の方に左様の事無之候。

拙子戲に申候事御座候、廣澤出候て、世人惡筆になり、東江出て、世人無筆になり候と申てわらひ申候。

當時唐様に書法を申候人一兩人有之候、皆懇意の人に御座候へども、長崎へ参り候商唐人より傳候を、金科玉條といたし候事にて、可咲事に御座候。去ながら、すこしは無法より宜きと見へ、紙へ墨の付様など、普通の書家とは違申候。これも本道の如く致候へば、當時拙惡に見へ候を迷惑かり、半ば用不申事と見へ申候。夫故誰と申事御推舉申かね候。

又申上候。古法書を學び候間には、此方の古筆何にても御臨被成候が宜候。是は手前に、實指虚掌の法を備候て臨候へば、口授致候と一重の違に御座候故、手間を費候て書論よみ候より、餘程益を得申候。此法近日心付申候故、御傳へ申候。字の形違候得共、筆の紙になじみ様、又は斜にならざる處等、御自得被成候益有之候。此邦古賢の字體を御好被成候へば、猶以てよろしく候。

此方の古筆御ならひ御覽被成候得ば、實指の處も御合點参り可申候。(下略)

十月廿九日

(九六) 屋代弘賢より小河民作へ

(少年の夙成を誠む)

越後國三島郡小林多仲と申者の悴の由、少年の書爲御見被成、此墨跡に和歌を題し候様にと御望被下候に付、一覽いたし候所、年齢に合せ候ては、筆もまはり候と申せば申様なるものの、沈著の筆力は一毫も無之候。かやうの書をほめ候ては、第一當人の爲に

屋代弘賢一多々
良氏、初名太郎、
諱文書家、天保
十二年五月十八
日歿す、年八十
四

あしく、第二に僕も迷惑に存候。すべて少年の才子を涵養致し候事は、白石先生の土肥氏に贈られ候手簡に申され候如くに候。凡一切の藝術、年ほどに出来候へば、十人竝のこと、年よりもおくれで成就いたし候は、所謂晩成の兆にて御座候。親の心にて子の長命をいのり候はど、かやうの書は随分ひそめ候て人にひけらかさず、まことの筆法をとくと學候様に御諫可被成候。心意わせ物のすがれ早きこと好候歟、おく手の盛久しきを好候かと申、ふたつ一つの事にて御座候。乍然、折角御望被下候事故、老婆心の詠歌、

思ひやり猶つとめよや水葦に千世もこもれと祈るころを
と存つどけ候。御勘辨可被成と奉存候。老境の激説、失禮の事共、御宥恕所希候。頓首。

五月十一日

小河民作様

屋代太郎

(九七) 屋代弘賢より松岡辰方へ

(武家の禮服につきて)

愈御安泰可被成御勤行奉賀候。然ば數年來御懇意の事故、内心伏藏なく御頼申候。其子細は、武家にて公家の眞似致し候と、武備薄く相成候。抑皇國は武威を以て萬國に勝れ候國風に御座候處、近來風流好事流行にて、武備を忘れ候人も可有之やと、不安心に存候。然る所來年にも、公儀にも御昇進御座候に付、諸侯方にも、裝束向など、何か新規なる催しも御座あるべくやと推量致候。諸家より問合等も御座候砌は、有來りにて事濟し候様御挨拶被成可被下候。或は御支度あるべくや。螺鈿の太刀がなくばなど申す御説も聞へ候に付、申述候事に御座候。恐ながら有徳院様の四足御門を御改被成、都鳥を射とめ被仰付、箭を貫ぬき候まよ、御進獻遊され候思し召しを相考へ候はど、武家は武家の風を主張致し候て、花美風流なる義は、なるべきだけ流行申さず候様に致した

き内存に御座候。拙者碌々の身分に候へども、御武運長久を祈り候心より、此の如く存候間、何卒御同意被下、質素を御守り被成候様に被成可被下候。これ生涯の御頼にて御座候。承引可被下候や。貴報奉祈候のみ。

十二月廿二日

尙々、一度が苦しかるまじきと存候へども、それが萬事に響き候間、一度が大事に御座候也。再拜。

東京錦到來致し候はゞ、御配分奉願候。

(九八) 松岡辰方より屋代弘賢へ

(前書の返事)

數年來御懇意に被成下候に付、御内意被仰下候趣、至極御尤の御儀畏り奉り候。近來武家にて公家の眞似致し、風流好事流行仕候て、武備薄く相成、御不安心にも思召

松岡辰方一丹治
氏通稱平治郎
後借助、梅軒と
號す、有職故實
に精し、天保十
四年五月朔日歿
す、年七十七

し候由、尊命の如く、武家にて、詩歌管絃蹴鞠等に日を送り武を忘れ候は、以の外の御儀と奉存候。來春御昇進の節、官服の古實相糺し、袴等著用仕候は、武を忘れ候趣意には曾て御座あるまじく、國郡を領し、其官位に拜し、相當の服相用ひ候義、毛頭公家の眞似仕候譯にも無之と奉存候。譬へば、鎧の下に籠手脛當佩楯等を著し、兜の下には半首帽子甲などを重ね候如く、束帶の下具は下襲、袴、單等著用仕候は勿論の義に御座候。布衣白丁等の行列を整へ候は、三軍を將ひ隊伍を正し候も同様の義、是等の事手薄に御座候はゞ、武の備へも全からぬ事と相考申候。主人玄蕃頭などは、來春始て官服著用仕候。自餘の諸候も生涯に一兩度の儀、何れも服色の古實精撰仕度心底にて、是は則上を重んじ候心より起り候義に御座候。劔は累代の品相用ひ候義に御座候へば、仰の如く有合の品相用ひ然るべく候。袖は此度再興と申候にも無之、前々より用ひ來り候家ども御座候間、是は相用ひ候方可然と奉存候。享保明君四足御門被相廢候尊慮の程は、實に感服仕罷在候故、平常公家の眞似致し、管絃蹴鞠等はいらぬ事と奉存候。何卒犬追物、笠懸

等の合戦の調練、專一に相心がけ度奉存候。併しながら武家にては、とかく亂世の遺風多く、装束にも間違ひたるも候に付、何卒古法に相叶ひ候様仕度奉存候。是等の處御勘辨これあるべく候。文武兼備はり候はど、恐れながら昇平の御代の甲斐もあらせられ候御儀と、私共卑賤の限いらぬ事ながら奉存候義に御座候。以上。

十二月朔日

尙以、私共御存遊ばれ候通り、文盲にて、政理の損益も相辨へず候へども、近くは今川氏眞の如きは、公家の眞似致し、和歌蹴鞠等に武を忘れて國を失ひ申候。武田四郎勝頼の如きは、勇武に失し家を亡し候と奉存候。勝頼も左京大夫などに任じ、主將の徳を守り候はど可然と奉存候。右大將頼朝卿將軍の宣旨は、三浦義澄甲冑を著し受取申候由、武を専らに仕候も、右様の先蹤は、當時の規則にも相成申まじく候。併しながら、それとても上の御詮議にて、甲冑を帶し、來春の御大禮行れ候義に御座候はど、古實相糺し度奉存候。束帶仕候はど、束帶の法式精撰仕度奉存

候。かく昇平相續き候へば、文武共にくわしく罷成しは自然の義に御座候。本文にも申上候通り、管絃蹴鞠等のなまめかしき事は相やめ、平生はいかにも質素に仕度奉存候。尊慮御同様に御座あるべく候。尙拜謁萬々可申上候。以上。

(九九) 松平樂翁より旗下へ

(御旗本中心得書)

某身不肖に候得共、當御代の撰に預り、天下の政道を司り、未御幼稚なる將軍家を補佐し奉る、誠に任に當らず、中々天下の御爲に可相成とも不存寄、各申談の上にて事を取捌、津々浦々迄も安國極なく納りなびき従ふ御政道、猶更大節に存候。依之某が存る所無覆藏申聞候。不所存之事有之者、各存念不殘可被申聞候。國主、城主、惣而萬石以上とも申輩には、譜代恩顧の家臣、數多召仕、就中家長たる者は、其主人に非道有之時は諫を入、家の仕置を正し申が故に、其家治り、國安く候。御

松平樂翁一名は
定信、越中守、文
政十二年五月十
三日卒す、年七
十二

旗本萬石以下の輩は、譜代の家臣と申も稀にて、新規に召抱たる家頼も候へば、自身に家を治る事にて候。其身心正しからざれば、忽家とよのはず候。能々考見るべく候。銘々先祖たる者は、多くは東照宮に仕へ奉り、數度の戰場に、身をくだき、骨を粉にして相働、其勳功に依て、知行被宛行に、至今て其身々々安樂に妻子を養ひ、家人を扶持し、諸人に御旗本と敬れ候、是皆先祖之勳功に寄る所也。然る所、其先祖の恩を忘れ、宛行たる知行所を自身の者と心得、百姓をしへたけ、聊も撫惠の心なく、やともすれば課役を申付致す杯の輩、是皆心正しからず、不行跡より事起候。其不行跡と云は、若年無學にして、何事をもわきまへず育候よりの事に候。父母に孝を盡し、兄弟の中睦しく、夫婦別有事を存、傍輩に信を以附合、君臣の間、義理をおもとして、此五の道を取はずさず相守る時は、其身人に恥る事なし。御奉公を勤むるに力ありて、御用に相立候也。人倫の本は夫婦に始る所、本妻の外に妾と云ものを寵愛し、是が爲に本妻の中を隔、或は離縁の沙汰に至り、又は妾服に出生せる庶子を愛し、本妻に出生せる長

子をうとみ、妾の計に寄て、長子を廢し、庶子を立るの事に至るもまよ多、妾におほるよにて、其身心闇より事起候。其妻と云者は、元傍輩の娘を迎取候事、假初の事にては無之、上に申上、御許を蒙りたる上事に候得ば、如何様之事あるとも、たやすく離縁の沙汰可及事にては有之間鋪事に候。唐土には去の本文有之といへども、我朝において、夫婦の道和睦を第一と致せば、是等においては、唐土之風に習ふべきにても無之候。離縁致さずとも、夫の心得次第にて、如何にも事の静らざると云事有べからず。既に離縁致さば、傍輩之娘瑾を付るにて、其親兄弟の間も障り出來、於殿中一面會致すといへども、相互に言語をも交へず、いきどほりを含候事、是皆御奉公のさまたけにも相成候得ば、不忠筋にも無之哉。此所を考可申事にこそ。又一旦妻を持、其妻死去致さば、幾度も再縁の事を可取結事に候。近年は、再縁いたせば多くは召仕候下女にて事を濟候故、其人柄おのづから損候て、輕々敷下さまの眞似を致、たとへば樂と致事、古來よりのもてあそび、和歌を詠じ、蹴鞠の會、茶道、或は連歌、誹諧、碁將茶

等の遊有之所、今にては御旗本似ざる三昧線をひき、淨瑠璃を語り、かうじては河原者の眞似をいたす族もまよ有之由。是皆本妻と云ものなく、召仕の下女にて家内を納め候故、物事輕々敷相成、不相應成る者におく出入をゆるし、不_ふ_しにて、其身の恥をおもはず、我儘なる行跡に成行候。爰に於ておのづから勝手不如意に相成、可_た嗜_た武具をも不嗜、益もなき事に金銀をつひやし、是をつくのはんがために、多は筋めなき者の子を、金銀の持參をめでて貰ひ、輕き者の子も縁金に寄て養子し、娘と致より事起り、自然と家風を亂し候。天和の制法に有之養子は、同性相應の者を致し、若無之に於は、異性より致とも、筋目をたどすべきの制法に候。某_{それ}が存るにては、以後養子をいたすとも、嫁取を致すとも、縁金と申ことを停止せしめ、唯由緒を亂し、婚姻すべき時節を延させ、相互に可_た取結事に候。不勝手なる族、娘を片付候に、金銀之用意無之、自然と其時節後候時は、男女道おのづから正しからざる事に至り候。此所深く可_た相考事に候。頭たる者能々心を用ひ、最初縁邊願出候時、遠_さ吟味事に候。婚姻時節はづれ候に付、年若

き面々遊所へ入込、不相應の遊びを事と致、風俗亂れ、衣服に附し紋を略し、夜行の時挑燈の印を替候。衣服の紋は、元其家々に定たる事にて、既惣領家にては何、庶流家にては何と、差別有事にて、幕の紋より衣服に至り、聊人に不_た紛様に致す事候。夫を心得違、其時に至り、紋を改付候時は、末代に至り、残る時にも、家紋かと紛敷相成り、提灯の印は猶更、夜行の時、人と見違ぬ爲に候得ば、急度印を顯すべき事に候。衣服の事は、我朝往古よりその制度有之、官位の高下によりて定れる法有之候。地下に至りても、上中下の差別有之事に候。然る處、享保の頃、上より御儉約と申事を被_た仰出候。衣類の制し被_た仰出に付、諸家にも心得違、上中下の差別なく、萬に木綿を相用候得ば儉約に相成候と心得違、士も町人も百姓も同じなり形に成り候事、我朝の風を取失ひたるにて候。同じ士といふうちにも、同じ衣類體にては、何を以_つ出立候に容體の違可有哉。高知取候もの、小知取候もの、又は輕き役を勤候もの、重き役を勤候者、輕き奉公を致もの、面々相應の衣類を可_た著事に候。依_つ之此度被_た仰出候にも、節儉を

相用ひ候様との事に候。儉約を衣類の事とのみ心得違、分限不相應の體たらくに成行候。身を正しく致事、衣服を以致す事に候。質素の二字、麤服麤食を致事と計心得候而は違候。我朝上古の風に習、冠婚喪祭、禮式を取不失、その身相應に取計候事に候。何も手軽く事を略、其質素にては無之候様の事に候。質素の二字、物知れる人に尋て、能々可相心得候。御政道を司るもの、近來の御記録を編鑑と致し、先役の申を先格と心得、本朝政事のもと、律令格式有事を知らず候。依去享保の頃、神尾若狹守、細田丹波守ごときもの、みだりに御政道に預り、御儉約と申事を表といたし、天領へ繩を入、天民を困窮せしめ、御領をしへたけ、下の痛を顧す、是を御爲と心得候は、不調法の至りに候。治平久しく候得ば、代の亂るよと下所に、遠きおもんばかりなく、目前の利用を以御爲と存候事、有徳院様御代しろしめし候時、専ら御儉約の事を被仰出たるは、常憲院様、文照院様、御代ともに天下花美にして、御寶庫も空しく、不慮の御備に有餘無之故、專御儉約と申事を被仰出たるにて候。且諸家の風、公家めかしく成行候に付、弓馬の道を御はけまし被成候故、諸家ともに武邊をだに心掛け候得ば事濟候様に、是又心得違、孝弟忠臣の道を學び、心を正しういたし、家を調ふのすべを外に致候故、自然風儀を亂し候族、於殿中月並の講釋被仰付、於聖堂日々講釋有之候間、年若之面々無懈怠日參致し、志を正敷可相勵事と存候。節儉質素を心得違候に至ては、我朝の古法は不及申、東照宮様の神慮にも不奉叶候。外國通信の事は重き事に候。年々入津の唐物、我朝に於て儉約の事に拘り候時は、唐の織物其外、價と交易致事に候得ば、毛類杯士以上のもの著用不致に至り、おのづから入津致唐物も致方なくなり、其物を賣買致す天下の町人等に至りては、おのづから衰微致すに至候。然ばともに天下の御爲とは不相成候。士は諸侯より以下に至りて勤を致すを以て、夫々知行の收納にて、身分を賄候。是はならぬ、あれはならぬと、身を洗候時は、物成を積置より外は無之候。一年のたくはへをいたし、有餘有之程は、外用に致金銀天下に融通いたす様可致事に候。唐物を用候に心得有之、無益のつひへを不致候而相用候は、ともに天下の御爲

に相成り、己おのれ一分の勝手存ては、天下の衰微と相成候所へ、深く心を可べ附候。天下は一人の天下にあらず、天下の天下と可べ存事に候。某それがし短才不學にして、事を分別致すに申出候得ば、可べ其理に不ふ當候はんが、其所一々助言せられ、天下の御爲に可べ相成事、無な遠慮評議せらるべき事に候。寺社奉行、御勘定奉行、町奉行等の職は、猶又重き事に候。平日寄合にも、只いにしへ古ふるを考、非道を取捌とりさばかざる様、支配下、御代官、支配勘定人を撰えら聊いさゝか私欲の心有ル人を不ふ召抱候様、下の痛いたみにならざるやう、温順の人柄を撰えら可べ申事に候。御目付たる人は見ず聞ずして、人々の自身恥を存、たしなみ出来候様可べ致事に候。與よ一分より裁許さいきょに領り候事は、御旗本以下御家人迄の恥辱に候。御家人の恥は、取も直さず天下の恥にて、諸國王、諸城主の面々へ對し候ても、各の恥辱、諸國諸城主には能家頼多候故、其國郡をよく治さとの文武の道も相應に行はれ候故、國々よく治り候。只風俗正ただしからざるは御旗本以下御家人に而可べ歎之事に候。是皆諸役人、番頭、組頭等の心得違より事起り候と存候。猶追々可べ申談候。事長候得ば、却てつひへ多候故申殘候。銘々の存あり寄も承度候也。

天明七丁未六月

(一〇〇) 松平樂翁より某へ

(挂冠後の述懐)

前略。昨二十三日願之通退役被け仰付、段々結構被け仰付、歡天喜地難しめはせ有仕合、只々感泣かんき數行、萬分之一も筆紙難しめはせ盡、仕合之至に候。抑退役相願候は、中々一兩年之事には無な之、未年御役已來、一三年相過候者、退役被け仰付候様にとの心願仕候上、段々御差止、つい五年も立、當年に至り、七ヶ年に至り、勢權壹人に歸し候得者、上の御聰明を蔽おほひ候に當り、況や當時諸賢列朝、御直裁の御明時、かやう成時戸位仕、虛名を蒙かかり候ては、極而不た御爲、滿は損を招き候とも、亢龍有くわうりゆう悔くひと申、振しん主しゆの勢せい壹人に歸し候は、實に可べ恐おその至り、勢權と申すものは、我もしらず、人もしらず、つい私心驕慢けうまんは生やじ易やすき

事、慎候とて、人心は難量、若私心驕慢、一つと生じ候へば、是迄の御直法も、皆水の泡と成申候。已に勢ひの歸し候者は、人の毀も怨もおのづから歸し候ものに候。其所へ右之邪心出候得ば、忽人心は離れ申候。左候へば、一己之不幸は、則上之御不爲となり申候。扱又時節とても、引て能きと申す時節は後れ候ものにて候。已に昨日退職解授諸御役人も誠に深切之様子は、勤役中よりも甚しき程之事、私胸中之清朗御察可被下候。袂を拂て御立關より退出、しらざるものは、家格を難有存候哉杯可存候へども、是等難有は勿論に候へ共、右退き候時節を得、御明時遭逢仕候を雀躍仕候。一進一退、只御爲めのみ之事、今しばらくも片付候とて可申儀にて候得共、萬機の御政一ツ濟し候へば三ツ四ツも生じ、水旱の患なき時に成り候得ば、火災の患ある時節になり、ひまでよきと申時は至り不申、人心の存候は、已に世にして仁ならんとも申、三十年にして人も生死致候てこそ、誠の風をばなし可申哉、嗚呼なる申分に候へども、正宗の刀は、箱に入、藏へ納候にて、名刀に候。度々ためし切など致し、刃こぼれ候へ者、正宗の名後代すたり申候。私しき正宗と申候に者決而無之候へども、たとへ斬馬劍に候ても、薪を割、木を伐候得ば、實に廢物と成申候。御一笑可被下候。御間柄之事、御案事可被成哉と、あらく申上候。以來私用之外は、御文通不仕候。旁以自書御しらせ申候。恐々謹言。

七月二十四日

(一〇一) 古賀精里より増島金之丞へ

(作文につきて)

薄暑御清寧奉賀候。昨日者毎度御出被下候處、不得拜晤、遺憾□□□□。御會之文一覽仕候處、存候よりか御連も多く、且文章も随分可觀、喜幸之至に御座候。右稿本則僭評可差上候處、先達而も粗御沙汰申候哉に覺申候。白雲社約など、栗角先互に點竄推敲を極候上に而、先生へ呈し、其上を加筆候様相見申候。俗習人之指摘を不悅

古賀精里一名は、
機、通稱彌助、
訥齋と號す、肥
前の人、幕府の
儒官、文化十四
年五月四日歿
す、年六十八

是は目今文辭之鄙陋に而、各々成家候様之勢に而、始終其非を知らざるにありと存候間、文會之御連、先以此大惡弊を破却せられ度被_レ存候間、乍_レ御苦勞、先盟臺御遠慮なく、諸作を御點削被_レ成候而、私方へ被_レ遣候はゞ、其上を愚見に而、再訂可_レ仕候。盟臺のは墨にて御改、拙批は朱にて可_レ仕候。皆無_レ伏藏可_レ仕候。猶思召も有_レ之候はゞ、御申聞可_レ被_レ下候。今日にも御談申度候へ共、御出席之程難_レ計候間、手紙差上申候。曾_レ以_レ諸人之文に手を下候に不足と存、或は其勞を厭_レひ候而申候に而者無_レ之候。革_レ時弊_レ之第一著、此處に有_レ之候故に而候。御諒察可_レ被_レ下候。以上。

四月廿二日

(一〇二) 佐藤一齋より大鹽平八郎へ

(王學を論ず)

陋簡拜啓、未_レ接_レ紫眉候處、秋暑時節御佳裕被_レ成_レ御興居、奉_レ拵賀候。抑_レ先頃者間

生へ御轉托にて、高著洗心洞割記一冊被_レ惠_レ副_レ以_レ眞文手教、辱致_レ拜受候。眞文拜復可_レ致之處、人事紛忙、且老境精力薄_レ相成候間、俗通書不_レ取敢_レ御報申述候。御恕察被_レ下度候。先以兼て御芳名傳承罷在、以津楚者拜顔致し度存居候處、此度不_レ圖_レ御手牘に預_レ御履歴且御志操之概、詳悉被_レ仰_レ示_レ披雲同様に存じ、欣登_レ不少奉_レ存候。先達而、間生出府之砌も、御割記中抄出之冊子、間生より被_レ示_レ今又新刻全部御惠被_レ下、反覆致_レ拜覽候處、數條御實得之事共、使人感發興起不_レ勝_レ欣躍、拙老など可_レ及所に非すと奉_レ存候。就中太虚之說御自得致_レ敬服候。拙も兼々靈光之體、即_レ太虚と心得候處、自己にて太虚と覺え、其實意必固我之私を免れず、認_レ賊爲_レ子之様に相成難_レ認事存候。貴君精々此所御著力被_レ成候得ば、即_レ御得力爰に可_レ有_レ之と存候。尙も實際に御工夫被_レ著かすと祈入候事に御座候。扱又拙も姚學を好み候様被_レ仰越_レ候。何も實得之事無_レ之、赧羞に堪ず候。姚江之書、元より讀候得共、只自己之礙礙に致し候のみにて惑都而之教授は、並之宋設計に候。殊に林氏家學も有_レ之候得ば、止碍にも相成、人之疑

佐藤一齋—江戸の人、名坦通稱捨藏、愛日樓と號す、幕府の儒官、安政六年八月二十四日歿す、年八十八

を生じ候事、餘り別説も唱不申候事故に候。且又江都に而者、群侯百辟之間に周旋し候事に候得ば、何學などと申す事詮も無之、只自己に而、乍不及廸哲之實功を骨折夫よりして君心之非を格し、遂に治務之間にも預り候得ば、漸々人之家國に寸補可有之哉に存候。兎角人は實を言ずして名を賣るものかと彼存候。名にて教之害を成す事少からず候得ば、務て主張之念を祛りて、公平之心を求め度、左候得ば、却て教化之廣く及申候事有之哉と被存候。返すべくも、其實無之而者、何學に而も埒明不申、ただ自己之實を積候外無之とのみ心掛候得共、扱々十が一も存意通に參らず、浩嘆に堪ず候。愚意之概聊申試候。尙御垂教被下度候。將亦御割記中、前人未發之條不而足候得共、堯舜之上善無盡、殊に御年齢強壯之事、此後幾層御長進可有之歟、不可測と、御頼敷存候事故、申迄も無之、愈益御深造之處、翹望に堪ず候。御著篇□□示し可申之旨致承知候。未だ案上に指置き申候。何れ見せ可申候。左様御承知被下度候。且又眞文拜答不致候に付、雜文三篇、熟生認置之儘、呈覽乞正申候。不

其意候所は、御指摘を厭不申候。尙追而御注文通可申啓候。先拜復鳴謝迄如斯御座候。時下玉燭不調、爲道御自保可被成候。恐惶頓首。

七月朔書封

佐藏捨藏坦

大鹽平八郎様

(一〇三) 香川景樹より神方升子へ

(詠草のおく書)

歌はしらべにのみこれある事、くれぐれも申す事に候。しらべさへとよのへらへば、よし理はなくとも歌にて候也。さてその調と申すもの、あまり何でもなき事故、古人もあやまたれぬ歟。御歌しらすく昔の調失はれゆき候。御似せなされぬにてはなく候はんながら、斐雄子のふりに相成候。あやをの歌大やう凡調にて、治療にこまり候ひし。とかくすらくとありたきに候。長歌の添削はむかしよりいたし不申候。さるはなほさ

香川景樹一貫中の義子、因州島取の人、本性荒井氏、桂園又東堀亭と號す、歌人、天保十四年三月晦日歿す、年七十四

ざるにあらず、直されぬものなり。さて長歌は、只今の世によむ事甚難き業にては。まづ大段長歌は、奈良より以往よろしく、短歌は、奈良より以下よろしきなり。因て短歌は古今を學びてたりぬべし。さらば長歌は萬葉を學びてたりぬべきかといはんはんに、萬葉は時代遠きが故に、自然調と詞の中に用捨なくてはかなふべからぬいはれありて、短歌を古今に學ぶが如く、打任せがたきところあり。されば古今萬葉の調をよくこよろえて調和せずばあるべからぬなり。されば古今までにて、其後の長歌は凡調にして、歌仙の作なりといふとも、取るにたらざるべし。この長歌は奈良以上、短歌は奈良以下と申すには、其解はへども、長く書取らんも無益の事の煩はしくや、愚老など年若き時、もはら古文を尊びて、萬葉ふりよみはべりしに、長歌がちにもものして、往々舊友の許にも残りたる少からずはへども、眞の萬葉ふりにて、人わらひなるものには。其内をしひて取捨いたし、一二章一枝に加へるへども、御覽のごとく、それなほ調へりともなく、口ふさげなるしれ言には。又長歌は、感淺き事、短歌にくらべては幾々には。さるべきいは

れは、大やうしれたる事か、さればしかよみがたき上、感うすき長歌よまんより、口にあひたる短歌をと思ひとり、たまくは人の望にてつどり事も有之はへども、まづはやめに御座は。されども、おのれこそ淺き心にかくは思ひとりはへ、明敏なる人は格別の事にはへば、一概に申がたき事、是又勿論也。幸御詠の長歌につき、此筋あらく書付は也。眞淵の申されし如く、長歌は實に人丸にとどまりぬべきには。愚老が僻案は、萬葉拮解にほど申置は。出版の上御覽可被下候。さて今般、兒山上京に付、入塾中二十年來のあやまりを、日夜申ときは事なり。もはや此節著府と存は。付て御聞可被成は。此人あやをの臭氣はうつらすはへども、又此人は此人にして此病輕からず、何分御存の熱心の仁ゆゑ、大きにうけがひては歸られは。すべて夕諭風は凡調には。是みな斐雄の毒にあたれるには。さるは彼にいま習熟せざる初心の人々は、いまだ其凡調に陥らず、雅韻すこぶる有之は。されば凡調はもはら江戸風なり、など申人も御座は、其根元を知らず、かつわる口にはか。さるを近く千陰春海などの未熟にして、かの凡調を

雅調とことろえ、唱へられし弊風のいたす所に候也。古今正義も、最初の二帙ばかり、やうくこのごろ發行、兒山氏兩三部たつさへられぬ。大やうしらべなどの事、それかとばかりは彼總論を御熟讀被、成はば、相知れ可申にぬ。かやうに申しても、おのれさへ得たるみちにもあらねば、聞取はいとく難かる事にぬ。すべておのが非を知る事は、大過なりといへども、とみには了解しがたき習なるに、毫末を争ひ、雅俗懸隔とわかるゝ調の沙汰にぬへば、我執をすて、心を平にして、古今などのしらべをあじはひたまふべし。千年にのこらんも残らざらんも、たゞ此境にぬへば、なぐさみごころにては、得がたき事うべなりけらし、とある人申侍りし。

(一〇四) 俳諧寺一茶より由誓へ

(述 懷)

俳諧寺一茶一信
州の人、俳人、文
政十年十一月十
九日歿す

十六日の晝頃、煙管の中寒がりければ、麥わらの様に竹をけづりて差入れたりけるに、

中につまりて、ふつに脱けず。竹のさきわづかに爪のかよる程なれば、すべき様なく、缺りたるおく齒にてしかと咬へて引きたりけるに、竹はぬけずして齒はめりくと脱け落ちぬ。あはれあが佛と頼みたる齒なりけるに、さうなき過せしもの哉。釘ぬく物にてせば力もいらす、すつらくと脱けぬべきを、人の手かる事の難かしく、しかなせるなり。此寺は二十年あまり折ふし宿りて、物ごとそよくしくはあらねど、それさへ心の儘ならぬ物から、かよる憂目に逢ひぬ。まして四十餘年の草枕狼ふする草をかたしきて、終夜たましひ消ゆる恐れを忍び、あらし吹舟を宿として、底の藻屑に身を浸す憂目をしのぎ、偶花咲く春に遇ひては、聊か憂ひを忘るゝに足れど、ほとく露ちる秋の行末を悲しむ。重荷負ひては休らふことと、樂みの中に苦しみ先立るゝ其の折々のおのれも知らず。片われの齒をみるにつけつと思ひしられぬ。いつの日か、筵一枚も我家といひて、人に一飯施さるゝ身となりなば、是則安養世界なるべし。

かりくと竹かぢりけり 葦

一

茶

久藏様

(一〇五) 相馬大作より津輕侯へ

(隠居の勧告)

今般貴所被_レ任_二侍從_一候處、忘_レ古驕縱之至、近頃傍若無人に候。依_レ之我々同志雖似_二狼藉之所行_一、(中略)以_二舉陣齏粉砲_一令_二驚駭_一畢、已來被_レ慮、老成之事、速辭_二官於_一被_レ致_二隱居_一者、我々武道の意氣地を立、決して對_二貴所_一、遺恨無_レ之候。若又狐疑_二奸犯_一を構、向後被_レ致_二出府_一候はど、登城前へ地廻、道中及國內を不_レ撰、報_二侮恥_一之怨、可_レ申候。假令起_レ兵及_二合戰_一候共不_レ得_レ止候。尤此度貴所之主從を不_レ遺、右の砲術を以_レ打殺候事、掌中に候へ共、一先存_二寬宥_一爲_二演說_一如_レ件。

巳四月廿三日

下斗米將眞

(一〇六) 山口藤女の遺書

(若山切害の自首狀)

若山様御事、氣隨に御つ_二のり被_レ成_一。いろく恐れ多き事を遊ばし、去年の暮はあらぬ御名を附けて、貞様を御おし籠め申し、夫よりさきに、若殿様迄御上げ申上_レ御部屋様をも遠ざけ、御寢所を御自分御一人にてうばひ、すべて御自分様に媚びへつらひ_レ者を御ひいきなされ、御氣に叶ひ不_レ申方に、御國勝手など彼_二仰付_一、殿様の御威光をかさにきて御身をひらかせ、諸方より御いんにんを受け、花車を御盡しあそばし、御政計向に御口を出して、御自分様の御都合よかれとのみ遊ばし、御家中も滅扶持もどし不_レ申、一同必至と難澁いたし_レを、何とも御召さず。又其上御先代様よりの御法變へ、御領分へ運上を掛け申_レ取調被_二仰付_一、近々に御觸出しに相成_レよし相聞え申_レ。誠にさし出がましく恐れ入り_レ得共、御代々様の御恩を頂き_レ御家來に生れ、御家へ右様のたよりもの

山口藤女一信州
信州飯田の藩主
堀侯の奥女中、
天保十一年侯の
愛妾若山を斬り
て刑せらる、年
二十一

相馬大作一本名
下斗米秀之介、
文政五年八月廿
九日死刑、年三
十四
津輕侯は越中守
寧近

付て、殿様の御爲めより、御領分末々迄の爲めに相成不申たためにて、誰しも同じ御事に
 てはへども、私事あさましく胸に堪へかねば、御歴々の方々をさし置、一存に決心
 いたし、去る十日、若山様を切害まうし上り。
 誠に以て殿様の□□□恐入る次第に付き、いかやうの御仕置仰付られはとも、さらく
 御恨み申處御座なくは。と

九月

ふ

ち

(一〇七) 眞田侯より竹中織部へ

(大地震の通知)

薄暑催申候處、先以御屋形被爲揃、倍御勇健被爲入奉恐賀候。然ば此表地震の
 儀、達御聽候て、過日貴所より家來迄御尋被仰下、深難有仕合、早速以自簡御請可
 申上管の處、種々混雜にて延引の段、御前可然様取成可被下候。誠以未曾有の地震

眞田侯一名は幸
 貫、遂翁と號す、
 白何樂翁の庶
 子、松代藩主

にて、先月二十四日は、宵より少々認物いたし、未だ臥不申内にて、急に地震の揺候
 と存候内に、只一端に震ひ強く、戸障子其外置棚などの品々までも皆散亂致し、次の間
 に居申候女共なども、側へ参るに幾度も轉び倒れ候仕合、すぐに椽へ出申候處、庭の方
 には草履無之、憚りながら存付、雪隠の草履取よせ、右にて庭通り廣庭の方へ出候處、
 所々に立置候石燈籠も皆倒れ、其上を越し罷出、疊敷かせ其上に翌日迄居申候。然るに
 引續き大ゆり、又は一貫目位の大筒の音致し候事不絶、空は晴渡り、星も常より大きく
 さえ申候。是迄は夢の様に覺候。其中善光寺のかた出火の様子、其外所々にて出火、家
 來共追々駈付申候處、向側の者已前公用人も勤申候寺内多宮と申者参り、申候には、其家
 も潰れ、悴事、家の下に相成、漸々引出申候と申事。町家杯も百餘軒も潰れ、死亡も有
 之由。其翌日より平日の居間にも居かね、急に庭へ堀立柱の假屋申付、右に當月六日迄
 居申候。雨降漏候に何分こまり居かね、其上地震も少々弱成候間、平日の居間へ歸申候
 其頃は晝夜に二百度位ゆり、大砲の音も聞え申候。先づ松代城内は其内筋よろしく輕き

方、櫓一つ塀位の事にて濟申候。居室も立關大書院など大破位の事に御座候。仕合に小子初、家來の分は末々迄、一人も怪我無之、且又、出火も城下には無之、此二つは一仕合に御座候。山中戸隠山のかた、領分ことに強く甚敷、山拔崩れ、六七十軒皆土中に埋り申候所も有之、死失も多く二千人餘に至り、いまだ少々知れ兼申候。且犀川と申川、常に激流に有之、小石など流れ申位の處、一滴も水參り不申干上り、歩行にて渡申位になり候。全く岩倉山とか申大山崩れ、押出し候にて、比上如何様の發流可有之と一統心配、百姓共は山々へ逃れ、一向に人無之處も有之、是にも心配致候處、十日頃より少少右押埋の上へ、水乗候由の處、大石十間餘も有之石多く、中々急に押開き出水などとは誰も存不申候へども、如此の變事に付、如何様儀も可有之哉と、觸等出し置候處、去十三日夕、鳴動の音聞え候間、風にても出申候やと考候内に、犀川へ押出し、水烟りにて一向に其邊わかり兼候由。川中島へ押出し、城下へも逆流にて、千曲川押上げ候へども、夜九時頃より、少々引水にて先安心いたし候。夫より其水一團になり下流れ、村々御料他領共、數十村流家等有之、麥畑なども一統に水入申候處、大石大木、寺の釣鐘なども、二三里外に押流し候勢に候處、麥は多分損じ不申、水引候處倒れ不申、青々とみえ申候。是も奇妙の事に御座候。如此の大變に付、其以前晝夜とも、救助等力の及候丈は、骨折申候へども、何分目にあまり申候。一統の損地殊に犀川の押出し如何と、二十四日以来、領分の米俵の分、皆明き俵共取集め、數千俵に石詰入れ、力の及ものは家老迄出役申付、二千人程の人夫、他領よりも水下の分參り呉れ、日々普請いたし、大地震にて川中へ土中より湧出し申候、大石また犀川の所に眞神峠と申山も崩れ、是も押出し、川三分を閉ぢ、殊に小山の如くにて、掘取申事もなりかね、少々其先を取候に、大石三百人二百人、又は五百人持位の石にて御座候。右小山の先を七間程の所、漸く取除け、岸圍ひにも用ひ、少々安心の處、十三日の押開きにて、皆跡形も無之、大石なども、十三町または一里も下、または脇の村田地杯へ流れ參り、小山の如くの押出しも、皆拭ひ取りし様になり、元よりも川巾廣く相成、實に奇怪と可申水勢に御座候。(中略)

此段は兼々貴所御懇意にまかせ、亂筆ながら御物がたりの代に申述候間、程能御汲取、御序の節被仰上候はゞ、忝次第に御座候。誠に珍らしき事に逢ひ申候。以上。

四月二十二日

(一〇八) 宇都木靜區より父へ

(遺書)

宇都木靜區一名は峻、通稱徳治後矩之進と改む、江州彦根の家老下總の次男、大鹽平八郎門人、天保八年其師の亂を作すを諫めて殺さる、年二十九

一筆認殘候。追々暖和之時節相成候處、御兩所様、尊兄様姉上様始、御一統御揃益御機嫌能可被成御座と奉恐悅候。然者私儀、先便小倉表より申上候通、雨天續に候得共、日積通今日大阪安治川へ著仕、四ヶ年以前師弟之契約仕候大阪天満與力大鹽平八郎方へ著仕、久々にて面會仕候處、如何成天魔之見入候哉、平八郎存外之企有之、明十九日、大阪町奉行を討取、其上市中に放火いたし、君を誅し民を弔ふ杯、全く謀叛の企にて、私荷擔可致旨強て申聞候間、種々諫言致候へども、申出候事返さぬ氣症故、承知仕

間敷と存候。併此儘見捨、私歸候ては、武士の道相立ち申候はず。其上如此大望を明し候上は、私不承知の上は、生ては歸し申間敷と存候。乍去荷擔仕候はゞ、第一御家の御名を穢し、忠孝の道に背き可申、又師を見捨ては、信義相立不申、無據一命を差出、今夜平八郎始徒黨の者へ、篤と利解申聞、忠孝仁義相立候様仕度奉、存候間、何共重々恐入候義に御座候へ共、御前萬端宜布御取、繕奉願上候。是迄重々厚き御慈悲を蒙り、私歸國も無程と御待も被下候儀と存候へ共、悪き時節へ參り合せ候は、全私武運に盡候儀と被存候。且友助儀、長々之旅中厚世話いたし吳、其上、私昨年不快の節杯、別て厚介抱致吳候一禮も不申相別申候。宜敷御傳可被下候。様子具に申上度候へ共、何れ當日の様子、御地へも相知可申候間、別に不申上候。大阪騒動と御承知被下候はゞ、相果候儀と思召可被下候。最早時刻に相成、心急荒増申上候。餘は心底御賢察奉願候。以上。

二月十八日

梁川星巖一名は、通稱新十郎、詩禪道人と號す、美濃の人、山本北山の門人、安政五年九月四日歿す、年七十、翰庵は美濃大垣の人、星巖山陽等の詩友

(一〇九) 梁川星巖より金森匏菴へ

(全唐詩翻刻の打合せ)

日々暖和相催候處、先以御起居御濟榮之由奉賀候。先頃御手帖竝に金二圓慥に落得仕候。且又詩畫卷及頼山陽の額字の事被仰遣、委細承知仕候。額字全幅の書は、此度差上候、御落手可被下候。詩畫卷は、山陽、竹洞、松南、相濟、只今百谷方に廻し置候。右も落成次第に付郵便可申候。扱て全唐詩の好本無之困入申候。本月六日頃より、廣島の加藤文二郎上京に付、右全唐詩上木の一件話し候處、一套づつ彫候は實に良圖也と、大に喜候て、即時になかま入いたし候。梅二郎にも引合せ、相談仕候處、何分に火急に願を差出し置候が宜敷との事にて、評議一決仕候に付、此方にて外の本を借り、願は差出し申候。此上は好本出で次第に校合、且刻にも相かより申度候。老兄にも梅二郎と篤と御相談、何れの帙成共、當時向の方を夫々御上木可然奉存候。全唐詩上木は、實に盛事、且萬古の不朽と成申候。其上に長物を彫るとは異り、金も損はゆかぬ也。歳月如流水、人生易老、此様なる盛舉は、一年にても早く宜敷、何分篤と御思案、勿々に御決斷奉希上候。扱て嵐峽龜峽及東山の花も漸に終り、新緑の時に赴申候。放翁が所謂、百花過盡綠成陰、漠々香煙睡晚晴、之意に、此節は閉戸先生と成り、毎日讀書而已に御座候。委曲は後便に付申候。草々頓首。

三月二十七日

緯 拜上

烟 漁 老 兄

二白

貴地諸君子へ、御次手に宜敷御致聲奉煩候。

(一一〇) 頼春水より長久保源兵衛へ

(尾藤二洲の推薦狀に就きて)

頼春水—安藝の人、名は惟寛、通稱彌太郎、山陽の父、廣島の藩儒、文化十三年二月十九日歿す、年七十一

尾藤良助事御推舉可被下候様、先達而及御文通、其後は柴野氏へも御頼、同人意内御聞被成候所、屹度仕官之望無之とも相見不申候に付、私より何分其意聞合くれ候様、此内被仰聞候趣、ゐさい得其意候。其後幸便無之、未及文通候。仍之先私相考候所申進候。同人事異端ならねば、山林獨善に安じ候儀絶而無之事、相尋候にも及不申候。尊藩にては、史館之方被召使候趣之所、同人史學非其志、經義を以て御用相勤候が本意に相聞申候へば、是等之所も齟齬可仕歟。尤此儀者先達御聞濟被下、經義史學本末の御論も被仰下候。且於被召使は、經義もて御侍講等可仕儀、先頃貴面被仰候、其段は同人も本意に可奉存候。乍去元來跛足弱行、何分日勤之劇職は相勤まり申間敷候。此所も無覺束候事。扱又同人當時於大阪一分有餘之趣に候へば、只今仕官之身になり、老母妻子之養育、是迄の通にまゐりかね候様にては如何候。新進之志は其當分雜費殊多、且御當地迄引越候儀も、家内引まとひ容易ならぬ事に存候。御宛行之所は、何分五口十五金位之上は出來不仕、歷年之上は御増秩も屹度可有之程、被仰聞候得

共、當分狼狽可仕候歟。當分より高秩は無御座候御法御之上は、旁以同人出身之事出來かね可申候。拙夫より推轂之儀も仕かね申候。然る所、同人へ掛合之上、御厚志之來意に相背候而は、此後似合敷仕途有之候とも、相談は出來かね可申、尊藩より禁錮は不被成とも、乍御内々何角之沙汰御座候上は、海内之仕途は自然とふたがり可申事、眼前之儀と奉存候。左候へば、是等の趣拙夫より引取候而、先頃之御返事仕候心得に御座候。尙何分にも御聞繕も被成度思召に候はゞ、御かけ合も御座候事、柴野邊にても御頼、御かけ合被成被下候様にと奉存候。拙夫は御承知被下候通、同人兄弟の交に候へば、被思寄候一儀、別而身に取り難有事に奉存候故、愚考之所亦前段之趣得貴意候。是等之所立原先生へも、可然様被仰達被下候様仕度奉存候。以上。

十一月十一日

頼彌太郎

長久保源兵衛様

賴杏坪一名は惟
柔、通稱萬太郎、
春水の弟、天保
五年五月朔日歿
す、年七十九

(一一一) 賴杏坪より篠田剛藏へ

(山陽の出奔につきて)

古屋船便一書啓上仕候。久々呈書も不仕御疎遠に打過候。秋寒之處尊堂益御多祥奉欣
慰候。然ば久太郎義、近年兎角放縱に有之候處、當年家兄留主中浪遊に耽り候故、親戚
朋友切誠懇諭も仕候得共、不相改、當月五日、竹原大叔父病死仕候に付、爲弔禮家來
添差遣候處、途中を逐電仕候。家來罷歸り、私共も早速に聞き、竹原よりも追手差出し
候得共、既に時日も經候事故、今以尋得不申哉、今日迄様子相知不申、弊藩封内より備
後福山領へ出で候迄は相分り申候。左候へば何分洛攝間に潜恩候ことと被察候。此間中
井御父子に書狀にて此義申遣候。貴家へ別紙御報可申の處、あまり差急候て不及、其
儀、中井へ傳語頼遣候へば、御聞可被下と奉存候。弊藩之法、嫡子出奔仕候へば、甚
だ落度に相成候に御座候。其上狂漢の事に候へば、如何なる事仕出し可申難計、宗

賴山陽一名義、
通稱久太郎、山
陽外史、又三十
六卷外史と號
す、春水の子、天

家一子の處も有之、公私共難捨置、尋得て連歸不申候ては相濟不申候。何卒御手がか
りも有之、蹤跡相分り御座候は、中井御父子へ相談被成候て、可然御取計可被下
候。本人義素より別に刑憲を犯し遁去様の儀は毛頭無之、但豪俠狂妄の所爲にて御座
候。然し狂妄なりに、宿志も有之事と相見候へば、當分必ず潛居候て、追手を忍可
申。若し御見當り、卒爾に御留置被成候は、必ず亦逸出可仕候間、御見當りの事も御
座候は、隨分御談合にて、御周詳御取計奉囑候。誠に弊家存亡の所係に御座候へ
ば、費用は何程入りても不苦候間、御手厚に御取計可被下候。恐惶謹言。九月十九日。
尙々、家嫂も驚き、心痛の至りに候處、傍より色々慰置候。江戸へは不申送ら
何分尋得候上にて申遣度候。

(一一二) 賴山陽より母へ

(子を持つて親の恩を知る)

保三年九月二十三日歿す、年五十三

新歲之慶千里同風、目出度申收まうしをきめひ。先以益御機嫌能被まうしをきめ爲遊御超歲まうしをきめの御儀と遙想まうしをきめ恭祝仕まうしをきめひ。私方長幼無異まうしをきめ加齡仕まうしをきめひ。萬々御安意被遊可被下まうしをきめひ。冬年は尊書まうしをきめ久々に而相達、有難拜誦仕まうしをきめひ。其節寒氣之御障まうしをきめも不被爲在、御氣丈御世話被遊まうしをきめひ旨、恐慶之至まうしをきめに存まうしをきめひ。其節は被思召寄、辰藏へ春服御贈被下、頂戴爲致申まうしをきめひ。色も仰被下まうしをきめひとは違ひ、甚似合申まうしをきめひ。模様も御好被遊まうしをきめひ事と相見え、大に男らしく御座まうしをきめひ。三穗まうしをきめよりくれられんてんち羽織まうしをきめも、縞柄大に辰藏に似合申まうしをきめひ。當春は昨年とは違ひ、元日二日などは大に寒き事、雪も降り申まうしをきめひ。三日は頗る長閑に御座まうしをきめひ故、昨年祇園へ參まうしをきめひ事存出、小池八幡宮へ私門生兩人かまうしをきめはるく抱まうしをきめひて、參詣致させ申まうしをきめひ。其節彼拜領之綿入に、三穗よりもらひまうしをきめひ羽織させ、連參申まうしをきめひ。おば様にもらうたのぢやと凌々申聞まうしをきめひ故、おばくと申事覺言申まうしをきめひ。よくあるき申まうしをきめひ。少の間も目放しなり不申まうしをきめひ。扱も子を持て親の恩を知まうしをきめとは、よく申まうしをきめひものと存まうしをきめひ事に御座まうしをきめひ。餘一などは、皆々あなた様御世話にて成人仕まうしをきめひ故、苦勞を覺不申まうしをきめひとの事に御座まうしをきめひ。

留守居妹まうしをきめと申まうしをきめひもの、如何まうしをきめにまうしをきめひ哉。俊平參まうしをきめひ節、家内其噂略まうしをきめしまうしをきめひよし、私方へアエ鹽引、ウルカなど申まうしをきめひ。アチラはおまうしをきめこす心もある様子まうしをきめに聞え申まうしをきめひ。貧乏の家へ遣まうしをきめすも難儀させる事、家内多まうしをきめき方角も氣兼多まうしをきめき故、頼氏まうしをきめは内輪と聞え、人少まうしをきめにもあり、とやら申居まうしをきめひよし、俊話まうしをきめにまうしをきめひ。何分得斗御相談可被遊まうしをきめひ。年禮には未參まうしをきめひ。

此度如例年鏡餅一重、砂糖一曲差上申まうしをきめひ。目出度祝被遊可被下まうしをきめひ。舊臘上申まうしをきめひ三輪酒は、相届申まうしをきめひ哉。三千三へ遣し度と申一品、御慰にも可相成と、畫本四冊上申まうしをきめひ。御覽後南の子供に被遣可被下まうしをきめひ。

梨影まうしをきめより何角可申上まうしをきめひ、略之まうしをきめひ。猶期永春之時まうしをきめひ。頓首。

正月三日

襄

母上様

尙々、南大人御草稿拜覽まうしをきめひて差上可申と存居まうしをきめひへども、超歲前後多忙まうしをきめひ。期永春

此段よろしく被仰上可被下。私復舊名之事、先書にも申上。思召も無之義と、當春より相用申。

(一一三) 頼山陽より筑山奉盈へ

(身上を頼む)

任幸便一筆奉申上候。残暑之節、益御勇健被遊御座候哉、承知仕度奉存候。其以來は打絶不奉伺、背本意罷在候。誠に去臘は卒遽之義に而、委曲申承候際も無御座、何様色々と御世話被遊被下、御別之刻も御親切之條々、心肝に銘じ、今に如在目前難忘奉存候。其後も度々御尊共被成下候趣、愚父方申越候。誠に愚父へ御舊交も御座候へども、小子幼少より御懇意に被仰下、御馴染に被思召下有之故にや、箇様之者をも御見棄不被下候段、身に餘り難有奉存候。是乍併私之御心に無之、公之御心に而、御國之者に御座候へば、一人に而も御捨不被成と、乍憚恐察仕候。

右に付御禮旁々、愚父方迄書狀差出、并詩文等不つよかながら、奉掛御目候。是も愚父指圖に御座候。然處、別段に心事内々申上度儀而、外手筋より此書差上申候。全體積年之私所行、誠に童心とや申べく、東西をも不辨義、口之齒にも不可懸義に候。其後御慈悲を蒙候節も、何角と御恩に預り候義、是又今更難盡筆紙候。誠に父義、土民より御取立を蒙り、外諸士よりも御國恩海山に御座候へば、其子たる者粉骨齏身仕候而も、御奉公仕可申筈に御座候處、右之通之身分に相成、致方無之、又假令再御使被遊被下候義、萬一出來候ても、生得多病弱質之私、少之事にも耐兼申候故、自身に甚無覺束奉存候。強而相勤候而事を傷り、不孝不忠を増し候様之事も難計、且又、私一家、重疊官祿を忝仕候義故、一人は浪人仕候方、天道にも叶可申候。又御奉公仕らずとも、御報恩之致方無之とは不可申、自身に是程の事はたしかに出來可申と存候事にて、尺寸之報を心懸居申候事に御座候。經書講釋等も不得手之義、得手と申候ては、史學と文章に御座候。是にて少々にても、御國之御用に相立候義仕度、即籠居以來、

日本外史と申武家之記録二十卷、著述成就仕居候へども、是は區々たる事にて、引用の書なども不自由、私心に備不申、愚父壯年之頃より、本朝編年之史輯申度志御座候處、官事繁多に而、十枚計致かけ候儘に而相止申候。私義幸際人に御座候故、父の志を繼、此業を成就仕、日本にて必用之大典と仕、藝州之書物と人に呼せ申度念願に御座候。此義三都に居中候而、書物を廣く取集め、多聞の友を多く取不申候而は、出來仕らぬ事に御座候。水戸日本史なども、江戸に史館御建被遊候は、此譯に御座候。右史館などは大造之義に候故、私一分にて朋友門人など相聚仕上の義は手覺御座候。少しも御上の御物入等累し申義は無之候。其上、凡そ古より學者之業を成申地は、三都之外は無之候。如何なる達人にても、田舎藝は用に立不申候。闇齋、仁齋、徂徠など之様の業は、都會ならでは出來不申候。如此人にては左様に候へば、まして凡人は猶更之事に候。不肖の私に御座候へども、何卒右之場所へ出、名儒俊才に附合申候而、學業成就、名を天下に擧、末代までも藝州の何某と被呼候は、螢火にて月光を増候譬にて、少は御

國の光とも可申候。何分學者と生れ、三都に居不申は、暗闇に居申も同前に御座候故、幸ヶ様之不用の一人に相成候故、今生之思出に、大場へ罷出、正學を以四方靡せ申度事、生前之念願不過之奉存候。此義は數年來一日も難忘思込候事、尊公様にも御承知之義にて、先年も私ヶ様之身分に相成候上は、却て本義を遂候義、出來可仕と被仰聞候故、夫を樂み月日を送り申候處、彼是と小十年にも相成懸り、黙々と不面目暮し居申候。去冬、此方へ參候一件、家長共私へ一向知らせ不申、間際に相成漸發言仕候。私好み不申事に御座候へども、已に願出の義、今更辭退も難仕、急に追立られ罷越候。其以來、書生の世話無意仕候へども、何分不納得之義に御座候へば、つまらぬものに御座候。誠に草原にて馬子牛飼之外は、談話仕候人も無之、扱又福山之家中に應接仕候節も、不面白事のみには御座候。それはともあれ、廣島に居候節は、また時節も有之候は、都會へ出候事も出來可申と、空頼みに存居申候處、爰元へ參候ては、其頼も絶果申候故、日夜悲嘆仕候事に御座候。然處、福山之公邊にては、私を取放し不申様に、役

人共寄合、彼是と談合仕、私に知行取らせ、士儒に取立申度旨内意、菅先生より被_レ申聞_レ候。先生には私所存を御承知無_レ之、不仕合之私故、是は宜敷事に有付申候事故、承引可_レ仕旨被_レ勸候。私對申は、是は案外之事を承申候、私奉公出來之身に候へば、本國にて仕可_レ申筈之義に御座候、本國にても奉公不仕候上は、如何様之御勸に而も、決而此義可_レ仕様無_レ御座候旨、答申候へば、夫は小國故嫌申候哉、小國にても俸祿は隨分宜敷旨被_レ申候故、私は義之字を申候。義に協不_レ申義に候へば、警加賀薩摩より所望に預り候ても、見向も不仕了簡に御座候。大恩の本國に尺寸之勞を盡し不_レ申、他國にておめく_レと出仕候事、私畜生に御座候は_レ可_レ仕、苟も人に而御座候へば、何の面目に而天下之人に對し可_レ申候と申切候。扱又私に妻をむかへ申候様被_レ勸候。此義も辭退候譯は、私義長子と生れ、父之家を繼、父を安穩ならしめ候筈之處、箇様之身分に相成、他所へ參り申者に候へば、常竝の人間の暮しを仕候ては、天罰可_レ畏候。生涯妻縁不仕、不自由にて自討之積り、せめて之申譯に仕度奉_レ存候故、此義も相_レ斷置申候。扱又私

義、福山家老の方へ、詩會に罷越候節、客方のあしらひと存居申候處、菅太仲養子と申様のあしらひにて、呼棄に致申候。是さへ口惜存居申候處、役人の方にては、私に本姓を捨、菅氏を名乗せ申様の積に相聞え申候。全體學續相續と申て、寺の後住のものと申事故、可_レ然義と存居申處、右之通にて、一儒者の身に大に恥と仕候事、父に對し申譯無_レ之候。右様之儀は幾重にも相斷、此方申分相立申事も可_レ有_レ之義に候へ共、私多年の願望遂候期は、無_レ之様に相見申候。叔父萬四郎別の節、何分神邊を根城と存じ、隨分都會へ出遊候事出來申旨、私に納得させん爲に申候へども、此方へ參見候へば、中々左様之事にて無_レ之、由左様の事出來申候ても、私本志は成就不仕、何分年少氣壯の内に、一度大所へ出、當世才俊と被_レ呼候者と、勝負を決申度奉_レ存候。家父家叔父共、御承知之氣遣手に御座候故、兎角手放候事致兼、此度爰許へ差越候も、兄弟同様の太仲にあづけ置候へば氣遣無_レ之、其内に年も寄候へば、分別直り可_レ申と心組可_レ申候へ共、私は若氣者と申のみにては無_レ之、前段之大志御座候故に御座候。此念

願と申も、人に少も世話をかけ、物入をさせ候事にても無之、唯一言之許を受候へば、直に私一分の才覺を以て、一人口食事は如何様とも仕申候。家元より仕送等に預候儀は、一錢も煩し不申積に御座候。未若年之私に御座候故、繁華の地にて身を持崩、父の面よごしを可仕やと、其段も氣遣可申候へ共、全體人の放蕩と申も、自身に定りし所業無之、懸り人根性と相成候故に御座候。自身世帯仕候へば、一錢を遣候ても、自身の難儀に相成候事に候へば、左様の事は、せよと申ても仕者にても無之候。右之通大儒名家と被呼申度志の者、少しにても人口に懸り候義御座候ては、萬事瓦解仕候は勿論に候。皆川文藏などの所行は、老人故人も立置申候。若年の者其眞似は出來不申候。何分藝州の何某と名乗申候へば、何處迄も君父の恥辱に相成候様の義は、可仕様無之候。凡人を氣遣申候は、其志其居場所に安じ不申候て、別に存念を出し、兎や角仕候故に御座候。其者の念願を達させ候はど、其上に何を存立可申哉。又燒鳥にへ緒と申様に、人を氣遣候ては盡期有之間敷候。左候へば、廣島に右之通にて差置、神邊に

此通にて差置候へば、雙方いつまでも安心仕候期は有之まじく、此地に居候へば、卅人ほどの塾生は先生と被仰、田地等の家督も御座候へども、何分人の跡を囉ひ機嫌を取り候事、不面白奉存候。家父老年に相成候て、他所へ罷越候義如何敷御座候へども、此所へ参り居候も、京大阪に居候も、五十歩百歩の違に候へば、同事に候へば、きらびやかなる所に罷出、一本立にて持見申度、ケ様の所にぐすく仕候事、何とも始終遂申間敷、また菅先生、福山より扶持格共に頂戴致居られ、其養子あしらひに仕候へば、右様仕官辭退仕候ても、家父へ歸省仕候事も、思ふ様には相成申間敷、京大阪に浪人を立居申候へば、却而自由に相成申候。此處に彼是と年月を積候内、菅先生養育の恩義は日々に重り候て、難去相成可申、さりととも多年の念願無に仕候も、殘念至極申計も無之、如何可仕哉と案煩、當所へ参候てより、下地の病氣増々重り、食事等大に減小仕、肉脫仕候由御座候て、ふらく仕居申、已に當塾にて學頭仕居候もの、段々此以前死去仕候ものも御座候由。何卒尊公様の御憐愍にて、人一人御救被下、本意を遂候

事は出来申間敷哉。左様にも相成候はゞ、英氣は百倍仕、多病の身も學問出精、天下の人に、一人も追付れ不_レ申了簡に御座候。身分落著、業事成就仕候上は、家父も安心仕、少は御國の御用に相立候事出来可_レ申、何卒兩親生存中に、此場を見せ申度奉_レ存候。いつ迄も不得心の事仕候ては、いつ安心を仕らせ、喜悅の眉を開かせ候期も無_レ之候へば、甚不本意之義御座候。ケ様の存念、廣島に居候節より、申上度奉_レ存候へども、憚_レ多く時節も到來不_レ仕と存、默_レ仕居候。去冬も右の趣にて、事已に定_レの上、あまり匆忙の義に御座候故、默々として御別申上候。此事菅先生へ打明て申とも存候へども難_レ申出、愚父叔父などへ申出候ても、中々差許不_レ申、ハテ出来る事も出来ぬ様に相成申候。左候ては生涯の慇懃に相成、恩を傷_レ候事御座候。父叔父などの氣遣申候に付、私身分に於て、何ぞ手放難_レ相成_レ様の義も有_レ之間敷哉と、御疑_レ被_レ遊候義も有_レ之べく候へども、是は骨肉の間は、いつ迄も小兒の様に存じ、思切候取計は得出し不_レ申、病人の療治は他人決斷仕候如く、此場は他人之所_レ決に御座候。尊公様ならでは此義御決斷被_レ下候人無_レ之

候故、半年の餘もとつをひつ案じつめ候。此度憚を不_レ願、生涯の浮沈と覺悟相究_レ申上候。乍_レ憚能々御勘辨被_レ下、何卒宜敷御計も御座候はゞ、尊公様の御心付として、被_レ仰出_レ可_レ被_レ下候。乍_レ去私事、先年より、御領分内にて出行難_レ相成_レに候處、格別の御取成を以て常所迄罷越、又々高罪を仕候事、如何可_レ有_レ之哉。何分尊公様御了簡にて、宜敷御取計ひ被_レ遣、私生涯の大望御遂_レけさせ被_レ遣候はゞ、此御恩世々忘却仕間敷候。是にても心事難_レ盡、萬々御推察被_レ遊可_レ被_レ下候。御懇意にあまへ、ケ様の義申上恐入候。誠に他國に居候ても、御國の義はよかれがしとのみ奉_レ祈候事に御座候。尊公様、國の爲めには自愛可_レ被_レ遊候。乍_レ懼_レ當君御英明に被_レ爲_レ在候段、乍_レ蔭欣躍仕候。あつばれ身分人竝に御座候はゞ、爲_レ國家粉骨盡_レ忠節_レものに御座候。致方も無_レ之事、せめて前文の通、自身出来_レ覺御座候事に、餘所ながら尺寸の報恩仕度奉_レ存候故、此上ながら御棄被_レ遊不_レ被_レ下、御世話被_レ成下_レ候はゞ、難_レ有奉_レ存候。乍_レ憚私杖柱とも奉_レ仰願_レ候尊公様に御座候へば、私の爲

めにも御長壽被下す候ては相濟不申候。失言の罪眞平御免被遣可被下候。とても筆には盡不申申留候。頓首敬白。

七月二十六日

此書狀相違候義、無覺束奉存候間、一筆にても御答御聞せ可被下候様奉希望候。もし御答被下候は、金春傳九郎御呼寄、御申付被下候へば、便を求め答をくれ申候。傳九郎は御存知の者の様に覺申候。市左衛門二男市之丞弟に御座候。私懇意に仕候ものに御座候。内々箇様の義申上候義、家父叔交ども承候は、どの様に不機嫌可仕も難計候。乍去私より打出し可然思召候は、御申越可被下候。打出候ては言懸りと申様に、却而私申條立ては仕間敷と奉存候故、不得已如此に候。不明白の様の義にて心悪く候へども、其段御推察被遊可被下候。乍懼書落候義申上候。先年去人私身上之事相謀候て、京大阪にて、御上の御調物書物類などの世話を仕候ものになり申候事は、出来間敷やと申候事有之、御考の爲に申上候。何分 思召有之、京大阪住被仰付候事は、出来ぬものに御座候哉。左候は、いづくにても、否と申ものは有之間敷候。當所に參居候ても、福山の自由に致事なり不申、本國の御指圖次第のものと奉存候。ケ様の事、私より申上候義、誠に恐入候義御座候へども、度々書狀に申上候も、却て失敬に御座候故、此度を序に申上置候ものも、御考合に相成申義も可有之やに奉存候。誠に御懇意にあまへ、失禮之義可有之、其段は御海容被遊可被下候。右様の書付、御覽後は火中被遊可被下候。御子息様も御懇意に被成下候へ共、尊公様ほどには、乍憚不奉存候。もし洩候義御座候ては不宣候。駒井數馬などは多言の男にて、直に私方へは通申候。事成就の跡にては、しれ候ても毛頭不苦事に御座候へ共、其事未成内は、機事貴密の事に御座候。此書狀、金春傳九郎御届可申上候間、御直に御逢も被下候は、難有可奉存候。尤届させ候のみにて、書中の趣しらせは不仕候。御逢御叶不申候は、御

直に御受取にて、御自筆にて被遣被下候へば、此方へ早速届き候て、私安心仕候義に御座候。

(一一四) 頼山陽より小野泉藏等へ

(頼まれ物遅延の詫)

扱もく御無沙汰仕候。誠申譯も無之候。花の頃御一書、御返事七月迄と被仰下、なんの左様の事あるべきと存候處、涼もすぎ跡すども過て、盆の踊の聲、是はしたり御言が本まの事になりては口惜と、今日は認可申、明日はと存候内に、盆前の窮鬼四面より攻來、纔に合戦相引位にすむと月見、廣澤へや行べき、石山へ誘はましなど、忽去年西遊の頃に相成申候。其内に貴家よりは、兩度の御書、加之乾魚、慚愧の至りに御座候。御答せねばならぬと存候内、又乾魚一苞、此度は三くだり半位の貴書、是はもはや離絶の御意にやと、たまらずなりて、先々借錢元金はさし置、利息だけにてもと

存じ、扇子を昨日朝よりかより、終日の仕事に仕候。昨夜以來肩がこりかたまり、終夜朝雲の手を請ひ、纔に此書を認候事出來候様に相なり申候。是には私拙作をと被仰候へども、ろくな詩もなし、石湖三十首は、原來六十首なるを、清人の選か、三十首の四時のさいごうけしき、讀で居ても慰になり候故に、是に仕候。新羅三郎も掛ておき、おきて見つねて見つ仕居候。決してわすれは不仕候。先もどせ、表具をしてからと云は、失なはれてはと御恐れなるべし、決して左にあらず。去年西方にて受合來候事、とんと一紙もいまだ手を不付候。去冬の心には、春になりたらばと存候内、花に狂ひ、菅翁通行に十日程仕舞、無程弟不幸にて、とつかわ歸省、六十日ほど潰れ、歸京と移居大騒動。此節やうく居合、机の直し所もきまり候所にて、先第一番に此扇子、次に新羅に贊と仕候也。詩は既に左の通に出來候。

脊令原上月孤明 欲出關門駐旆
自惜平生廣陵散 滿身風露教吹笙

外に幾首も作見候へども、是がまだしもに候。出關門は生入玉門關の意、廣陵散は稽叔夜故事にて、祕曲の絶ることの套語なり。是は今一度鍊候て題、且直に三浦へ申付候も、表装の兩方にて壹方半位の事にて可然か。

時に去年長の滯留、木戸番の大勳勞、それを如、此無沙汰仕候而、筆硯冥理にも盡可申、吾ながら恐れ申候。何ぞ進呈と存候へども、ありふれたるものは上られず、此節此一物手に入候故進上仕候。此煙草盆にて御一所に一服くすべ、それより薰見眞葛が原へなりとも、祇園、清水、知恩院、大佛様の燒跡にても携手候事、何時に可有之哉。人生幾何、先々はを上候故、私と一所の床に腰懸けたる意地にて御獨吟可被下候。鄰主人八百金にて千壽を根引と申沙汰のみ承り、往もせず來もせず、義豊などは始終御つきまはりと存候。千壽は萬壽にても億壽にてもよけれども、金虚より腎虚のおそれあり、自身の壽を百壽ならずとも、七十壽六十壽位にする了簡を、陰ながら祈居候と御傳言可被下候。腐儒老婆心切、御打棄なき様仕度候。

機翁此節は御病氣如何なされ候哉。廣島愚父など、今年は去年とは大相違健に御座候。孝公如何御暮なされ候哉、寒盟打過申候。別に書狀も上不申、此狀にてすませ候積に候。

松月主人益還讀奉遙察候。佳なる法帖も出不申候。酒井讃州とうく老中になられ候。將來は不知、是迄の善改遺愛不尠候由。以來京兆尹になり候人は、地方にて一萬石之役料と申事を建議致被置、なんでも此人、白川、吉田の跡續と見え申候。私宅門前を被通行候。今日は新令尹通之、一東一西紛々遮眼候。

新尹東來舊尹還 門前車馬日喧闐

勾當政事諸公在 解使吾儕高枕眠

などとむだ計申居候。狂奴故態御一笑可被下候。餘掛物を上候時と申置候。頓首。

八月十三日

襄

連日晴景、今日忽ハラく、あはれ明後日はよかれかすと存候。中國のそらは如何

やらむ。

藤井彦七郎様

小野泉藏様

小野本太郎様

(一一五) 頼山陽より小島船山へ

(招待)

今日もらひもの大分有之、内にて食て仕舞も無益也。御夫婦連にて御出可被成、かよも其義くれぐ申居候。研蓋不出來とも、先此者へ御返し可被下候。かよ不自由と申居候。屏風などかくに、かよ墨を磨候故、如此せがみ申候。私せがむにあらず、私は袖爐をせがみ申候。如何々々。

尙々、どうぞ御出可被成候。用捨は山陽にスカタン也。駝他出難成候はど、略ばかり奉待候。

(一一六) 頼山陽より知友へ

(梅を請ひ得たる禮)

昨日は梅阿漕に御所望仕候處、望外の一枝大者被下、喜悚交至候。病牀の大娛不^レ過之候。今日は御來責被下候事と奉存候。御夜食なしに御出被下度、彼餅を又々致方をかへ候て、たんと被上候程に可仕候。七比より奉待候。拙詩先入御覽候。

依稀淡月有梅花

怕叩柴門疎影斜

先喜幽人猶未睡

風聲定處認琵琶

第二句一作、野水無聲疎影斜。

第四句一作、隔花聞得憂琵琶。

此外色々致候處有之、拜面に御談申上、尙々不足取詩にても差上候。詩はよくいたし度候。

二月十六日

襄

梅竹主人

左右

(一一七) 頼山陽より平塚飄齋へ

(京の花見の通知)

其後は打絶御尋も不申、平生平塚二字横胸間居候へども、扱過申候。其由は御聞も可被下、又々國元へ老母迎に參、花にエイヤツト馳著、淀より直に嵐山へ參、未見妻子面内に花のかほを見候。それより御寶圖平野知恩院を見可申と、直に勢州へ連參候。

招酒捨亭別送人

禽聲草色太平奉

携妻携子同從母

非是流民是逸民

などと申爲體に而、此節歸京、まだ雲霧中に居申候心地にて、何方へも御無音仕候。今日は得來翰併伏水御到來之鹽鱒、供老母候ものに事缺居候て、大に忝奉存候。留守に丹酒よくぞや被仰下候。此節も澤山に御座候、御使に事づて可申と存候へども、御淋疾に御忌物かと存候て差控候。何時にても取に被遣候はゞ、御器爲持可被下、此方器なれば、御返し御心配あり。何分御保養、早く拜面と申留候。今日も御影へ供居候にて取紛、草々不盡。

四月十九日

頼

平塚様

詠史樂府註を御託可申存候所、善助にさせる事當然と申人有之、それにいたし候。大口に出来、清書候はゞ可上候。

頼山陽の妻一名は梨枝、近江の煙草商の女、京都小石氏の婢となり、後山陽の妻となる、書に通じ、繪をよくしたりといふ

(一一八) 頼山陽の妻より小野泉藏の妻へ

(夫の病状)

便をもとめ一筆申上まるらせぬ。時分がら時こうさだまりまるらせぬ。いよく御揃まし御機嫌よく御入遊ばし、御めで度存上まるらせぬ。左様なれば、當春ははじめて御めもじ様申上、御うれしく存まるらせぬ。其せつは大いに御ちそうにあづかり、其上いろく御みやげ被遣、だんくと忝く存まるらせぬ。毎々御うはさのみ申上ぬ。其後御歸り遊しるころに、此かた主人より書状さし上ぬへども、とんとくあなた様より一つも御狀参り申さず、いかゞ致ました事やと、日々主人申出し、御案じ申上ぬ。扱また此方主人も、六月十二日より存じの外大病に取あひ、誠に心配いたしまるらせ候。はいけつにて、初めは少々にて、たんけつのやうに存じまるらせぬ所、又七月廿五日大出、又三四日ほどにてをさまり、もはやよろしと存じ、主人もさしてのかはりもな

くゆゆる、おひくとよろしく事と存じぬ處、又々八月十八日朝大出、又廿一日廿三日、一日三度ほど出、誠に大たんそく、小石、ふく井、新宮も、誠にむづかしく、いたし方もなしと申し、いろくと心配致しまるらせぬ。お察し下さるべくぬ。九月二日ごろより、誠につかれ出、身もよわり、又十五日ごろより、兩便もすぐにねまにて取ると申すやうになり、すこしはなしをいたしぬても、いきがきれぬやうになりまゐらせぬ。もはや今日は丸にもいらせ申さず、丸へあがり度なれば、いきがきれ申ゆやうと申いられぬ。むつきにて取申ぬ。扱々くつういたされ、見申ぬ所、扱々氣のどくに存じ、先はじめより、しよくじはあぢはひよろしと、すこしづつなれども、おいしく、夫に日によりぬれば、むかつきがあり、大いにしよくもむづかしく、日に三度のしよくじ、みづからこのみ言ふにしたがひ、いたしまるらせぬ。言に氣ぶんは、誠にたしかな事、今に其内々つう義どもの文をかきたし、ちよじつもみなく、なほしぬて、門人にかよし申ぬ。かやうなけん氣有り、扱ていしやは、とてもいたしかたなくと申ぬ

へども、右やうな所を見申はへは、頼の所あり、たのしみにかいはう致し、ながくとも、
 どうぞくく本ぶく致され様と祈りまらせは、まつく先頃本代三百疋、此方よ
 り九月拂に取かへ申は、左様におほしめし。誠にかいはう中、門人衆もよくくかいは
 ういたしくれ、二人づつ、かはりぐくに、よとぎいたしまらせは。私ほちのみ子あり、
 扱々心ばかりにて、いきとどきかね、しんきに存は。いそぎ主人より、御便りもなき事
 氣づかひ、私より御見まひ申上はやう申つけまらせは。めで度かしく、

九月廿一日

頼内より

小野氏

御おもじ様

御新もじ様 御もとへ

なほく、折から御いとひ御用心遊し。

何か申上は事も山々おはしましはへども、右之通り取りぐの主人大病ゆる、御あ

いさつても書残しまらせは。御めん可被下は。

猶々、國元母君へ、いつこ大病の事申遣し不申、少々よしに申はへども、はや

よろしと存、左様におほしめし被下は。此義主人にも申つけまらせは。日夜心は

いのみいたしは。

(一一九) 頼鴨崖より櫻任藏へ

(蓄米の議)

春來御番士の家來へ被托候書狀相達、久潤にて如接貴面、大に奉慰懇望候。同時
 揚椒山全集御贈被下、御厚情傷入候。御心事御發露は無之候得共、御二三言の御様
 子にて、依舊御報國の忠魂依然として御崩し無之様子相分り、十年の舊友も大に慰遠
 望申候。小生も只々詩酒に相耽り、日夜沈醉は致し居候へども、素志の所在、一時も
 忘候隙は無御座、狂態に相くらまし候事も有之、萬事大樂源太郎より御聞取可被下

頼鴨崖一名は
 醇、通稱三樹三
 郎、古狂生と號
 す、山陽の第三
 子、勤王家、安政
 六年十月七月刑
 死、年三十五

候。此源太郎と申人は、長州の陪臣にて、去年來拙宅に同寓致居申候。此人學文未熟に御座候へども、頗有志の者にて、今般暫時江戸へ罷出申候。一月位は在留も致可申、甚以恐入候へども、相成候得ば、老兄の宅に御置被下、萬事形勢爲御聞被下候様頼上候。書物をぐずぐ致し、名利相求候族には無御座候。扱又天下の形勢の事相憂申候は、各々分内の事にて、可怪事にて無御座候。乍併當時いろくの愚天狗現出いたし、天下有志有用の物の邪魔致し候もの多分有之、困入申候者なり。吾等各其分に御國恩を報申事可有之と奉存候。身分之大小存不申、分外之事相勸申候共、其かひ無御座と奉存候。貴志如何。水の事は、天下眼目の事にて、誰も左様存候事にて、西儒も大體人意の如く相成可申候。扱又希上候一條別紙書附何卒水老侯の御耳に御入れ可被下候。小生骨折居所は米の一條なり。今般堀閣上京、其前水の老侯御内奏の一件扱、都て御勤王に、誠意恐入候へども、誰も蓄米の一義に氣の附候もの無御座、小生もいろく諸方へ申入れ置候得共、今に片附不申、已に龍野の脇坂へも申入置、京

都同志の地役人も壹兩人有之、別紙大阪分量積の弊相除候と、都て諸事可成姿も御座候。此義は、小生大言之義にては無御座、此義よく御考被下候様願上候。西儒の事、其餘隠然盡力の事は、無如才相勤申候。老契も小生も、各其分内をはかり、御互にはたらき可申候。別紙の一件、京師蓄米の事は、老侯の御耳にも御入れ置可被下候。小生名聲を相求候義にては無御座候事は、老契も御存の事、御用御不用はさて置、京師へ御内奏の次第も有之、何卒御耳に御入置被下候様頼上候。萬事源太郎より御聞取可被下候。小生も醉生夢死に御座候へども、いきみ御座候内は、盡力仕候。大阪の大久保要の先生扱は、議論は愉快に御座候へども、實事は不被用候様奉存候。別紙の一件、何分にも老侯の御耳に御入れ置可被下、此老契先年の事も有之、今以其趣意は忘不申候。其節の事は、老契も御存有之候半。何卒老侯へ御申納可被下候。右源太郎の事、宜敷御頼申上候。取急ぎ匆匆々走筆。

四月二十二日

頼 三樹三郎